

鳥取県公報

平成15年3月31日(月)
号外第57号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告	包括外部監査の結果の公表(5).....	1
------	----------------------	---

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人安田壽朗から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により提出された意見を併せて公表する。

平成15年3月31日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 中 尾 享
鳥取県監査委員 湯 原 俊 二

平成14年度鳥取県包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく特定の事件に対する監査

2 選定した特定の事件

鳥取県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 企業局を外部監査の対象として選定した理由

企業局は、県内における産業経済の発展を図り、県民の福祉の増進に寄与することを目的として設置され、現在、電気事業、工業用水道事業、埋立事業の3事業を行っている。かつて、昭和49年には観光施設事業が設置されたが、平成4年度末をもって事業廃止となった。

これら3事業は、いずれも県産業の重要なインフラ整備にかかわる公共性の高いものであり県内の産業基盤の涵養に多大の貢献を行ってきたものである。しかしながら、これら3事業は単なる一般行政サービスではなく、その性質上あくまでも電気、工業用水、埋立分譲地等の事業者に対する給付を正当な経済対価関係下において行うことを基本とするものであり、従って、受益者負担原理や独立採算原理に支配されるものでなければならない。このような観点から企業局の行う事業は、昭和32年7月以降、地方公営企業法の適用を受けることとされ、法制度としても一般行政事務と区別し、独立採算の原則の下に運営されることとなった。

当然のことではあるが、独立採算の原則は、企業局の事業が公共性の高いものであることを前提としつつも、あくまでも一般の経済原則に従った3事業の運営を求める。従って独立採算の原則には、一般経済社会では当たり前のこととされている経営の合理性、効率性という一般経済原則の追求も含まれることになる。

しかしながら、このような経済一般原則を貫徹することは企業局の運営に当たってはなかなか困難である。なぜならば、企業局はあくまでも県行政の一部門であり、企業局の事業の遂行過程において一般行政事務に属するさまざまな諸課題の解決を迫られるからである。その上、企業局を運営する担当者のほとんど全ては、県一般行政からの人事異動に組み込まれて、しかも2ないし3年のサイクルで再び一般行政部門に帰っていく。換言すれば、県全体の人事体制に完全に組み込まれ人的な独立性を全く持ち得ない。これらのことにより、企業局は、一般行政部門からの不合理な、場合によっては法令違反となる要請を拒み得ず、また一般行政部門に属する事務を無意識的に企業局の事務と混同してしまう構造があると思われるからである。

経済原則に沿って運営されなければならない企業局の3事業は、一般行政事務とは比較できないほど社会全体の経済情勢に密接に組み込まれている。現下の長期経済不況の下においては、それ故、以前にも増して独立採算の原則の徹底、経営の合理性、効率性がもとめられる所以である。このような観点から、現時点において、企業局の独立採算制の徹底と不徹底、経営合理性、効率性に係る問題点を検証することは、今後の企業局の財務運営だけでなく県一般行政の財務のあり方を考える素材を提供するものと考えて、本テーマを選定した。

4 監査の着眼点

企業局の財務運営に独立採算の原則が徹底されているか、徹底されていないとすれば、その原因はなにか、その改善策としてはどのようなものがあるかという観点から以下の点に着眼して監査を行った。

- (1) 企業局の独立採算制を損なう財務処理があるか
- (2) 企業局の財務処理に合理性を欠くもの、違法・不当なものがないか
- (3) 企業局の独立採算制を徹底するための改善策にはどのようなものがあるか

5 主な監査手続

- (1) 過去10年(平成4～13年度)の企業局決算及び付属書類の分析・検討
- (2) 過去10年(平成4～13年度)の会計資料の分析・検討
- (3) 各種契約書等の分析・検討
- (4) その他の関係資料の分析・検討
- (5) 企業局担当者からの聞き取り

6 監査を実施した期間

平成14年7月29日から平成15年3月18日まで

7 監査の対象とした期間

平成13年度の財務及び事務、但し必要に応じて過年度に遡及した。

8 包括外部監査人の事務を補助した者

弁護士	西村 正男
公認会計士	勝部 不二夫
公認会計士	入江 道憲
有限会社勝部朝日会計職員	西郷 美雪

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係を有していない。

第2 監査の結果

1 企業局の歴史及び概要

鳥取県企業局の歴史について、同局発行の記念誌「30年のあゆみ」及び「企業局事業概要(平成14年度)」をもとに記すと次のとおりである。

(1) 事業の歴史及び背景

鳥取県における企業局所管の公営企業は、産業経済の発展を図り、県民の福祉の増進に寄与することを

目的として現在、電気事業、工業用水道事業、埋立事業の3事業を行っている。

なお、昭和49年に設置した観光施設事業は平成4年度末をもって事業を廃止した。

これらの事業のうち、電気事業の歴史が最も古い。

昭和20年8月第2次世界大戦が終わると、戦時下の燈火管制が廃止され、電気が自由に使用できるようとなった。

しかし、戦災により発電施設が甚大な被害を受けたことから全国的に電力不足を生じ、一般家庭に不用時消燈運動が展開されたり、工場においても休業や夜間操業などの電力使用制限が行われた。

昭和25年の朝鮮戦争の勃発によって産業界は活気を取り戻し、電力需要も大幅に増大してきた。

当時の鳥取県は、第一次産業を中心とした後進地域であり、全国との地域格差を是正し、県民の生活水準を引き上げるため、積極的に県外大企業を誘致することによって、県内産業の高度化と近代化を図るための施策をとった。

このような状況の中で企業誘致を行う基盤整備の一環として県営による発電事業に緒がついたものである。

その後、昭和35年高度経済成長政策が決定され、県の西部地区に位置する米子市・境港市が新産業都市に指定され、近代的工業団地の造成と同時に道路・港湾・電力・工業用水道等の基盤整備を行う方針が決定され、これらの整備を一元的に行う組織として鳥取県企業局が設置され、工業団地の造成、発電、工業用水道の整備を行うこととなった。

このように、鳥取県企業局は、当時の県政の主要施策の中で主に産業基盤整備を担う部署として事業展開を図って来たのである。

(2) 沿革

企業局全体の沿革を編年で表すと次のとおりである。

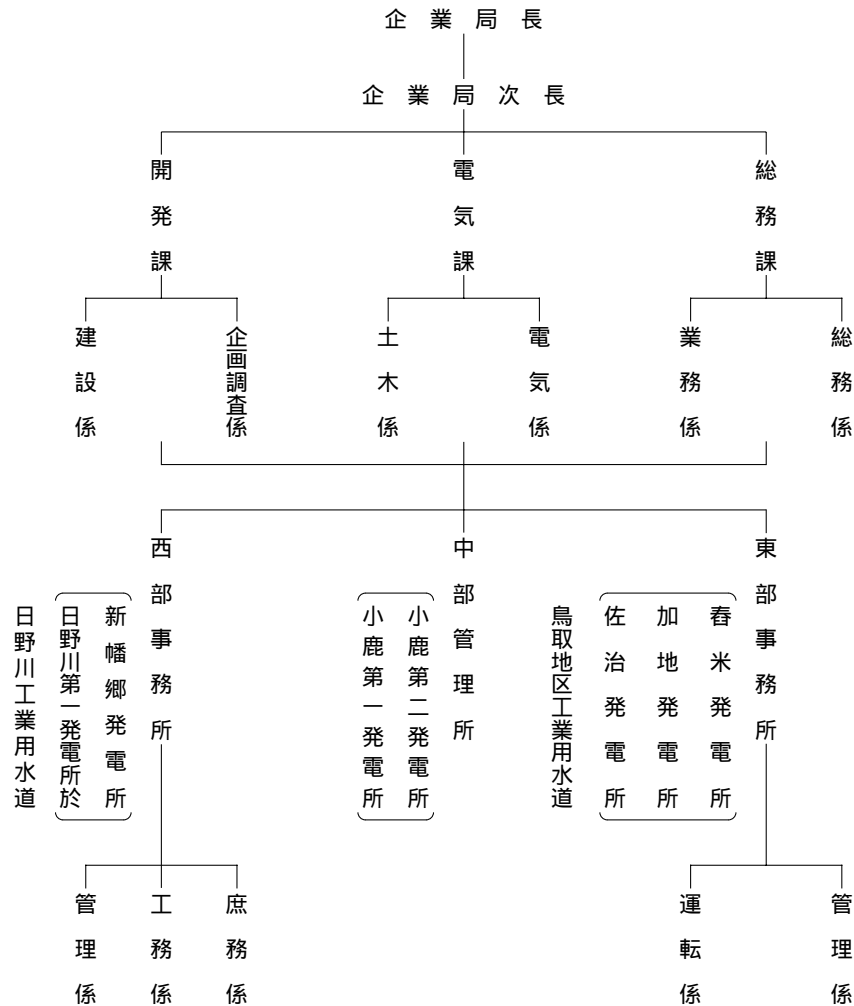
【企業局の沿革】

昭26.11	幡郷発電所着工	昭56.9	佐治発電所着工
昭28.3	幡郷発電所運転開始	昭58.4	佐治発電所運転開始
昭28.4	小鹿第一発電所着工	昭61.3	境港外港竹内地区埋立竣工
昭30.4	鳥取県電源開発局設置	昭62.2	幡郷発電所再開発 (新幡郷発電所着工)
昭31.9	小鹿第二発電所着工	昭63.9	新幡郷発電所運転開始
昭32.7	鳥取県電気局設置	平5.3	観光施設事業廃止
昭32.10	小鹿第一発電所運転開始	平5.4	鳥取地区工業用水道事業着工
昭33.4	小鹿第二発電所運転開始	平5.4	日野川工業用水道事業新線本管着工
昭33.8	春米発電所着工	平7.3	加地発電所着工
昭35.12	春米発電所運転開始	平8.3	日野川工業用水道事業新線本管完成
昭38.4	日野川工業用水道事業着工	平8.8	加地発電所運転開始
昭38.5	鳥取県企業局設置	平8.12	発電集中監視制御装置更新工事着手
昭39.3	境港外港昭和地区埋立着工	平9.7	みなと温泉館を「山陰・夢みなと博覧会」に出展
昭39.4	日野川第一発電所着工	平10.4	東部事務所開設。新発電集中監視制御装置運転開始、鳥取地区工業用水道一部給水開始
昭42.10	境港外港昭和地区埋立竣工	平10.5	みなと温泉館営業開始
昭43.1	日野川第一発電所運転開始	平11.3	米子崎津地区用地取得
昭43.3	日野川工業用水道給水開始	平12.10	鳥取県西部地震。新幡郷、日野川第一発電所、日野川工業用水道、みなと温泉館被災、各埋立地区液状化現象発生日野川工業用水道表流水取水施設運用開始
昭48.1	米子港旗ヶ崎地区埋立着工		
昭49.4	観光施設事業設置 (皆生温泉公園)		
昭50.3	発電設備近代化工事着手		
昭52.2	米子港旗ヶ崎地区埋立竣工		
昭52.4	発電集中制御所運転開始		
昭53.5	境港外港竹内地区埋立着工		
昭55.11	皆生温泉公園開園		

(3) 現在の企業局の概要

ア 組織図

平成14年4月1日現在の企業局の組織は次の企業局組織図のとおりである。



イ 職員配置

平成14年4月1日現在の企業局の職員配置は次の企業局職員配置表のとおりである。

企業局職員配置表

平成14年4月1日現在(単位:人)

所属名	事務吏員	技術吏員					計
		土木	電気	運転士	保守員	操作員	
総務課	11	1		1			13
電気課		2	4				6
開発課		5	1				6
東部事務所	1	2	12		5		20
中部管理所		1	4		4		9
西部事務所	2	5	5	1	1	4	18
計	14	16	26	2	10	4	72

(4) 企業局の各事業の概要

各事業の施設等の位置は末尾の鳥取県企業局の事業概要図のとおりである。

ア 電気事業

(ア) 発電所の管理運営

現在7発電所を有し、平成13年度における県営発電所の発電実績は180,141メガワットアワーで、県内総発電電力量の約37パーセントを占めている。

昭和52年度以降は、全発電所を遠方監視制御装置により集中管理し、発電所の高能率かつ健全な運営を図ってきたが、老朽化のため平成7年度より移転更新事業に着手し、平成9年度末には鳥取地区工業用水道事業と共同の建屋が完成し、平成10年4月から東部事務所において集中制御を行っている。各発電所の概況は次のとおりである。

(平成14年4月1日現在)

発電所名	小鹿第一	小鹿第二	春米	日野川第一	佐治	新幡郷	加地	計
河川名	小鹿川	小鹿川	八東川	印賀川	佐治川	日野川	加治川	
位置	東伯郡三朝町神倉	東伯郡三朝町三朝	八頭郡若桜町大炊	日野郡日野町福長	八頭郡佐治村河本	西伯郡岸本町金廻	八頭郡若桜町中原	
型式	ダム水路式	ダム水路式	ダム水路式	ダム水路式	ダム水路式	水路式	水路式	
最大出力(KW)	3,600	5,200	7,900	4,300	5,000	9,200	1,100	36,300
年間目標売電電力量(MWh)	17,863	26,008	33,729	15,653	19,292	44,793	4,534	161,872
発電開始年月日	昭32.10.23	昭33.4.30	昭35.12.9	昭43.1.30	昭58.4.1	昭63.9.30	平8.8.2	

(イ) 電源開発

県営発電所の開発計画として次の袋川発電所があるほか、新規電源開発調査も行っている。

(袋川発電所)

国土交通省が直轄で建設を行っている千代川水系袋川殿ダム(多目的ダム)を利用し発電所を建設するため、電力会社と売電の基本協定を締結し、国への補助金申請を行う。

河川名 千代川水系 袋川
 発電所位置 岩美郡国府町殿地内
 型式 ダム式
 最大出力 1,100kW
 年間発電可能電力量 6,071MWh

(ウ) 風力発電

平成14年度は次の4地点について、建設へ向けての風況観測を実施している。

- (1) 鳥取市港町(鳥取港) 平成13年度から継続
- (2) 鳥取市越路(鳥取放牧場)
- (3) 東伯町中尾(加勢蛇川河口)
- (4) 北条町曲(蜘蛛ヶ家山)

イ 工業用水道事業

(ア) 日野川工業用水道事業

米子、境港市を中心として、昭和38年度より計画給水量80,000 m^3 /日で事業実施し、昭和43年度から一部給水を行っている。今後工業用水の需要量増加が見込まれるため平成11年度から新たな取水施設等(計画給水量40,000 m^3 /日)の建設に着手し、平成14年度から運用を開始している。平成13年度における給水実績は13,344千 m^3 で、公営企業による県内総供給水量の約76パーセントを占めている。なお、石州府工業団地については、現在のところ(株)米子富士通のみに給水している。しかし、不況の中、11,000 m^3 /日の給水能力を大幅に下回った2,000 m^3 /日程度の給水にとどまっており、今後計画通りの給水量が実現される可能性は乏しい。

【概要】

取 水 地 点	米子市八幡地先、及び西伯郡岸本町大殿地先(日野川)
給 水 区 域	米子市、境港市、日吉津村一円
計 画 取 水 量	172,800 m^3 /日
計 画 給 水 量(最 終)	160,000 m^3 /日
総 事 業 費	約169億3千万円

【給水状況】

(平成14年4月1日現在)

契 約 給 水 量	52,900 m^3 /日(現在の給水能力:91,000 m^3 /日)	
給 水 料 金	石州府工業団地に係る区域	1 m^3 当り50円×1.05(消費税及び地方消費税相当額)(平9.4.1~)
	上記以外の区域	1 m^3 当り18円×1.05(消費税及び地方消費税相当額)(平14.4.1~)
給 水 先 (93事業所)	王子製紙(株) 米子工場22,500 m^3 /日 その他 92事業所 30,400 m^3 /日	

(イ) 鳥取地区工業用水道事業

鳥取地区における新規立地企業及び既存企業の事業拡張に伴う工業用水の需要増加が生ずるという見込みのもとに、平成5年4月に事業に着手し、平成10年4月から一部給水を開始している。殿ダムに水源を求め、鳥取市古海地内で取水し、鳥取市の工業団地を給水地域として27,900 m^3 /日を給水する計画である。

【概要】

取 水 地 点	鳥取市古海地先(千代川、袋川合流点付近左岸)
給 水 区 域	鳥取市
計 画 取 水 量	30,000 m^3 /日
計 画 給 水 量(最 終)	27,900 m^3 /日
総 事 業 費	約74億円

【給水状況】

(平成14年4月1日現在)

契 約 給 水 量	8,400 m^3 /日(現在の給水能力:11,000 m^3 /日)	
給 水 料 金	1 m^3 当り45円×1.05(消費税及び地方消費税相当額)(平10.4.1~)	
給 水 先 (1事業所)	鳥取三洋電機(株)	

ウ 埋立事業

(ア) 境港外港昭和地区

境港港湾整備事業に関連して、昭和38年度から着工した境港1万トン岸壁背後の公共埠頭用地及び工業用地の造成については、昭和46年度で工事を完了し、平成13年度末現在の未処分地は埠頭用地3.2ヘクタールを残すのみとなっている。

【概要】

場	所	境港市昭和町
工	期	昭和38年度～昭和46年度
総	事	業
費		約39億円

(イ) 米子港旗ヶ崎地区

中海地区新産業都市建設計画の一環として、産業基盤の整備及び米子市内に点在する企業等の移転による都市環境の整備を図るため、昭和47年度に着手した。

米子港の背後地に公有水面を埋立てた工業用地の造成は、昭和52年度に完了した。平成13年度末現在、造成地のほぼ全てが処分済みである。

【概要】

場	所	米子市旗ヶ崎
工	期	昭和47年度～昭和52年度
総	事	業
費		約46億円

(ウ) 境港外港竹内地区

中海地区新産業都市建設計画の一環として、産業基盤の整備強化を図るため、境港港湾計画に基づき、昭和49年度に着工した工業用地の造成は、平成2年度に完了した。完了後10年以上経過した平成13年度末現在、全体で28%の工業用地及び埠頭用地が未だに処分されないままとなっている。

【概要】

場	所	境港市竹内団地
工	期	昭和49年度～平成2年度
総	事	業
費		約248億円

(エ) 米子崎津地区

平成11年3月に(財)米子崎津地区開発促進公社が解散したことに伴い平成11年3月23日に用地を取得した。事業目的は空港隣接の研究開発型工業団地として先端技術の集積を図ることとされているものの実体はない。

【概要】

場	所	米子市葭津
取	得	面
積		244,992.92㎡
取	得	金
額		3,656,764,324円
取	得	財
源		一般会計からの長期借入金

2 問題事項の指摘

前述の監査の着眼点、すなわち、

- (1) 企業局の独立採算制を損なう財務処理があるか
- (2) 企業局の財務処理に合理性を欠くもの、違法・不当なものがないか

(3) 企業局の独立採算制を徹底するための改善策にはどのようなものがあるか

という視点から企業局の監査を行った結果、以下の事業内容について問題点が見られた。

第1点は、埋立事業についてである。この事業全般について、上記の観点から多くの問題点が見い出された。第2点は、工業用水道事業中鳥取工業用水道事業についてである。環境変化に対応できない事業運営が財務の無用な負担を増大させている等の問題が存在した。第3点は、電気事業と工業用水道事業遂行に関してなされている損失補償についてである。損失補償支出の合理性、相当性について疑問視しなければならない支出が一般的に見られた。

今回の外部監査は、企業局の全事業に関して行ったが、本報告書は、改善課題との関連で特に問題点を指摘することが必要な前記3点について記述するものである。

(1) 埋立事業について

ア 埋立事業の概要

企業局は、県西部を中心として境港外港昭和地区（以下、「昭和地区」）、米子港旗ヶ崎地区（以下、「旗ヶ崎地区」）、境港外港竹内地区（以下、「竹内地区」）及び米子崎津地区（以下、「崎津地区」）の4つの埋立事業を行なっている。

【埋立事業概略図】



(ア) 昭和地区

昭和38年県西部の米子市及び境港市を中心とする西部地区総合開発計画の一環として、また、国直轄施工による境港外港1万トン岸壁築造工事の浚渫土砂等を利用して、この1万トン岸壁の背後に工業用地及び埠頭用地を造成することとされたものである。総事業費約39億円を投じ、約154ヘクタールの工業用地及び埠頭用地を造成し、昭和46年度に工事が完了した。

工業用地は平成4年度に分譲完了し、埠頭用地については平成13年度末現在、一部未処分となっている。

(イ) 旗ヶ崎地区

昭和47年中海地区新産業都市建設計画の一環として産業基盤の整備強化を図るため、米子港の背後地に総事業費約46億円を投じ、約42ヘクタールの工業用地及び埠頭用地を造成し、昭和52年度に工事が完了した。

当地区に関しては、軟弱地盤のため盛土完了5年後の昭和55年に地盤沈下に関する調査が行なわれ、その結果を受けて鳥取県及び米子市が地盤沈下対策特別融資を制定している。

平成13年度末現在、事業用借地権の設定による処分も含め、一部を除きほぼ処分完了している。

(ウ) 竹内地区

昭和49年中海地区新産業都市建設計画の一環として産業基盤の整備強化を図るため、また、外港地区の5万トンバース化を柱とする境港港湾整備工事の浚渫土砂等を利用して、境港外港竹内地区に工業用地及び埠頭用地を造成することとされたものである。総事業費約248億円を投じ、約129ヘクタールの工業用地及び埠頭用地を造成し、平成2年度に工事が完了した。

当該事業は、埋立願書提出時の住民の反対運動、埋立工事による美保湾の高波問題、さらには工事着手後の経済情勢の変化による公共事業の鈍化が5万トンバース化による土砂の浚渫に遅れをもたらしたこと等の理由により17年の工期を費やすこととなった。

分譲においても造成単価の高騰、パプルの崩壊とその後の長期経済不況といった諸情勢のため処分が思うように進まず、工事完了から10年以上経過した平成13年度末現在、全体で28%の工業用地及び埠頭用地が未処分となっている。

(エ) 崎津地区

平成11年3月に、財団法人米子崎津地区開発促進公社(以下「崎津公社」)より、用地(既埋立地)約24ヘクタールを取得し、取得後一切の造成工事等を行なうことなく現在に至っている。

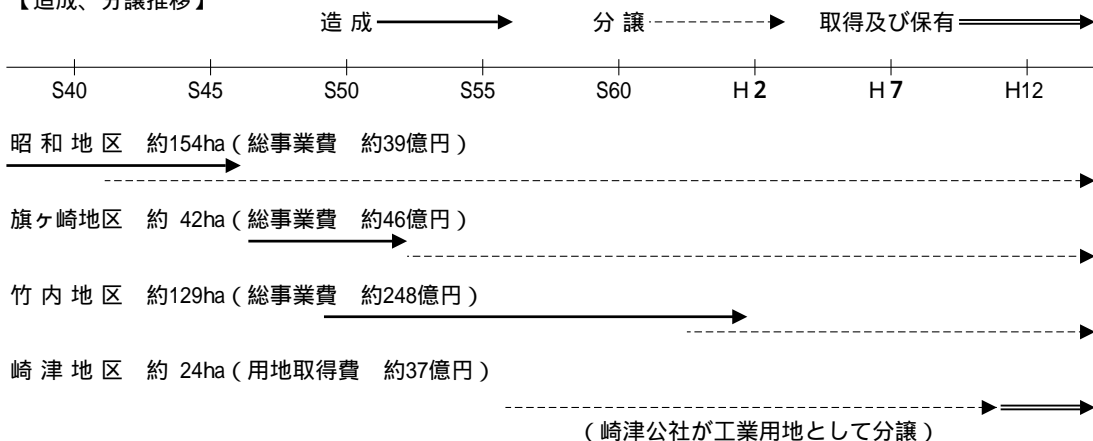
昨年度の包括外部監査でも触れたとおり、当地区は昭和26年から40年にかけての農地増反政策に基づいて国営の中海干拓工事が実施された地域である。

その後、昭和41年から入植者の耕作が開始されたが、中海の影響による塩害等の問題が恒常的に発生したため、耕作放棄地が生じる事態となった。このような状況のもと、昭和55年に地元米子市から崎津地区の工業団地化への要望が出され、同年10月、県と米子市が50%ずつ出資する崎津公社が設立され、工業団地化を進めることとなった。しかしながら、当初のもくろみに反し、進出を希望する企業が現れず、企業誘致が頓挫したまま10数年が経過することとなった。

このような経緯により平成6年5月、県と米子市及び崎津公社との間において利用計画の責任分担の合意がなされ、その一部を工業用地として県の企業局が取得することとなったのである。

その意味で事後処理的取得であり、どのような工業団地を目指すのかという明確な事業目的は存在しない。他の埋立事業とは異質な性格を有している。

【造成、分譲推移】



イ 埋立事業の推移

埋立事業は、過去10年以上前にいずれの地区も造成完了し、その後は用地分譲が主な事業目的となっている。検討対象期間としては、このような用地分譲を行った埋立事業の過去10年間とする。

(ア) 埋立事業の過去10年の推移

埋立事業の過去10年(平成4~13年度)の推移を主にキャッシュ・フロー(以下、「CF」という。)ベースで表わすと次のようになる。

【過去10年のキャッシュ・フロー等】

(千円)

			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	合計	
土地関連CF	土地売却収入	昭 和 地 区	0	524,315	51,213	4,386,092	0	0	0	0	0	0	4,961,620	
		旗ヶ崎地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		竹内地区	55,483	0	437,767	1,262,358	672,402	0	984,892	281,681	0	242,260	3,936,843	
		崎津地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	土地造成支出	昭 和 地 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		旗ヶ崎地区	0	17,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,500
		竹内地区	0	3,000	53,482	87,039	14,000	4,383	17,247	95,749	13,751	122,161	410,811	
		崎津地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地購入支出	昭 和 地 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		旗ヶ崎地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		竹内地区	132,382	0	148,725	0	111,151	1,138,592	554,639	0	69,960	0	2,155,449	
		崎津地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長期土地貸付料収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,814	9,814
		預かり保証金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66,868	66,868
			76,900	503,815	286,774	5,561,411	547,251	1,142,975	3,243,758	185,932	83,711	196,782	2,734,621	
経費等CF	人件費支出	人件費支出	16,303	14,439	6,060	7,110	6,883	13,030	13,790	19,904	21,092	17,449	136,060	
		委託料支出	12,652	16,531	7,203	11,503	963	7,320	2,807	956	2,055	67,850	129,840	
		工事費支出	0	0	0	0	72,446	6,288	3,589	2,600	4,557	5,358	94,838	
		修繕費支出	63	0	0	0	0	0	2,501	4,086	26,157	462	33,269	
		液状化対策推進費支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56,980	56,980	
	その他収支	12,715	16,531	7,203	11,503	73,409	13,609	8,897	7,642	32,769	130,649	314,927		
	その他収支	64,184	66,256	1,759	32,269	163,812	130,925	10,990	10,535	12,362	8,549	484,542		
			35,166	35,286	11,503	13,655	83,520	104,286	11,698	17,010	41,499	156,647	33,556	
附帯施設CF	利用料収入	0	0	0	0	0	0	0	32,908	43,623	35,066	33,434	145,031	
	固定資産取得支出	0	0	0	5,864	123,017	151,151	24,538	0	0	0	9,686	314,257	
	運営委託費支出	0	0	0	0	0	0	26,426	30,046	36,719	35,078	128,268		
			0	0	0	5,864	123,017	151,151	18,056	13,577	1,653	11,329	297,494	
財務CF	企業債収支	償還支出	1,727,400	1,483,000	989,200	581,400	519,600	0	0	0	0	0	5,300,600	
		利息支出	300,273	189,345	102,098	49,502	20,186	0	0	0	0	0	661,404	
		利子補給金収入	539,471	6,054	2,945	1,043	0	0	0	0	0	0	529,428	
				2,567,144	1,666,291	1,088,353	629,859	539,786	0	0	0	0	6,491,433	
	他会計借入金収支	借入収入	1,632,000	1,680,000	978,000	0	0	0	3,656,764	0	0	0	0	7,946,764
		返済支出	0	0	0	4,314,095	0	0	0	0	0	0	0	4,314,095
		利息支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				1,632,000	1,680,000	978,000	4,314,095	0	0	3,656,764	0	0	0	3,632,669
	預金利息受取による収入			19,299	16,216	18,773	11,077	8,106	4,457	911	2,249	1,526	468	83,082
				915,845	29,925	91,580	4,932,877	531,680	4,457	3,657,675	2,249	1,526	468	2,775,681
CF増減額			957,578	569,026	183,690	636,326	23,927	1,185,383	384,164	184,747	125,338	29,275	304,998	
残高資産	現預金	現預金	276,709	845,735	1,029,425	1,665,751	1,641,824	456,441	840,605	1,025,352	900,014	929,289	-	
		固定資産(附帯施設)	0	0	0	5,864	128,881	304,571	292,193	279,815	267,437	264,745	-	
		完成土地(昭 和)	293,761	284,218	284,218	84,540	84,540	84,540	84,540	84,540	84,540	84,540	-	
		完成土地(旗ヶ崎)	5,017	22,517	145,746	145,746	145,746	145,746	145,746	145,746	145,746	160,790	-	
		完成・返還土地(竹内)	10,475,546	10,478,546	10,205,043	9,777,036	9,395,067	10,955,413	10,155,729	10,014,104	10,093,855	9,343,837	-	
		未成土地(崎津)	0	0	0	0	0	0	3,656,764	3,656,764	3,656,764	3,656,764	-	
				11,051,032	11,631,016	11,664,432	11,678,936	11,396,058	11,946,710	15,175,576	15,206,320	15,148,356	14,439,964	
	負債	企業債	3,573,200	2,090,200	1,101,000	519,600	0	0	0	0	0	0	0	
		他会計借入金	8,324,095	10,004,095	10,982,095	6,668,000	6,668,000	6,668,000	10,324,764	10,324,764	10,324,764	10,324,764	-	
				11,897,295	12,094,295	12,083,095	7,187,600	6,668,000	6,668,000	10,324,764	10,324,764	10,324,764	10,324,764	
			846,263	463,279	418,663	4,491,336	4,728,058	5,278,710	4,850,812	4,881,556	4,823,592	4,115,200		
人員技術事務官更(名)	事務官更	事務官更	2	2	0	0	1	0	1	2	2	2		
		事務官更	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0		
		事務官更	2	2	1	1	2	1	2	2	2	2		

(イ) 検討の視点

以下、埋立事業の過去10年の成果について次のような視点から検討することとする。

a 独立採算の原則の視点

地方公営企業法は、「経費の負担の原則」として次のように定めている。

地方公営企業法第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

(1) その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

(2) 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

地方公営企業の活動は、財及びサービスの給付とその対価の受領という経済原則に基づいて、給付に要する経費を受益者が負担するという受益者負担の原則、給付対価のみによってその経費を賄い自足的に事業を継続していくという独立採算の原則に支配されるものである。しかし一方で、地方公営企業は、一般に公共性が極めて強く、また、様々な行政活動を行なう地方公共団体という主体によって経営されるため、採算をとることが困難な活動であっても公共的な必要性により実施しなければならない場合がある。

そこで、地方公営企業については、受益者負担の原則になじまない経費について独立採算の枠からはずして、地方公営企業の設置者たる地方公共団体そのものが、一般会計等において負担すべきこととし(負担区分の考え方)これらの経費以外の経費について独立採算の建前のもとに処理することとされたのである。

地方公営企業の経費についてこのような負担区分の考え方が導入されたのは、独立採算制の建前を崩すものではなく、地方公営企業の経費の中から本来独立採算になじまないものを取り除き、いわば不純物を排除し、純粋に独立採算になじむものとしたうえで、独立採算制を貫徹させようとしたものである。この意味において負担区分の導入は、地方公営企業の独立採算の強化を志向したものであるということができるのである。従って、例えば、地方公営企業が赤字を生じた場合にその赤字を補填するような負担方法は適当でない。各地方公営企業の実態に則してあらかじめ一般会計等において負担する方法及び金額を明確に定めておき、その額については一般会計等が責任をもって負担し、それ以外の経費については地方公営企業に責任を持たせるという方法が望ましいといえよう。

ここで、地方公営企業法第17条の2第1項の定める一般会計等が負担すべき経費とは次のような性格を有するものである。

【一般会計等が負担すべき経費】

	第1号該当経費	第2号該当経費
定義	その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費(以下、「不適当な経費」という。)	当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(以下、「客観的に困難な経費」という。)

内容	本来、地方公営企業の活動とはいええないような性格の活動に要する経費。	経費そのものの性質としては、受益者負担の原則のもとに料金によって賄っていくことに適するものであるが、現実の問題としてそれに要する経費の全額を受益者に負担させることが受益者の負担能力その他の状況からみて困難な経費。あるいは、もともと不採算となることが明らかでありながら、地方公営企業の公共的必要性等から行なわなければならないような活動に要する経費。
負担額	本来その経費を地方公営企業の料金収入によって賄うことは不相当であり、その全額が当然に一般会計等の負担されるべきものである。	一般会計等が負担するのは、料金によって回収し得ない部分、いわゆる不足経費だけに限られる。

このような独立採算の原則の視点、すなわち、企業局と一般会計等の間で負担関係が生じる事実があったか否か、そのような負担関係は、地方公営企業法の定める独立採算の原則に照らして妥当か否か、妥当性に欠ける負担関係が生じたとすればその原因は何か、という視点から検討するものとする。

b 効率的な経営の視点

地方公営企業法は、「経営の基本原則」として次のように定めている。

地方公営企業法第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

地方公営企業は、上記aで示したとおり、受益者負担の原則及び独立採算の原則に基づき効率的な経営をすることが求められる。従って、このような効率的な経営の視点、すなわち、企業局は効率的な経営を行なったか否か、効率的な経営が行なわれなかったとすればその原因は何か、という視点から検討するものとする。

c 適正な決算開示の視点

地方公営企業法は、「計理の方法」として次のように定めている。

地方公営企業法第20条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の実実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

地方公営企業の会計制度は、発生主義の原則に基づく企業会計制度に準じたものとなっている。現金収支のみならずその経済的実態に基づき、事業年度ごとの損益及び財政状況を住民に報告することが求められる。この点、現金収支のみに着目して整理する官公庁会計方式（現金主義会計）とは大きく異なっている。

さらに上記aに示したとおり、地方公営企業は、受益者負担の原則になじまない経費について独立採算の枠からはずして、一般会計等において負担することとしている。このような一般会計等による負担は、受益者以外の広く住民による負担であり、この点から開示情報として重要な意味を有している。従って、このような適正な決算開示の視点、すなわち、企業局の決算上、県民負担額が発生主義に基づき適正に開示されているか否か、という視点から検討するものとする。

(注) 「決算開示」とは、経営状況を適正に表わす決算書を作成・公表することを意味している。
 以下、上記(ア)の過去10年のキャッシュフロー等で ~ の番号を付したものについて、このよ
 うな視点により検討することとする。

- a 独立採算の原則の視点
 企業局と一般会計等との間で負担関係が生じる事実があったか否か。
 そのような負担関係は地方公営企業法の定める独立採算の原則に照らして妥当か否か。
 妥当性に欠ける負担関係が生じたとすればその原因は何か。
- b 効率的な経営の視点
 企業局は効率的な経営を行なったか否か。
 効率的な経営が行なわれなかったとすればその原因は何か。
- c 適正な決算開示の視点
 企業局の決算上、県民負担額が発生主義に基づき適正に開示されているか否か。

(ウ) 企業立地促進補助金

昭和61年分譲開始時、竹内地区は、造成期間が長期化したことから造成単価が大幅に高騰(23,000円/㎡程度)し、昭和地区の国土庁(当時)地価調査基準価額19,000円/㎡や近傍類似価額より高い水準となっていた。臨海型で山陰という地域性を考慮して、政策単価として15,000円/㎡程度で売却を開始し、その促進策として企業立地促進補助金を創設したのである。

具体的には、企業局は18,600円/㎡で売却し、一般会計が用地取得企業に対してその取得費の20%に相当する補助金を交付するという形で実勢水準(時価)の売却単価14,880円/㎡を実現したのである。なお、当該補助金は県の一般会計から直接用地取得企業へ交付されるものであるため、企業局の収入とはならない。

【企業立地促進補助金の制度概要】

区分	交付内容
対象企業	昭和61年4月1日から平成18年3月31日までの間に竹内工業団地の用地を取得した企業であること。
交付要件	・竹内工業団地の用地を取得した日から3年以内に操業することが確実であること。 ・工場等の立地に伴い新規常用雇用者の増加が相当数見込まれるものであること。ただし、県内の企業で竹内工業団地に移転立地する企業については、この限りでない。 ・環境の保全について適切な措置が講じられるものであること。
補助金の額	用地分譲額に100分の20を乗じて得た額
限度額	10億円(1企業当たり)
対象経費	竹内工業団地内の用地取得費(分譲額に同じ)

平成4~13年度における竹内地区の売却実績、企業立地促進補助金の交付実績は次項の【平成4~13年度における一般会計等の負担額】のとおりである。なお、鳥取県、境港管理組合、(株)さかいみなと貿易センター及び境港市などの公共セクターについては、その公的性格から当該補助金の交付は行なわれていない。

(注) 境港管理組合とは、地方自治法上の地方公共団体(一部事務組合)であり、鳥取県と島根県が共同して設立した組織である。港湾計画の作成、港湾区域及び港湾施設の維持管理、港湾区域内の土地の造成及び整備を主な目的としている。

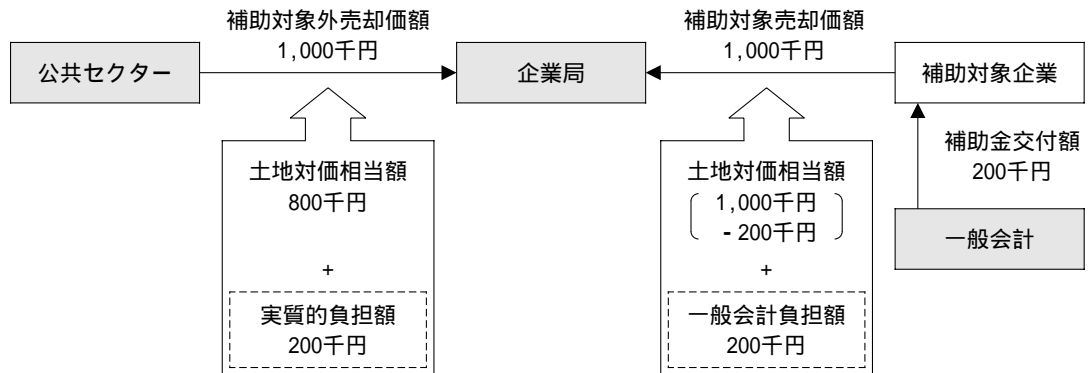
指摘事項..... a 独立採算の原則の視点
 企業局と一般会計等との間で負担関係が生じる事実があったか否か。
 そのような負担関係は、地方公営企業法の定める独立採算の原則に照らして妥当か否か。

当該補助金は、竹内地区の売却促進のために一般会計の負担により実勢価格(時価)まで値下げする価格調整金の意味を有している。つまり、事実上、実勢価格で売却を進めなければならないところ

を、高騰した竹内地区の造成原価が賄える売却価額を設定し、差額分を一般会計の負担により値引しているのである。

また、公共セクターに対する売却分については、補助金が交付されないため実勢価格以上の価格で売却されたこととなる。つまり、このうちの20%相当額については公共セクターの性格から上乘せされた部分であり、一般会計の負担に準ずる部分とみなすことができる。従って両者ともに、一般会計が企業局に直接支出したものではないものの、企業局と一般会計等の間に実質的な負担関係を生じさせるものである。

【企業局と一般会計等の実質的な負担関係】



【平成4～13年度における一般会計等の負担額】

H 4～13年度における 竹内地区売却実績							一般会計等 の負担額	
売却先	契約日	用途	売却 面積 (㎡)	売却 単価 (円/㎡)	売却代金 (千円)	補助金 交付額 (千円)	実質的 負担額 (千円)	
友 田 水 産 (株)	H 6.10.3	工場用地	17,500	25,015	437,767	87,500	0	
鳥 取 県	H 7.11.27	物流(FAZ)施設	29,800	24,041	716,421	0	143,200	
境 港 管 理 組 合	H 8.1.26	港湾施設用地	10,824	24,271	262,705	0	52,500	
鳥 取 県	H 8.1.29	夢みなとタワー	11,375	23,999	272,993	0	54,500	
(株)さかいみなと貿易センター	H 8.3.22	事務所用地	400	25,599	10,240	0	2,000	
境 港 管 理 組 合	H 8.3.25	港湾施設用地	769	24,611	18,926	0	3,700	
(株) 上 組	H 8.3.28	貨物運送用地	6,900	25,811	178,092	35,600	0	
境 港 管 理 組 合	H 8.6.3	港湾施設用地	5,761	25,635	147,681	0	29,500	
山 進 運 輸 (有)	H 8.11.20	貨物運送用地	2,900	26,104	75,703	15,100	0	
渡 辺 食 品 (有)	H 8.11.20	工場用地	10,000	25,200	252,001	50,400	0	
境 港 管 理 組 合	H10.3.20	港湾施設用地	4,810	25,596	123,119	0	24,600	
(株) 上 組	H10.8.25	倉庫用地	6,600	25,900	170,942	34,100	0	
(株) 上 組	H11.2.1	倉庫用地	6,600	26,467	174,680	34,900	0	
境 港 管 理 組 合	H11.2.1	港湾施設用地	5,915	25,574	151,269	0	30,200	
境 港 さ かな セ ン タ ー (株)	H11.2.23	店舗用地	4,622	25,519	117,948	41,900	0	
境 港 さ かな セ ン タ ー (株)	H11.3.19	駐車場用地	5,016	25,645	128,633	25,700	0	
境 港 管 理 組 合	H11.3.23	港湾施設用地	4,414	26,801	118,301	0	23,600	
渡 辺 食 品 (有)	H11.8.12	店舗・倉庫用地	8,695	26,021	226,254	45,200	0	
境 港 市	H11.8.31	道路用地	729	25,708	18,741	0	3,700	
境 港 管 理 組 合	H11.9.29	港湾施設用地	1,369	26,798	36,686	0	7,300	
フ ジ ッ コ フ ー ズ (株)	H13.4.20	工場用地	22,286	23,300	519,261	103,500	0	
境 港 市	H13.6.29	道路用地	5,829	23,745	138,408	0	27,600	
境 港 市	H14.3.15	道路用地	2,375	23,099	54,860	0	10,900	
平成4～13年度合計					うち補助対象	2,281,281	473,900	0
					うち補助対象外	2,070,348	0	413,300
					合計	4,351,629	887,200	

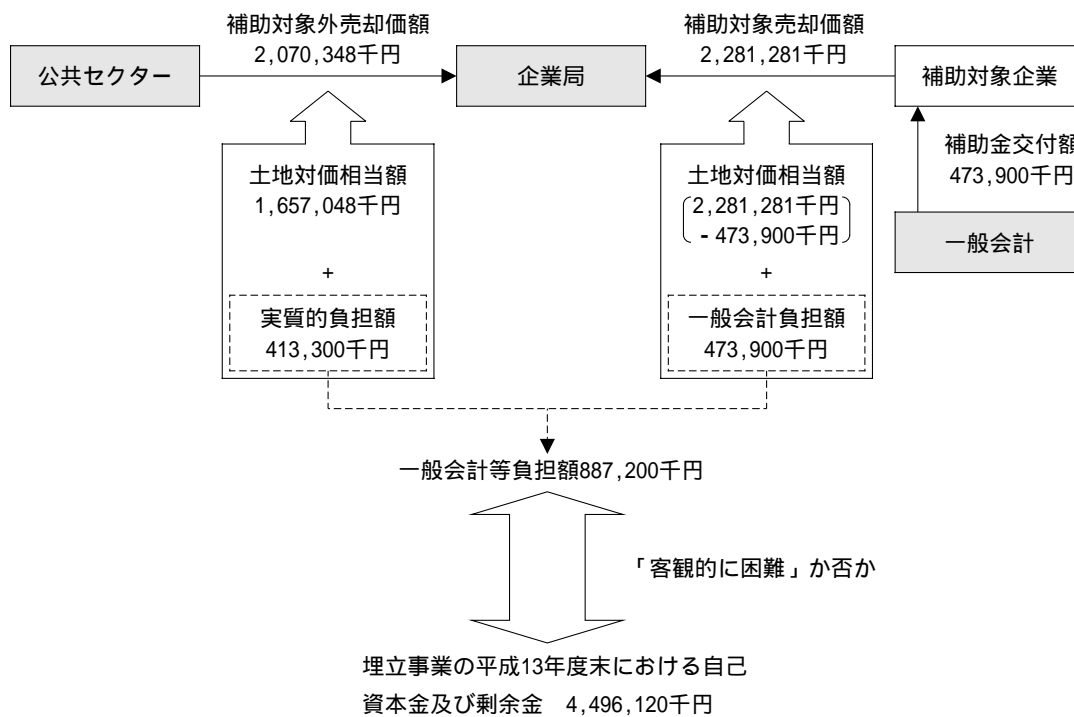
次に、このような一般会計等の負担額887百万円について、独立採算の原則に照らしてその妥当性を検討することとする。

一般会計等が負担すべき経費

- 不適当な経費.....本来地方公営企業の活動とはいえないような性格の活動に要する経費。
- 客観的に困難な経費.....経費そのものの性質としては、受益者負担の原則のもとに料金によって賄っていくことに適するものであるが、現実の問題としてそれに要する経費の全額を受益者に負担させることが受益者の負担能力その他の状況からみて困難な経費。

このような一般会計及び公共セクターの負担に基づく値引制度は、造成期間の長期化、造成単価の高騰等により造成原価が市価を上回ったことによるものであり、「客観的に困難な経費」に対する一般会計等の負担として許容しうる。しかしながら、「客観的に困難」であるか否かは、その事業全体を通じて判断すべきものであり、埋立事業の平成13年度末における自己資本金及び剰余金（過去の利益の累積）が4,496百万円となっていることを考慮すると、このような負担額887百万円は必要なかったものとする余地がある。但し、事業全体としての「客観的に困難」であるか否かの判断は、他の負担関係も含めて考慮されるものであり、これについては後述することとする。

【平成4～13年度における売却に係る土地対価相当額、一般会計等負担額】



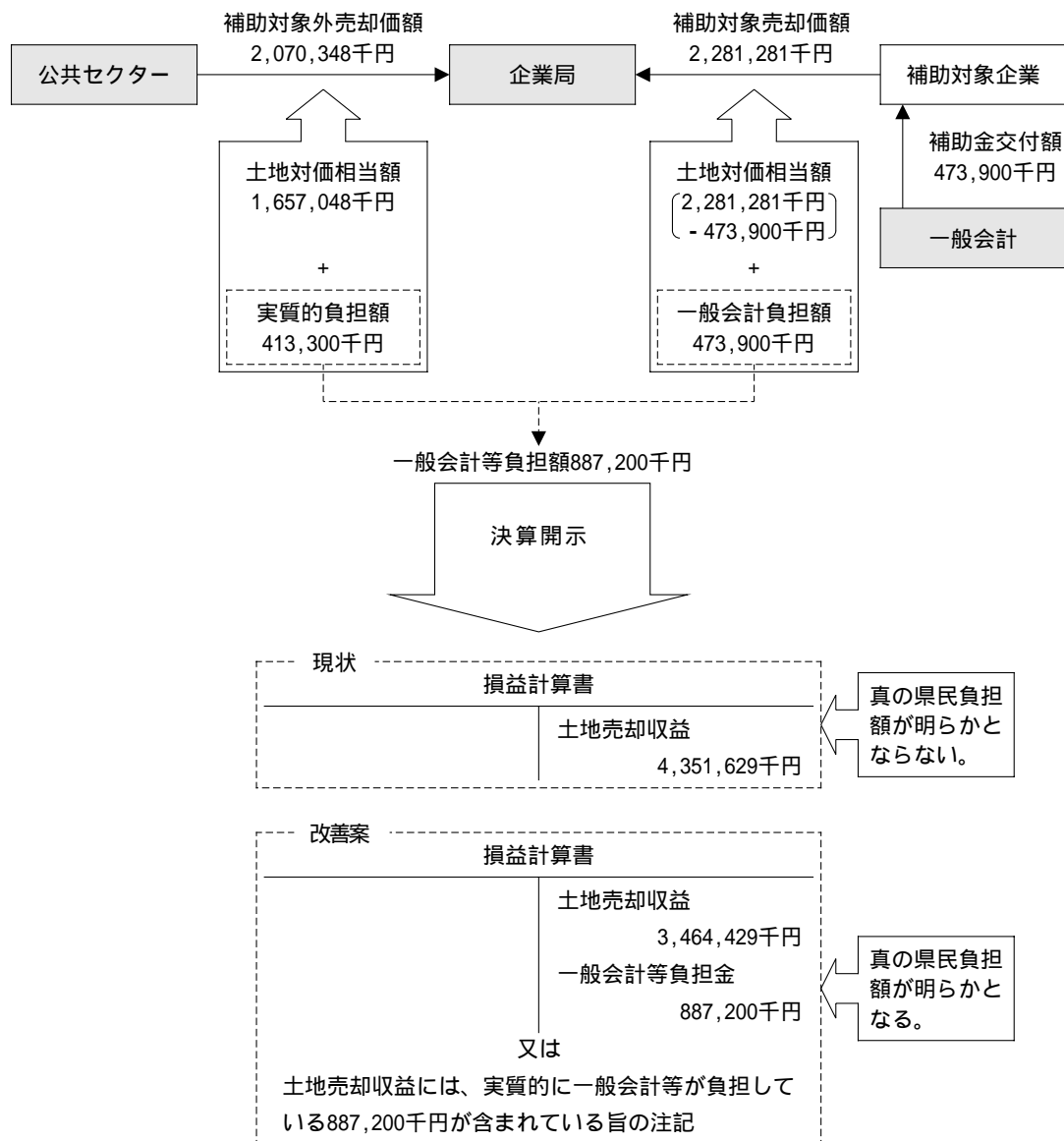
指摘事項..... c 適正な決算開示の視点

企業局の決算上、県民負担額が発生主義に基づき適正に開示されているか否か。

以上のような検討をしたうえでなお、一般会計等が「客観的に困難な経費」として負担すべきだとしても、現状の決算開示ではこのような県民負担額は明らかとならない。少なくとも埋立事業の分譲促進のための補助金である以上、一般会計から直接用地取得企業に給付されるものであっても、また、

公共セクターが土地対価相当額を超える負担分として支払うものであっても、一般会計等負担金といった科目により収益計上し、その一方で売却収益を同額控除することが、独立採算の原則に基づく埋立事業の成果を開示する趣旨に合致することとなる。

【現状の決算開示と改善案】



(工) 崎津地区用地の取得

崎津地区は、県、米子市及び崎津公社との間において合意された利用計画に基づき、平成10年度、その一部(244,993㎡)を工業用地として企業局が所管することとされたものである。その取得価額は、崎津公社から引き継いだ簿価である3,656,764千円とされ、取得財源は一般会計からの借入金により賄われている。当該借入及び用地の取得において企業局のキャッシュフローは生じておらず、また借入金の利息も支払われていない。

その後、崎津地区は一切の造成も分譲もされことなく現在に至っている。そのような事態を受けて、平成13年度より、地元有識者からなる「米子崎津団地の土地利用に関する検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)が、その分譲、利用方法について検討している。そこでは、工業用地としての分譲に拘ることなく、広く県有地としての利用も含めたところで検討されている。

指摘事項…………… a 独立採算の原則の視点

企業局と一般会計等の中で負担関係が生じる事実があったか否か。

そのような負担関係は、地方公営企業法の定める独立採算の原則に照らして妥当か否か。

事実関係を整理すると以下のようにいうことができる。

- 崎津地区は、昭和55年から崎津公社が工業用地として分譲事業を行い、その破綻を受けて県（企業局）が事業を引き継ぐに至った土地である。つまり、20年以上工業用地化の可能性を探り、かつ、その見込みが立たなかった土地である。
- 検討委員会においても、工業用地としての分譲に拘ることなく、広く県有地としての利用も含めたところで検討されている。

このような観点から、崎津地区は、企業局のような営業の事業遂行による資金回収を前提とした枠組みだけで検討されるべきものではない。利用も視野に入れて、さまざまな行政目的のための県全体の財産として検討されるべきものである。少なくとも、利用も含めた県全体の財産として検討される部分に関しては、一般会計に代わって企業局がその事務を行っていると評価しなければならず、その点で企業局と一般会計との間で負担関係が生じているのである。

次に、このような崎津地区の取得価額3,656百万円及び同額の一般会計からの借入金について、独立採算の原則に照らしてその妥当性を検討することとする。

一般会計等が負担すべき経費

- 不適当な経費…………… 本来地方公営企業の活動とはいえないような性格の活動に要する経費。
- 客観的に困難な経費…… 経費そのものの性質としては、受益者負担の原則のもとに料金によって賄っていくことに適するものであるが、現実の問題としてそれに要する経費の全額を受益者に負担させることが受益者の負担能力その他の状況からみて困難な経費。

少なくとも現状の崎津地区は、分譲を前提とした枠組みだけで検討されているわけではないので、利息、人件費等の負担分が「不適当な経費」に該当する。この点、一般会計からの借入金について利息が支払われていないことは、一般会計において適正な負担が行われていることを示している。他方、金額的に少ないとは言え、このような崎津地区に係る人件費等は、一般会計の負担とされていない。

1～2名の人員で行っている埋立事業における割合として大きな負担である。しかしながら、この部分を計算上明確に区分することは困難である。地方公営企業法の求める独立採算の原則が、地方公営企業の経費の中から本来独立採算になじまないものを取り除き、いわば不純物を排除し、純粋に独立採算になじむものとしたうえで、独立採算制を貫徹させようとしたものであることを考慮すると、むしろこのような不明確な負担関係が生じてしまう崎津地区は企業局の所管としないことが妥当性を有する。

また、仮に、十分な検討を加えたうえでなお工業用地として企業局の所管とするのであれば、独立採算の原則に従い、当該用地につき崎津公社から引き継いだ簿価でなく「客観的に困難な経費」を除いた価額、すなわち企業局による事業化が可能な価額により受け入れられるべきである。そしてこの場合、少なくとも明確な事業計画の立案が可能な状況が客観的に存在する必要がある。

(オ) 他会計借入金及びその利息の実質的免除

平成4年から6年にかけて企業債の償還財源として他会計借入金、すなわち県の一般会計からの借入金が継続的に行なわれている。

【企業債償還推移】

(千円)

	発行年度	利率	H 3年度 末残高	償還額			H 6年度 末残高
				H 4年度	H 5年度	H 6年度	
合銀	S 57年度	7.876%	175,000	175,000	0	0	0
鳥銀	S 57年度	7.876%	73,400	73,400	0	0	0
合銀	S 58年度	7.490%	692,000	344,000	348,000	0	0
鳥銀	S 58年度	7.490%	295,600	147,800	147,800	0	0
合銀	S 59年度	7.120%	812,000	270,000	270,000	272,000	0
鳥銀	S 59年度	7.120%	347,400	115,800	115,800	115,800	0
合銀	S 60年度	6.510%	98,000	28,000	28,000	28,000	14,000
鳥銀	S 60年度	6.510%	42,000	12,000	12,000	12,000	6,000
合銀	S 61年度	5.580%	117,600	29,400	29,400	29,400	29,400
鳥銀	S 61年度	5.580%	49,600	12,400	12,400	12,400	12,400
合銀	S 61年度	5.180%	1,819,000	363,800	363,800	363,800	727,600
鳥銀	S 61年度	5.180%	779,000	155,800	155,800	155,800	311,600
	合計		5,300,600	1,727,400	1,483,000	989,200	1,101,000

他会計借入金による企業債償還

【他会計借入推移】

(千円)

	借入年度	利率	H 3年度 末残高	借入額			H 6年度 末残高
				H 4年度	H 5年度	H 6年度	
県の 一般 会計	S 39～62 年度	6.50%	634,095				634,095
	S 62年度	5.00%	758,000				758,000
	S 63年度	4.85%	1,300,000				1,300,000
	H 1年度	6.20%	1,400,000				1,400,000
	H 2年度	6.60%	1,000,000				1,000,000
	H 3年度	5.50%	1,600,000				1,600,000
	H 4年度	5.05%		500,000			500,000
	H 4年度	4.90%		132,000			132,000
	H 4年度	4.40%		1,000,000			1,000,000
	H 5年度	4.60%			600,000		600,000
	H 5年度	4.30%			1,080,000		1,080,000
	H 6年度	4.50%				500,000	500,000
	H 6年度	4.65%				148,000	148,000
	H 6年度	4.65%				330,000	330,000
	合計		6,692,095	1,632,000	1,680,000	978,000	10,982,095

埋立事業は、その性質上安定的なキャッシュ・イン・フローを得ることが比較的困難な事業である。さらに、竹内地区の事業が当初の予定より長期に渡っているため、当初計画どおりの定期的な企業債の償還が困難となった。このような状況に鑑みて、企業債償還財源を補うために一般会計から資金の融通を受けたといえる。

なお、このような一般会計からの借入金（平成13年度末残高）については、契約上、以下のような利息が定められているが、過去10年において当該利息が支払われたことはない。

【平成13年度末他会計借入金残高に係る支払利息】

借入年度	契約利率	H13年度末残高（千円）	年間支払利息（千円）
S62年度	5.00%	758,000	37,900
S63年度	4.85%	1,300,000	63,050
H3年度	5.50%	320,000	17,600
H4年度	5.05%	500,000	25,250
H4年度	4.90%	132,000	6,468
H4年度	4.40%	1,000,000	44,000
H5年度	4.60%	600,000	27,600
H5年度	4.30%	1,080,000	46,440
H6年度	4.50%	500,000	22,500
H6年度	4.65%	148,000	6,882
H6年度	4.65%	330,000	15,345
H10年度	2.10%	3,656,764	76,792
合計		10,324,764	389,827

指摘事項…………… a 独立採算の原則の視点

企業局と一般会計等の中で負担関係が生じる事実があったか否か。

そのような負担関係は、地方公営企業法の定める独立採算の原則に照らして妥当か否か。

まず、他会計借入金そのものについての負担関係を検討する。一般会計が企業局に対して行う長期貸付けは、以下のように整理することができる。

貸付けとは、通常、相対立する人格間に金銭貸借関係を成立させる行為をいう語である。地方公営企業は独立の法人格を有するものではないので、地方公共団体内部の一般会計と地方公営企業には厳密な意味での貸借関係は成立しない。しかしながら、独立した会計単位としての一般会計と地方公営企業会計との間には、相対立する人格間の貸借関係と実態的に全く同様な関係が成立しうるので、通常の貸付けという用語がそのまま使用されている。もちろん、厳密な意味における金銭消費貸借ではないので、一定の問題が生じた場合でも一般会計と地方公営企業との間の自主的な決定によって処理されなければならない。しかしながら、基本的な関係は、通常金銭消費貸借関係と全く同様に考えてよい。

このように考えると、一般会計が企業局に対して行う長期貸付けは、通常の貸付けと同様その回収可能性にリスクを負うもの、つまり、企業局の事業リスクを負うものであり、これは一般会計が企業局に対して行う信用供与そのものである。

問題の焦点は、このような他会計借入金について、契約上の利息が定められているにもかかわらず過去10年において当該利息が支払われたことはないということである。一般会計と企業局において免除等の合意がなされたわけではなく、少なくとも過去10年で数十億円もの利息が未払いとなっていることは、内部の負担関係とはいえ、それ自体大きな問題であるが、実質的には免除が行われているとみることが妥当であろう。

以上のことから、企業局と一般会計の間で他会計借入金そのもの及びその利息の実質的免除という負担関係が生じている。

次に、このような他会計借入金そのもの及びその利息の実質的免除について、独立採算の原則に照らしてその妥当性を検討することとする。

一般会計等が負担すべき経費

- 不適当な経費.....本来地方公営企業の活動とはいえないような性格の活動に要する経費。
- 客観的に困難な経費.....経費そのものの性質としては、受益者負担の原則のもとに料金によって賄っていくことに適するものであるが、現実の問題としてそれに要する経費の全額を受益者に負担させることが受益者の負担能力その他の状況からみて困難な経費。

上記の他会計借入金による企業債の償還は、その原因が5万トンバス工事の鈍化がもたらした土砂浚渫の遅れによる事業の長期化といった外部要因によるものであるため、一般会計が長期貸付けを行うこと自体は「客観的に困難な」ものに対する負担として許容されうる。仮に、民間金融機関から調達を行ったとしても、その信用の源泉は埋立事業にあるのではなく、同一法人格を有する一般会計にあり、一般会計が長期貸付けを行うことと何ら変わらない。

一方、長期貸付けに伴って実際の負担が生じる部分はその回収不能額である。その管理方法として、事業の結果生じた回収不能額の全額について一般会計が事後的に負担するという方法は、独立採算の原則に照らして妥当性に欠けるものである。

独立採算の原則とは、地方公営企業の経費の中から本来独立採算になじまないものを取り除き、いわば不純物を排除し、純粋に独立採算になじむものとしたうえで、独立採算制を貫徹させようとするものである。その観点からすると、地方公営企業が赤字を生じた場合にその赤字を補填するような負担の方法は、独立採算制を貫徹させるものではなく適当でないと考えられる。

従って、他会計借入金の返済不能額が生じた場合に、その全額が自動的に「客観的に困難な経費」となる負担の方法は妥当でなく、能率的な経営を行なったうえでもなお生じる返済不能額のみを「客観的に困難な経費」とすることが妥当である。つまり、独立採算制を貫徹させるためには、企業局が能率的な経営を行なったうえでもなお生じる返済不能額に関する情報を一般会計に提供し、相対立する貸し手である一般会計がその情報をもとに返済不能額を管理するという関係が求められるのである。

以上の検討の結果、他会計借入金そのものは、「客観的に困難な」ものとして独立採算の原則に照らして妥当であるが、その管理方法として「結果的に返済不能」という理由により元本の債務免除がなされるとすれば独立採算制を損なう措置となる、といわざるを得ない。

次に、他会計借入金利息の実質的免除については、より具体的に過去10年（平成4～13年度）にわたる一般会計の負担額を試算することとする。なお、この試算では、一般会計に帰属させるべきと考える崎津地区は企業局の所管とはせず、その取得財源たる一般会計からの借入金もないものとする。

【支払利息免除による一般会計負担額】

(千円)

年 度	他会計借入金 期首残高	左記のうち 崎津分	実質残高 (= -)	利率 (注)	支払利息 (= ×)
H 4	6,692,095	0	6,692,095	5.72%	382,788
H 5	8,324,095	0	8,324,095	5.51%	458,658
H 6	10,004,095	0	10,004,095	5.33%	533,218
H 7	10,982,095	0	10,982,095	5.26%	577,658
H 8	6,668,000	0	6,668,000	4.69%	312,729
H 9	6,668,000	0	6,668,000	4.69%	312,729

H10	6,668,000	0	6,668,000	4.69%	312,729
H11	10,324,764	3,656,764	6,668,000	4.69%	312,729
H12	10,324,764	3,656,764	6,668,000	4.69%	312,729
H13	10,324,764	3,656,764	6,668,000	4.69%	312,729
合計					3,828,696

(注) 利率は期首時点における他会計借入金(崎津分を除く)の契約利率の加重平均値とする。

上記負担額の中には、企業局が負担することが「不適当な経費(第17条の2第1項第1号該当経費)」が含まれている。それは、公共セクターに対して有償譲渡することが予定されている売却用地に関して、その譲渡決定から実際の譲渡が行なわれるまでの資金コスト負担である。このように「不適当な経費」として企業局が資金コストを負担すべきでない用地としては次のようなものがある。

(注) この場合の資金コストとは、譲渡決定から実際の譲渡が行われるまで、仮に譲渡代金を受領していれば返済できたであろう他会計借入金の当該期間に係る支払利息を意味する。

【企業局が資金コストを負担すべきでない用地】

地区	用途	面積	譲渡決定時期	平成13年度末の状態	譲渡先
昭和地区	埠頭用地	32,445㎡	平成3年以前	未処分	境港管理組合
竹内地区	埠頭用地	約35,000㎡	平成6年度	未処分	境港管理組合
	道路等公共用地	約5,000㎡	平成10年度	未処分	境港市

これらについて、その具体的な負担額を試算すると以下のようになる。

【企業局が負担すべきでない資金コスト】

年度	昭和地区(埠頭用地)			竹内地区(埠頭用地ほか)			合計		
	売却単価	面積	売却価額	売却単価	面積	売却価額	売却価額	利率	資金コスト
	(円/㎡)	(㎡)	(千円)	(円/㎡)	(㎡)	(千円)	(千円)		(千円)
H4	24,600	32,445	798,147	0	0	0	798,147	5.72%	45,654
H5	24,800	32,445	804,636	0	0	0	804,636	5.51%	44,335
H6	25,300	32,445	820,859	24,500	35,000	857,500	1,678,359	5.33%	89,457
H7	25,700	32,445	833,837	24,900	35,000	871,500	1,705,337	5.26%	89,701
H8	26,200	32,445	850,059	25,400	35,000	889,000	1,739,059	4.69%	81,562
H9	26,900	32,445	872,771	26,100	35,000	913,500	1,786,271	4.69%	83,776
H10	26,900	32,445	872,771	26,100	40,000	1,044,000	1,916,771	4.69%	89,897
H11	26,900	32,445	872,771	26,100	40,000	1,044,000	1,916,771	4.69%	89,897
H12	24,300	32,445	788,414	23,600	40,000	944,000	1,732,414	4.69%	81,250
H13	24,300	32,445	788,414	23,600	40,000	944,000	1,732,414	4.69%	81,250
合計									776,778

(注) 利率は期首時点における他会計借入金(崎津分を除く)の契約利率の加重平均値とする。

以上の結果、一般会計負担額3,829百万円のうち企業局が負担すべきでない「不適当な経費」777百万円を除いた残額3,052百万円について「客観的に困難な経費」に該当するか否かを検討することとなる。これについては、以下の理由により「客観的に困難な経費」とすることは妥当でないと考えられる。

- 少なくとも造成完了後の埋立事業においては、支払利息が最も重要な経費であり、これを実質的に

免除することは、一般会計による過度の援助となり独立採算を根底から覆す恐れがある。

- 埋立事業の平成13年度末における自己資本金及び剰余金（過去の利益の累積）が4,496百万円となっていることを考慮すると、このような負担額3,052百万円は本来必要なかったものとする余地がある。（但し、事業全体として「客観的に困難」であるか否かの判断は、他の負担関係も含めて考慮されるべきである）

指摘事項..... a 独立採算の原則の視点

妥当性に欠ける負担関係が生じたとすればその原因は何か。

b 効率的な経営の視点

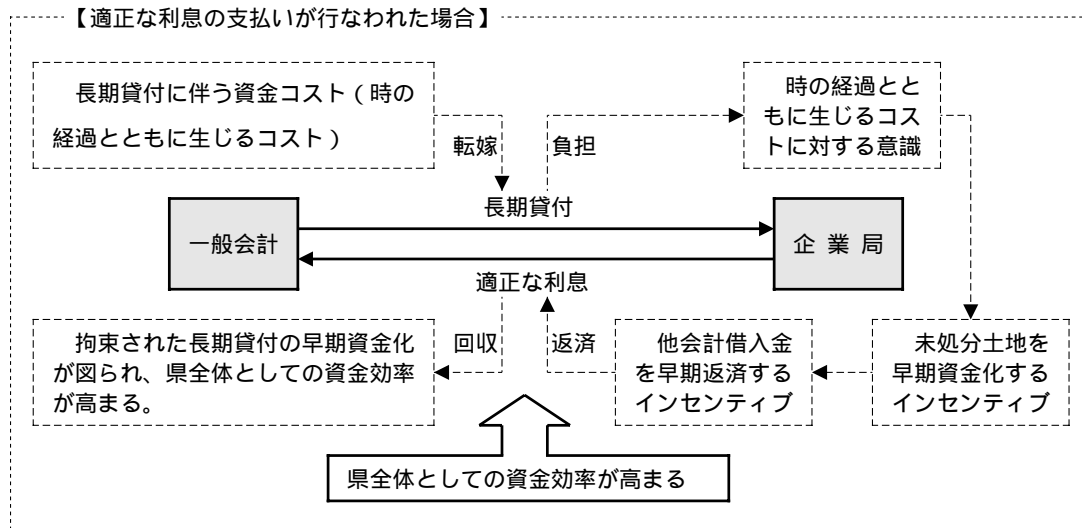
効率的な経営が行なわれなかったとすればその原因は何か。

他会計借入金利息の実質的免除は、上記の「客観的に困難な経費」に該当せず、独立採算の原則に反するという問題のみならず、企業局の経営判断を誤らせるという問題を引き起こしている。このような問題がもたらした具体的な事例は後述するが、ここでは埋立事業において最も重要となる未処分地の早期資金化、他会計借入金の早期返済に対するインセンティブが欠如するという問題について検討する。

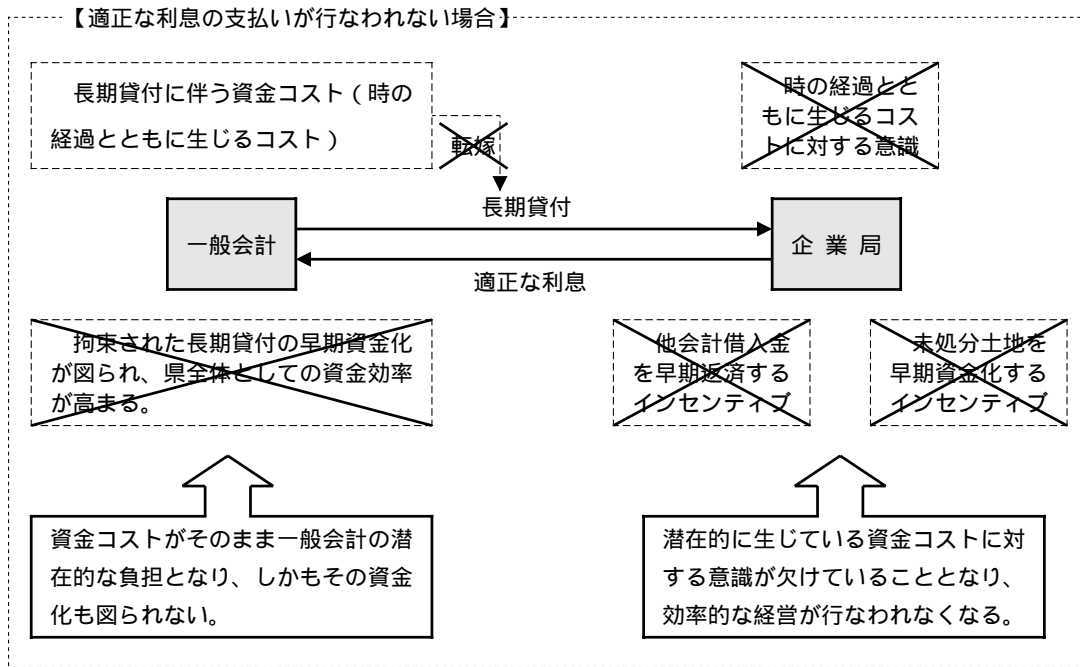
一般会計が長期貸付けに適正な利息を付することは、長期貸付けに伴う資金コストを負担転嫁する機能のみならず、資金コストを顕在化させ、企業局に対して効率的な経営を促すインセンティブを付与する機能を有している。ここでいう資金コストとは、一般会計が長期貸付けとして資金を拘束させたことにより、時の経過とともに生じるコストをいう。具体的には一般会計が長期貸付け以外の資金利用方法を選択していれば得られたであろう次のような「得べかりし利益」として説明できる。

- 同額の資金を運用した場合に得られる収益
- 同額の資金で借入金の返済をした場合に節約できる費用

長期貸付けに適正な利息を付することにより資金コストが顕在化し、効率的な経営を促すインセンティブとして機能すれば、企業局において未処分地の早期資金化、他会計借入金の早期返済を促し、県全体の資金効率を高めることとなる。この循環過程（～）を図示すると以下ようになる。

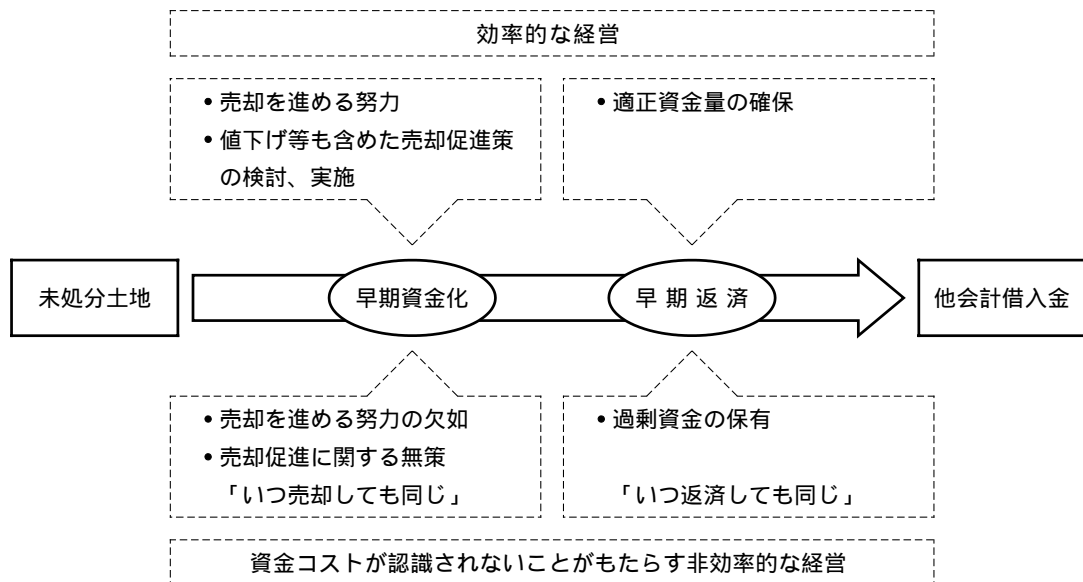


これに対し、支払利息を免除するということは、一般会計が実際に負担している資金コストを潜在化させてしまい、県全体としての効率性を失わしめることとなる。その関係を図示すると以下になる。



企業局において資金コストが認識されないことにより起こりうる、未処分地の早期資金化、他会計借入金の早期返済に対する非効率的な経営とは下図のようなものである。

【企業局における非効率的な経営】



企業局の資金管理の効率性を検討するために、平成4～13年度における埋立事業の資金推移を概観すると以下ようになる。

【現預金残高と経常支出額の比較】

(千円)

年度	期末残高		経常支出() (注)
	他会計借入金	現預金	
H 4	8,324,095	276,709	29,018
H 5	10,004,095	845,735	51,470

H 6	10,982,095	1,029,425	66,745
H 7	6,668,000	1,665,751	105,652
H 8	6,668,000	1,641,824	94,292
H 9	6,668,000	456,441	31,022
H 10	10,324,764	840,605	39,934
H 11	10,324,764	1,025,352	123,295
H 12	10,324,764	900,014	67,612
H 13	10,324,764	929,289	213,279
	10年平均	961,114	82,232

(注) 経常支出は、前記CF上の人件費支出、委託料支出、工事費支出、修繕費支出及び土地造成支出の合計額としている。

上記に基づき、他会計借入金の早期返済について効率的な経営がなされたか否かをみると、次のように言うことができる。

- 経常支出の10年平均額が82百万円、最大でも213百万円であること
- 他会計借入金の調達に要する期間は、予算制度上最長でも1年であること
- 非経常支出については、その内容から民間金融機関からの一時借入金あるいは他会計借入金により対応可能と見込まれること

これらのことから現預金の過去10年の平均残高961百万円は、過剰残高ということができ、過去10年において他会計借入金の早期返済という視点が欠けたままの非効率的な経営が行なわれてきたことを示している。

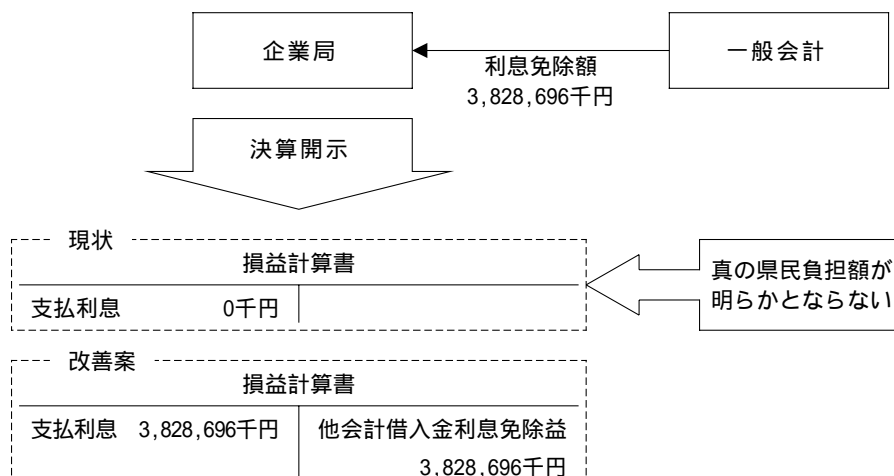
指摘事項..... c 適正な決算開示の視点

企業局の決算上、県民負担額が発生主義に基づき適正に開示されているか否か。

以上のような検討をしたうえでなお、一般会計からの借入金の利息を免除すべきだとしても次のような決算開示上の問題が残る。

上記の一般会計からの借入金の利息が免除されているという事実は、現状の企業局の決算上明示されていない。地方公営企業の事業ごとに特別会計を設けて(地方公営企業法第17条) その経営成績を発生主義の原則に基づいて明らかにすることとした地方公営企業制度の趣旨に鑑みると、決算開示上、現実の収支にかかわらず、このような一般会計の負担額を明示する必要がある。このような開示は、真の県民負担額を明示する観点から不可欠である。

【現状の決算開示と改善案】



又は
 一般会計からの借入金について支払利息の免除3,828,696千円を受けている旨の注記

真の県民の負担額
 が明らかとなる

(カ) 一般会計への無償土地貸付

企業局は、従前より漁港施設用地を県の一般会計に対して無償で貸付けていた。

また、当該用地は平成7年度に有償で一般会計に譲渡されている。企業局は、その売却収入をもって一般会計からの借入金を返済している。

【無償貸付土地】

相手先	売却月日	用途	売却面積 (㎡)	売却単価 (円/㎡)	売却価額 (千円)	無償貸付 開始時期
県 の 一般会計	H 8.3.5	漁港施設用地	29,716	25,700	763,693	S 56年度
	H 8.3.22	漁港施設用地	140,949	25,700	3,622,400	S 43年度
合計			170,665	-	4,386,092	-

売却収入による
 他会計借入金の返済
 (千円)

【売却収入により返済した他会計借入金】

相手先	借入年度	利率	H 6年度末 残高	H 7年度 返済額	H 7年度末 残高
県 の 一般会計	S 39～62年度	6.50%	634,095	634,095	0
	S 62年度	5.00%	758,000		758,000
	S 63年度	4.85%	1,300,000		1,300,000
	H 1年度	6.20%	1,400,000	1,400,000	0
	H 2年度	6.60%	1,000,000	1,000,000	0
	H 3年度	5.50%	1,600,000	1,280,000	320,000
	H 4年度	5.05%	500,000		500,000
	H 4年度	4.90%	132,000		132,000
	H 4年度	4.40%	1,000,000		1,000,000
	H 5年度	4.60%	600,000		600,000
	H 5年度	4.30%	1,080,000		1,080,000
	H 6年度	4.50%	500,000		500,000
	H 6年度	4.65%	148,000		148,000
	H 6年度	4.65%	330,000		330,000
合計			10,982,095	4,314,095	6,668,000

指摘事項..... a 独立採算の原則の視点

企業局と一般会計等の間で負担関係が生じる事実があったか否か。

そのような負担関係は、地方公営企業法の定める独立採算の原則に照らして妥当か否か。

妥当性に欠ける負担関係が生じたとすればその原因は何か。

独立採算、すなわち受益者負担の原則からすると、たとえ県の一般会計であろうとも企業局がその用地を無償で貸付けることは適正を欠いている。用地分譲を目的とする企業局としては、貸付期間に係る該当用地分の資金コスト等を基準とする貸付料を受け取ることが妥当性を有している。また、無

償貸付の対象となった用地について売却が成立し、一方で、その売却代金とほぼ同額程度の一般会計からの借入金を返済したことは、企業局と一般会計との「馴れ合い」的な関係を示しているともいえる。

仮に、平成7年度に返済した他会計借入金の契約利息相当額を該当用地分の資金コストとすると、次のような貸付料を受け取る必要があったと考えられる。

【貸付料（年額）の試算】

	借入額（千円）	契約利率	契約利息額（千円）
平成7年度返済分借入金	634,095	6.50%	41,216
	1,400,000	6.20%	86,800
	1,000,000	6.60%	66,000
	1,280,000	5.50%	70,400
合計（貸付料年額）			264,416
平成4～7年度合計			1,057,664

このような無償での土地貸付が行われた原因としては、他会計借入金利息が実質的に免除されており、企業局が土地貸付に伴う資金コストを認識していなかったことが挙げられる。

(キ) 泉源開発、温泉施設の建設

全国の臨海工業団地のなかで、竹内地区独自の付加価値を高めるため、平成6年度に温泉源掘削工事（1,500m）を行い、泉温46.6℃、湧出量740リットル/分、泉質ナトリウム・塩化物泉の泉源を開発した。この泉源を利用し、平成9年7～9月に当地で開催された「山陰・夢みなと博覧会」に、みなと温泉館をパビリオンとして出展した。当施設は、計画当初、木造の仮設施設として計画されていたが、県民からの恒久施設化の要望を受け、恒久的な県の施設として建設されることとなった。なお、同博覧会に際して、企業局はその主会場用地、駐車場用地を提供し、それに対する一時貸付料を受領している。

博覧会終了後は、恒久施設としてより多くの利用を図るため、サウナ、休憩室を整備したうえで、財団法人鳥取県観光事業団に管理を委託し、博覧会跡地に整備された夢みなと公園の一部として平成10年5月に開館した。みなと温泉館は、日本海の向こうに地域のシンボル大山を望む絶好のロケーションを有している。

【主な投資等】

	年度	内容	関連CF科目	金額（千円）
土地 貸付 収入	H7	主会場用地	その他収支	22,649
	H8	主会場用地、駐車場用地	その他収支	162,899
	H9	主会場用地、駐車場用地	その他収支	124,895
合計				310,443
投資 支出	H6～7	泉源掘削工事	土地造成支出	121,271
	H8	露天風呂石工事、植栽工事	工事費支出	3,950
	H7～10	建物施設建設工事	固定資産取得による支出	304,570
合計				429,791

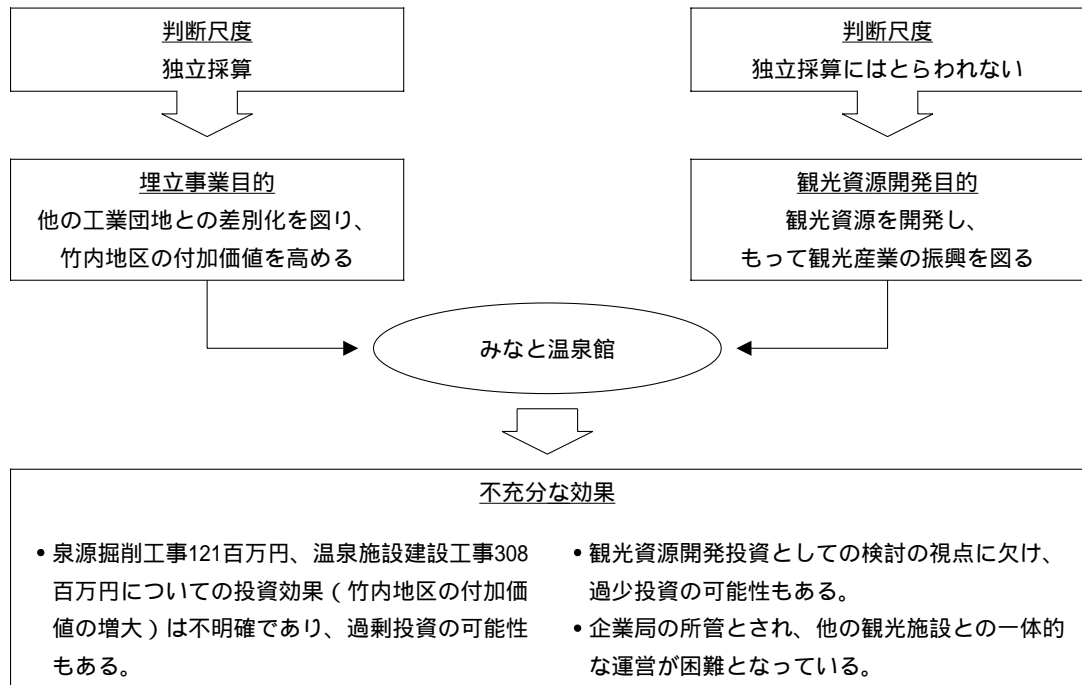
指摘事項..... a 独立採算の原則の視点

企業局と一般会計等の中で負担関係が生じる事実があったか否か。

そのような負担関係は、地方公営企業法の定める独立採算の原則に照らして妥当か否か。

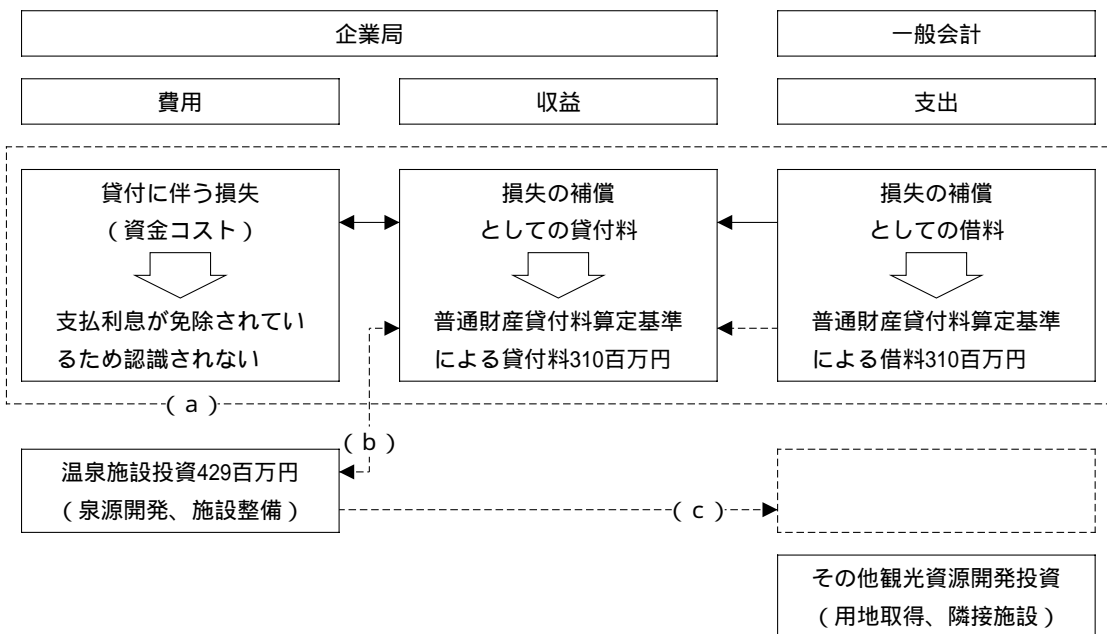
妥当性に欠ける負担関係が生じたとすればその原因は何か。

みなと温泉館には、下図に示したように埋立事業と観光資源開発という相異なる二つの目的が付与されている。温泉施設を活用するという点で二つの目的は共通するが、その判断尺度が異なっており、その効果が十分に発揮されていない。



企業局は、竹内地区が「山陰・夢みなと博覧会」の開催地として利用されることとなったため、県の一般会計より一時土地貸付料を受け取っている。この一時土地貸付料が媒介となり、それぞれの判断尺度に基づいた一連の行為が行われたのである。これを順を追って説明すると以下ようになる。

【異なる判断尺度がもたらした不整合】



(a) 資金コストが認識されないこと

一時土地貸付料は、県の普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準によっている。これは、県がその保有する土地及び建物を第三者に貸付ける場合の基準となるものである。

用地分譲を目的とする企業局としては、該当用地が売却不能となる期間分の資金コストを損失とみなして、その補償という意味合いで貸付料を算定することが妥当性を有している。しかしながら、企業局においては、その支払利息が免除されており、売却不能となることにより生じる資金コストが認識されない。そのため、企業局の採算性とは無関係な県の普通財産貸付料算定基準にしたがって一時貸付料を受け取り、それに対応する負担は生じていないとの判断がなされたのである。

(b) 誤った採算性の判断

企業局が行なった泉源開発及び温泉施設建設に伴う投資規模は、一時土地貸付料の範囲内で決定されている(但し、恒久施設化の要望を受けて最終的には一時土地貸付料の範囲を超えている)。

本来、土地使用便益の対価として受け取った一時土地貸付料とこのような投資行為は無関係な事柄である。企業局において支払利息が免除され、資金コストが認識されなかったため、一時土地貸付に伴う損失を補うべく受領した一時土地貸付料とそれとは無関係な温泉施設投資が誤った採算性の観点から対応付けられたといえる。

仮にそのような誤った採算性の観点がなかったとしても、この429百万円の投資額がその効果(温泉施設の建設による竹内地区の付加価値増大)に対して適正であるか否かの検討がなされていない。温泉施設の建設による竹内地区の付加価値を増大させるためには、必ずしも企業局自らがその建設、運営を行わなければならないものではない。現状でも、飲食業等の企業が立地しており、同じように温泉施設の建設、運営を行なう企業を誘致することによっても達成できる。事業性の問題があったとすれば、観光産業の振興を図る観点から、県の一般会計の事業として行なうことも考えられる。

(c) 一般会計が支出した一時借料の還流としての観光資源開発投資

一方、みなと温泉館には地域の観光産業の呼び水的な効果が期待される。企業局がそのような観光資源開発投資の適正規模を判断し、その管理運営を行なっていくことにはそもそも無理がある。管理運営については財団法人鳥取県観光事業団に委託しているものの、企業局が委託元としての機能を十分に発揮するとは考えられない。また、企業局が所管することにより狭い意味での採算性を要求されるため、観光産業の振興といった広い目的を追求することができなくなっている。少なくとも前面に日本海、東に大山、西に島根半島を臨む最高のロケーションを本気になって活かそうとした温泉施設とは思われない。一般会計が観光産業の振興という目的を十分に検討せず、単なる一時貸付料の還流として得られる効果を意図したことは不適正である。

なお、みなと温泉館に隣接する観光施設である「夢みなとタワー」及び両施設の敷地は一般会計の所管とされており、みなと温泉館の建物部分のみが企業局の所管とされている。

以上のような検討の結果、企業局が行った泉源開発、温泉施設の建設及び運営は、一般会計の負担により行われるべきであるにもかかわらず、一般会計から受領した一時土地貸付料を財源とした投資を企業局から実行してしまったのである。これは誤った採算性の理解であり、独立採算、すなわち受益者負担の原則に基づくべき企業局として適正を欠くものである。また、このような誤った判断が行われた原因としては、他会計借入金利息が実質的に免除されていることが挙げられる。

(ク) 竹内地区の買戻し

竹内地区においては、工業用地の売却後3～9年の間に、未操業の企業の要望に応じて売買価額と同額で県が買戻した事例が合計14件(13社)あった。

買戻し事例14件は、いずれも「解除契約書」によって行われており、企業局と用地取得企業とが締結した竹内工業団地の土地売買契約を解除する契約を締結するというもので、法形式上は原契約の合意解除である。その内容は、14件に全て共通で、用地取得企業が原契約により譲り受けた土地を企業局に返還し、企業局は原契約で受け取った売買代金を全額用地取得企業に返還するというものである。なお、解除の際、契約上定められている違約金は徴されていない。

【買戻し及び再売却実績】

買戻先	当初契約日	買戻契約日	買戻面積	買戻単価	買戻代金	買戻に係る 補助金返還額	13年度末 までの状況	再売却or未処分 面積	再売却先	再売却単価	再売却代金	再売却に係る 補助金交付額
山 陰 冷 蔵 (株)	H 1 . 3 . 31	H 4 . 12 . 21	3,300㎡	19,500円/㎡	64,359千円	12,800千円	H 8 . 3 . 22 再売却	400㎡	㈱さかいみなど 貿易センター	25,599円/㎡	10,240千円	0千円
							H 8 . 11 . 20 再売却	2,900㎡	山進運輸(有)	26,104円/㎡	75,703千円	15,100千円
日 段 (株)	H 1 . 6 . 28	H 4 . 12 . 21	3,367㎡	20,200円/㎡	68,023千円	13,600千円	未処分	3,367㎡	-	-	-	-
㈱ マリンテクニカル	H 2 . 3 . 6	H 7 . 3 . 14	3,600㎡	21,146円/㎡	76,125千円	15,200千円	H 8 . 3 . 28 再売却	6,900㎡	㈱上組	25,811円/㎡	178,092千円	35,600千円
㈱ マリンテクニカル	H 2 . 8 . 30	H 7 . 3 . 14	3,300㎡	22,000円/㎡	72,600千円	14,500千円						
ブリヂストンタイヤ 中 国 販 売 (株)	H 1 . 3 . 31	H 8 . 12 . 24	2,000㎡	20,100円/㎡	40,200千円	8,000千円	未処分	2,000㎡	-	-	-	-
ヤ マ ヨ 運 輸 (株)	H 1 . 6 . 28	H 8 . 12 . 24	3,300㎡	21,500円/㎡	70,951千円	14,100千円	未処分	3,300㎡	-	-	-	-
㈱ 大 伸 水 産	H 1 . 3 . 31	H 9 . 4 . 2	49,796㎡	18,452円/㎡	918,857千円	183,746千円	未処分	49,796㎡	-	-	-	-
地 方 卸 売 市 場 (株) 米 子 魚 市 場	H 1 . 6 . 28	H 9 . 4 . 2	3,301㎡	20,800円/㎡	68,651千円	13,700千円	未処分	3,301㎡	-	-	-	-
東 宝 企 業 (株)	H 2 . 3 . 6	H 10 . 2 . 9	7,309㎡	20,672円/㎡	151,084千円	30,200千円	未処分	7,309㎡	-	-	-	-
千 鳥 水 産 (株)	H 1 . 3 . 31	H 10 . 3 . 30	8,350㎡	18,900円/㎡	157,820千円	31,500千円	H 10 . 8 . 25 再売却	6,600㎡	㈱上組	25,900円/㎡	170,942千円	34,100千円
							H 11 . 2 . 1 再売却	1,750㎡	㈱上組	26,467円/㎡	46,316千円	9,200千円
境 港 セ ン タ ー 冷 蔵 (株)	H 1 . 3 . 31	H 10 . 3 . 30	10,001㎡	19,458円/㎡	194,591千円	38,900千円	H 11 . 2 . 1 再売却	4,850㎡	㈱上組	26,467円/㎡	128,364千円	25,700千円
							未処分	5,151㎡	-	-	-	-
㈱ 日 本 海 通 商	H 1 . 3 . 31	H 10 . 3 . 30	6,650㎡	20,100円/㎡	133,673千円	26,700千円	未処分	6,650㎡	-	-	-	-
美 保 物 産 (株)	H 1 . 3 . 31	H 10 . 3 . 30	3,411㎡	20,100円/㎡	68,555千円	13,700千円	未処分	3,411㎡	-	-	-	-
(有) 若 林 商 店	H 1 . 3 . 31	H 10 . 3 . 30	3,300㎡	21,200円/㎡	69,960千円	13,900千円	未処分	3,300㎡	-	-	-	-
買戻合計			110,986㎡	19,420円/㎡	2,155,449千円	430,546千円	-	-	-	-	-	-
再売却合計			23,400㎡	19,843円/㎡	464,324千円	92,748千円	-	23,400㎡	-	26,054円/㎡	609,657千円	119,700千円
未処分合計			87,586㎡	19,308円/㎡	1,691,125千円	337,798千円	-	-	-	-	-	-

このような買戻しという対応をとった理由及びその条件として、財政課への提出資料とされる「土地の買戻しについて」と題する文書によれば、次のとおり説明されている。

【買戻しを行う理由】

- 操業の見込みのない企業へ土地を保有させておいても工業用地の本来の目的を達成できない。
- 第三者へ転売し、住宅用地等に利用され、工業用地としての土地利用の確保が困難になるとともに、県分譲単価の維持が困難となる。
- 買戻しにより企業の倒産を未然に防止することにもなる。

【買戻し条件】

- 買戻し条件……………県の売却時の売却単価で買戻す。
- 違約金について……義務に違反していないため違約金を徴することはできない。
- 土地売買代金と買戻代金とを同額とする理由
……………民法第579条により、土地売買代金の利息は、不動産の果実と相殺したものとみなされ、売買代金と契約費用以外の費用を加算することは出来ないと解されていること及び県行政に対する信頼感の維持及び再分譲への影響を考慮して、買戻開始以来、土地売買代金を買戻代金としている。

(注) 民法第579条(買戻の特約)

不動産ノ売主ハ売買契約ト同時ニシタル買戻ノ特約ニ依リ買主カ払ヒタル代金及ヒ契約ノ費用ヲ返還シテ其売買ノ解除ヲ為スコトヲ得但当事者カ別段ノ意思ヲ表示セザリシトキハ不動産ノ果実ト代金ノ利息トハ之ヲ相殺シタルモノト看做ス

まず最初に、原契約の内容について検討する。原契約における買戻しについての定めは以下のようになっている。

(買戻しの特約)

第14条 甲(企業局)は、乙(用地取得企業)が、次の各号一に該当する行為をしたときは、土地の買戻しをすることができる。

- (1) 第10条に定める義務に違反して、指定期間中に計画書に基づく事業の用に供さなかったとき
- (2) 第11条に定める義務に違反して、指定期間中に甲の承認を得ないで土地に地上権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は土地について売買等による所有権の移転をしたとき。
- (3) 第12条に定める義務に違反して、甲の承認を得ないでさく泉工事を施工したとき。
- (4) 第13条に定める義務に違反して、公害防止の措置を怠ったとき。

そして、第17条(買戻権の行使)で、県が買戻権を行使するときは既納の売買代金を支払うものとする定められている。

次に原契約は違約金について次の定めは以下のようになっている。

(違約金)

第16条 甲(企業局)は、乙(用地取得企業)が次の各号の一に該当する行為をしたときは、第2条の売買代金の30パーセントに相当する額の違約金の支払いを求めることができる。

- (1) 第10条に定める義務に違反して、指定期間中に計画書に基づく事業の用に供さなかったとき。
- (2) 第11条に定める義務に違反して、指定期間中に甲の承認を得ないで土地に地上権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は土地について売買等による所有権の移転をしたとき。
- (3) 第12条に定める義務に違反して、甲の承認を得ないでさく泉工事を施工したとき。
- (4) 第13条に定める義務に違反して、公害防止の措置を怠ったとき。
- (5) 正当な理由なくして契約の解除を申し出たとき。

上記第14条(買戻しの特約)及び第16条(違約金)の定めにおける「指定期間」の定めは次のとおりである。

(指定期間)

第10条 乙(企業)は、土地をこの契約締結の日から10年間(以下「指定期間」という。)計画書に定める事業の用に供さなければならない。

なお、この条項は上記のとおり「10年間(以下「指定期間」という。)」とされているが、そのままでは文意が通ぜず誤記と考えられる。「10年間(以下「指定期間」という。)」に」と解釈されるべきである。

指摘事項…………… a 独立採算の原則の視点

企業局と一般会計等との間で負担関係が生じる事実があったか否か。

そのような負担関係は地方公営企業法の定める独立採算の原則に照らして妥当か否か。

上記の原契約の定めによれば、買戻しは、いずれの場合も、用地取得企業の違約を企業局が責める場合に企業局の権利として認められるもので、用地取得企業がその経済的事情により要望すれば企業局が応じなければならないというものでは全くない。そのことを最も重要な前提として考察する必要がある。

まず、法形式として用いられた合意解除の点から考えると、どのような契約であろうと、両当事者が合意すればそれを解除することは自由であるから、いったん土地を購入した用地取得企業が経済的事情によってそれを返したいと言い、企業局がそれに同意することもできる。しかし、それは新たな合意であるから、返還金額について原契約の売買代金に拘束されることは全くない。

企業局が説明するように、その実質が買戻しであるか合意解除であるかにかかわらず、前述のとおり、企業は10年以内に購入土地を事業の用に供さなければならない義務を負っているにもかかわらず、その後の経済的事情という理由で10年経過を待たずに県に土地の返還を申し込むというのは、この義務の放棄であり、原契約の第10条に対する違約の宣言である。企業局は、用地取得企業のこの違約をとらえて買戻権を実行することができるのは勿論、その場合には原契約第16条により、売買代金の30パーセントに相当する額の違約金の支払いを求めることができる。企業の購入地返還の申し出は、第16条の(1)にも当たるし、(5)の「正当な理由なくして契約の解除を申し出たとき。」にも当たるからである。

以上のとおりであるから、企業局は、仮に土地の解除ないしは買戻しを認めるにあたって、このような違約金を請求するという実質を考慮して30パーセント差し引いた金額を返還する合意が可能であったはずで、返還額を売買代金と同額にする必然性は全くなかった。

しかし、現実には売買代金全額の返還に応じ、実質的に30パーセント上乘せした額を返還した。この事実を如何に考えるべきか。この点を考察する場合、買戻しの理由とされた「買戻しにより企業の倒産を未然に防止することにもなる。」という企業局の認識の妥当性を検討することが重要である。

二つの問題点がある。第一は、用地取得企業が倒産するような状況にあったのかという事実認識の問題である。具体的には、返還申出企業が倒産する危険性について事実に基づく必要な調査を行ったのか、という問題である。このいずれについても、企業局は具体的な検討をした形跡がない。第二は、仮に「企業の倒産」が現実のものであったとしても、原契約によって認められている企業局の権利を放棄してまでも土地の返還が是認されるのか、という根本問題である。結論から言うと、「企業の倒産を未然に防止する」といった目的は、独立採算の原則に基づくべき企業局の目的から大きく逸脱するものである。「企業の倒産を防止する」という目的は企業局の運営目的とはなりえない。独立採算の原則と理念的にも実践的にも矛盾するからである。仮に、「企業の倒産を未然に防止する」という政策目的が認められ、それに伴って個別企業に対して財政上の優遇措置がとられるとしてもそのようなことはありえないが、それはあくまでも県の一般行政目的の射程内の問題であり、その措置の妥当性は企業局の運営とは別の独自の判断基準によらなければならない。いずれにしても、企業局が行った買戻しは、企業局が一般会計の肩代わりをしたことを意味しており、地方公営企業法17条の2、1項に該当する「その性質上地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」を

支出したことになる。しかし、これは前述のように企業局の財務のあるべき運営からすれば、独立採算の原則とは明らかに矛盾する財務処理である。

このように考えた場合、違約金相当額の売買代金の30パーセント分、金額にして約6億4,600万については、本来地方公営企業の活動とは言えない性格の活動に支出したことになり、いわゆる「不当に財産の管理を怠る行為」ないしは「不当な支出」と判断されるおそれがある。

ところで、企業局は、平成9年、県財政課に買戻しの必要性、妥当性を説明するため前記「土地の買戻しに」と題する書面を作成し、違約金が発生する場合として

指定期間中に計画書に基づく事業の用に供さなかったとき

指定期間中に承認を得ないで土地に権利の設定又は所有権の移転をしたとき

承認を得ないでさく泉工事を施工したとき

公害防止の措置を怠ったとき

の4点を挙げている。

しかし、前述のとおり原契約書第16条1項5項には、違約金が発生する場合として5点があげられている。さて、その5点目とは、「正当な理由なくして解除を申し出たとき」であるが、先の書面には何故かこの点が落とされている。意図した脱漏であったかどうかは別として、解除の申出に「正当な理由」が存在したか否かについての具体的な検討が怠られたことが窺える。

それでは、「企業倒産防止」という観点から、一般行政が特定の企業に優遇措置を行いうるのか。倒産の危機に瀕している企業は少なくなく、特定の企業に対してのみ行う優遇措置は、妥当性を欠く。一般的に言って行政の守備範囲を大きく超えるものだからである。

ところで、企業局が買戻方針の転換について平成13年8月20日に作成した「竹内工業団地の買戻しの取扱いについて」と題する知事への説明文書には、「真にやむを得ない場合を除き、買戻しを行わないこととしている」との従来の姿勢を説明した上で、今後の対処方針として「基本的には買戻しを行わないこととした」との記載がある。しかし、現実には、個々の企業からの買戻しの要求に対して「真にやむを得ない場合」に該当するか仔細に検討した形跡はない。また、少なくとも買戻しについては「真にやむを得ない」場合に限定されると考えていたのであるから、この文書を見る限り、企業局自身、現実を実施された買戻しについて問題がなしとしないとの認識を有していたことが窺える。このように、合理的な基準の定立がないままに、一定時期から買戻しを認めない方向に姿勢を転換させたのは、その後買戻しの恩恵を受けることができなかつた者との間において明確な、不平等、不公正が生じているとしなければならない。

指摘事項..... b 効率的な経営の視点

企業局は効率的な経営を行ったか否か。

効率的な経営が行なわれなかつたとすればその原因は何か。

企業局が上記のような条件で買戻したということは、経済的には過去の売却取引を取り消したことを意味している。企業局は、買戻しの理由として「操業の見込みのない企業へ土地を保有させておいても工業用地の本来の目的を達成できない」、あるいは「第三者へ転売し、住宅用地等に利用され、工業用地としての土地利用の確保が困難になるとともに、県分譲単価の維持が困難になる」ことを理由としている。しかしながら、このような理由により、過去の売却取引を取り消すということは、売却後の土地利用方法の確定について原契約に定められる「指定期間」以上のリスクを負うこととなる。すなわち、売却取引の取消が将来において連続すれば10年をはるかに超えた長期に渡り土地利用方法が確定せず、採算性の観点から極めて妥当性を欠くこととなる。

但し、売却取引を取り消したとしても、地価が明確に上昇傾向にあり、一定の期間内に一定の価額以上で再売却することができるのであれば、採算性の観点からは妥当性を有することになるが、このような状況になかつたことは自明である。

なお、買戻しの際には、前述した一般会計の企業立地促進補助金の返還も同時に行われている。売

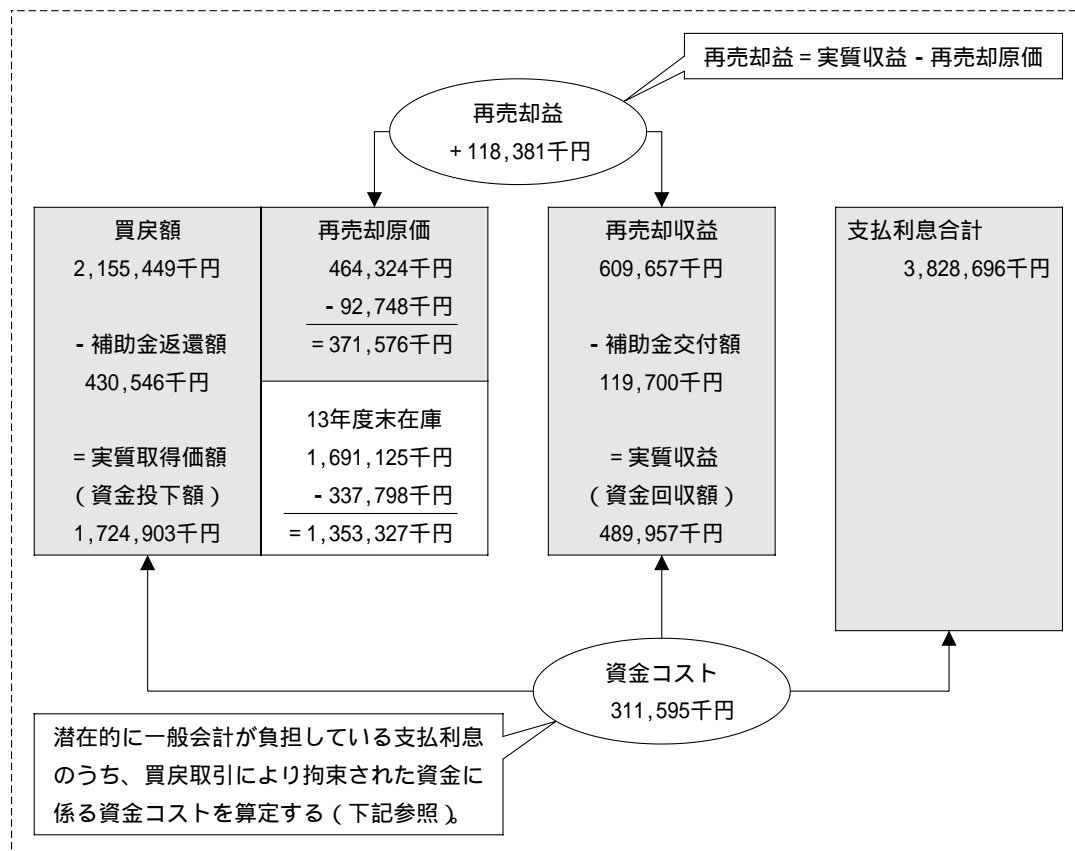
却予定価額が上昇したため、この点も考慮した県全体としての再売却益は、

$$\text{再売却益} = \text{再売却収益} 489,957 \text{千円} - \text{再売却原価} 371,576 \text{千円} = 118,381 \text{千円}$$

となり、一応の採算性を確保することができたといえるのでこの点を検討してみる。

そこで、他会計借入金利息が実質的に免除され、潜在化してしまっている資金コストを含めて再度検討し直してみたところ、やはり買戻しが採算性に欠けているということが判明する。

【買戻しによる県全体の負担額】



$$\text{買戻しによる負担額} = \text{再売却益} 118,381 \text{千円} - \text{資金コスト} 311,595 = 193,214 \text{千円}$$

資金コストは、買戻しにより拘束された資金に対するコストとして以下のように算定される。

【資金コスト算定】

(千円)

	買戻し 資金投下額 (注1)	再売却 資金回収額 (注1)	資金拘束額 (注2)	利率 (注3)	資金コスト (注4)
H5年度期首	105,982	0	105,982	5.33%	5,649
H6年度期首	0	0	105,982	5.26%	5,575
H7年度期首	119,025	0	225,007	4.69%	10,553
H8年度期首	0	152,732	72,275	4.69%	3,390
H9年度期首	879,113	60,603	890,785	4.69%	41,778
H10年度期首	620,783	0	1,511,568	4.69%	70,893

H11年度期首	0	276,622	1,234,946	4.69%	57,919
H12年度期首	0	0	1,234,946	4.69%	57,919
H13年度期首	0	0	1,234,946	4.69%	57,919
合計	1,724,903	489,957	-	-	311,595

(注1) 買戻しあるいは再売却が各年度の期首時点で行なわれたものとみなす。

なお、買戻しによる資金投下額、再売却による資金回収額から一般会計の企業立地促進補助金分は控除している。

(注2) 買戻しによる資金投下額、再売却による資金回収額の累計額。

(注3) 同時点における一般会計借入金の契約利率の加重平均値とする。

(注4) 資金拘束額に利率を乗じた額。

企業局の説明では、売却予定価額が一応上昇傾向にあり、机上の計算上は採算性を確保することが不可能ではなかったということである。しかし、経済情勢からして上昇傾向が顕著であったとの判断は正しくない。実際には売却が思うように進まず、再売却に長期化する状況がありながら、このような買戻しを行ったことは資金コストに対する認識の欠如を意味するものとして企業局経営の効率性の観点から適正でないことは明らかである。

(ケ) 長期土地貸付の状況

企業局は、平成13年度より、通常の売却による処分方法に加えて、長期土地貸付による処分方法を取り入れている。

長期貸付は、20年の事業用定期借地権を設定することにより行なわれている。

【長期貸付概要】

地区	貸付先	契約期間	貸付料 年額 (千円)	貸付 面積 (㎡)	貸付 単価 (円/㎡)	預り 保証金 (千円)	帳簿 価額 (千円)
旗ヶ崎	丸京製菓(株)	H13.12.1 ~ H33.11.30	23,482	9,144	2,568	57,114	155,517
竹内	(株)カワバタ印刷	H13.6.1 ~ H33.3.31	2,384	4,399	542	9,753	123,953
合計			25,866	13,543	-	66,868	279,470

貸付料は、(キ)で示した普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準を基礎として以下のように算定されている。

(イ) 普通財産貸付料

$$= \text{固定資産税評価額} \times \text{相続財産評価基準による評価倍率}(1.1) \\ \times \text{貸付料率(営利目的の場合} 6/100)$$

(ロ) 国有資産等所在地市町村交付金相当額

$$= \text{固定資産税評価額} \times \text{相続財産評価基準による評価倍率}(1.1) \times 1.4/100$$

$$\text{貸付料} = (\text{イ}) + (\text{ロ})(\text{操業前}) \text{ or } (\text{イ}) \times 1/2 + (\text{ロ})(\text{操業後})$$

(ロ)の交付金相当額は、土地の所有者である企業局が市町村に対して支払うべきものである。従って、実質的な企業局の収入額は(イ)のみである。また、進出企業の早期の操業を促すために、操業後については(イ)を1/2に減じることとされている。

この点を考慮したうえで、企業局の実質的な収入額(操業後)を算定すると次のようになる。

【長期土地貸付に伴う実質収入額】

	貸付料年額 (千円)	交付金相当額 (千円)	実質収入額 (操作前) (千円) - =	実質収入額 (操作後) (千円) × 1 / 2
丸 京 製 菓 (株)	23,482	4,444	19,038	9,519
(株)カワバタ印刷	2,384	757	- (注1)	1,628
合計	25,866	5,201	-	11,147

(注1) (株)カワバタ印刷分については、契約時、既に操作しており、操作後の金額のみである。

次に、長期土地貸付を行なったことによる資金コストを算定する。これは、用地を売却をしていたのであれば売却価額相当額(但し、一方で長期土地貸付により預かった保証金は得られないので、これを控除する)の借入金の返済ができ、それに対応する支払利息を軽減することができたと考えられることから、以下のような計算を行った。

【長期貸付に伴う資金コスト】

	貸付 面積 (㎡)	売却 予定単価 (注1) (円/㎡)	売却 予定価額 (千円) × =	預り 保証金 (千円)	借入金 返済不能額 (千円) - =	資金 コスト (注2) (千円) × 4.69%
丸 京 製 菓 (株)	9,144	40,000	365,760	57,114	308,646	14,475
(株)カワバタ印刷	4,399	18,880	83,053	9,753	73,300	3,438
合計	-	-	448,813	66,868	381,946	17,913

(注1) 売却予定価額について、丸京製菓(株)分は近隣事例等を参考とした時価で、(株)カワバタ印刷分は平成13年度売却予定価額(企業立地促進補助金相当額を除く)で算定する。

(注2) 資金コストは、平成13年度末時点における他会計借入金(崎津分を除く)の契約利率の加重平均値とする。

上記の結果から、長期土地貸付の収支を試算すると以下のようになる。

【長期貸付の収支】

	実質収入額 (操作後) (千円)	資金コスト (千円)	差引収支 (千円) -	資金コスト カバー率 /
丸 京 製 菓 (株)	9,519	14,475	4,956	65.7%
(株)カワバタ印刷	1,628	3,438	1,810	47.3%
合計	11,147	17,913	6,766	62.2%

(注) 上記収支の試算は、長期土地貸付の最終的な収支ではない。つまり、今後の資金コストの変動、売却価額の変動及び貸付期間終了以降の流動性リスクを考慮しなければ最終的な収支は明らかとならない。

指摘事項..... b 効率的な経営の視点

企業局は効率的な経営を行なったか否か。

効率的な経営が行なわれなかったとすればその原因は何か。

この長期土地貸付においても、一般会計からの借入金の支払利息が実質免除されていることが影響している。利息の実質免除により潜在化された資金コストの検討を行わず、企業局の採算性とは無関係な県の普通財産貸付料基準を基礎とした貸付料が算定されているのである。その結果、資金コストを考慮して計算し直すと、資金コストカバー率62.2%、すなわち実質的には売却価額に換算すると37.8%の値引が行なわれたこととなる。

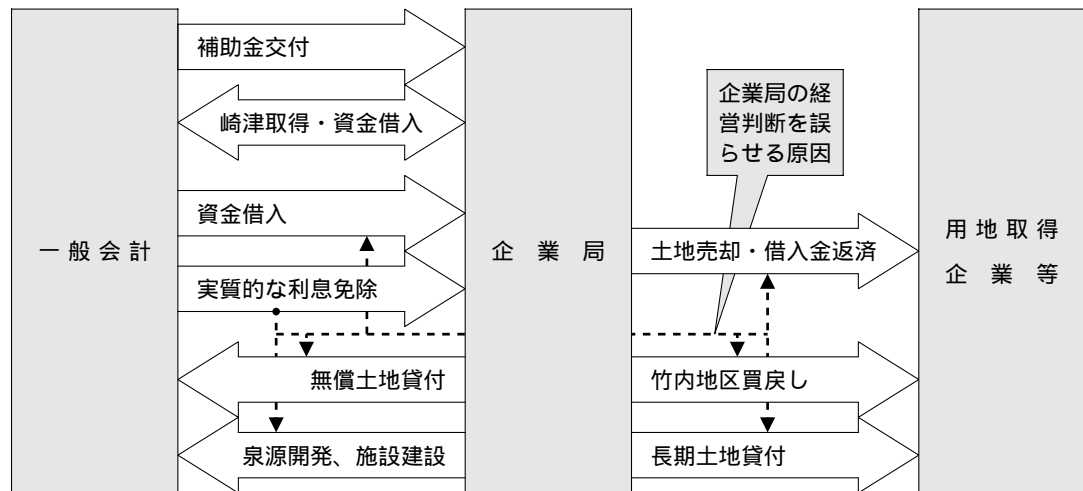
一方で、このような長期貸付を未処分地の有効活用のための暫定的な措置として捉えることもできる。しかしながら、賃借人にとっては、事業用定期借地権の設定により土地を所有した場合と同様の事業展開を行うことができ、しかもその賃貸料が購入の場合に比し極めて格安であれば、購入という方法を選択する合理性がなくなる。用地利用者のこのような選択行動の結果、長期土地貸付は、もはや暫定的な措置とはいえず、その不採算が企業局の収支を圧迫することとなる。

そもそも、土地を長期間貸付けすることは、土地を所有することから利用することへという時代の流れに対応したものである。企業局としてこれを本格的に導入する以上、賃借料の設定など長期土地貸付の採算性を十分に検討しなければならない。

(コ) 埋立事業の過去10年の総括

これまで記した過去10年間における問題点を図示すると以下のようになる(適正な決算開示の視点は除く)。

【埋立事業の過去10年の概要】



a 独立採算の原則の視点	
補助金交付	+ 887百万円
崎津取得 資金借入	±0百万円
資金借入	+ 信用供与 (返済不能額)
実質的な 利息免除	+ 3,052百万円
無償土地貸付	1,057百万円
泉源開発 施設建設	429百万円
合計	+ 3,230百万円

b 効率的な経営の視点	
土地売却 借入金返済	過剰資金の保有
竹内地区買戻し	193百万円
長期土地貸付け	6百万円
合計	199百万円

(注) 竹内地区買戻しについては、a独立採算の原則の視点としても整理できるが、その経済性を重視してb効率的な経営の視点として整理した。

指摘事項…………… a 独立採算の原則の視点

妥当性に欠ける負担関係が生じたとすればその原因は何か。

b 効率的な経営の視点

効率的な経営が行なわれなかったとすればその原因は何か。

上図からもわかるように、一連の問題の中でも特に重要となるのは、他会計借入金利息が実質的に免除されていることである。それは、一般会計の負担額の問題としてのみならず企業局の判断を誤らせるという問題を引き起こしているのである。

まず、利息の実質的免除が企業局の判断を誤らせた結果、独立採算の原則に照らして妥当性に欠けるような行為を行ったことである。具体的には、一般会計に対する無償土地貸付及び一般会計が行うべき泉源開発及び施設建設がこれに該当する。独立採算の原則における負担区分の考え方が、地方公営企業の経費の中から不純物を排除し、独立採算制を貫徹させようとした主旨であることを考慮すると、このような事態は結果として企業局の経営の効率性を阻害するものである。

次に、利息の実質的免除が企業局の判断を誤らせた結果、企業局において効率的な経営が行なわれなくなったことである。具体的には、採算にあわない竹内地区買戻し、同じく採算に合わない長期土地貸付け及び過剰資金の保有がこれに該当する。

いずれにせよ、利息の実質的な免除は、企業局が効率的な経営を行うことを妨げるものである。しかも、造成完了後の埋立事業において、このような利息は、企業局の管理可能な経費のうち極めて大きな部分を占めるものであり、これが実質的に免除されることの影響も重大となる。埋立事業において安易な利息の免除は行われるべきでない。

指摘事項…………… a 独立採算の原則の視点

負担関係は、地方公営企業法の定める独立採算の原則に照らして妥当か否か。

補助金交付額887百万円及び利息の実質的免除額3,052百万円については、その検討の結果、個々には「客観的に困難な経費」に該当しないものと判断した。しかしながら、「客観的に困難な経費」にその全部又は一部が該当するか否かは、事業全体として判断されなければならない。仮にこのような一般会計等の負担がなければ、埋立事業の経営が成り立たなかったのか否か検証する必要がある。なお、利息の実質的な免除がなされなかったとすれば、企業局が資金コストを含めた適正な判断を行うことができたと考え、以下の問題は起きなかったとする。

- 一般会計に対する無償土地貸付
- 一般会計が行うべき泉源開発、施設建設を企業局が行ったこと
- 過剰資金の保有
- 採算に合わない竹内地区の買戻し
- 採算に合わない長期土地貸付け

ここで注意しなければならない。今回の監査での検証は、「客観的に困難」であるか否かを「事後的に」行ったものであり、本来的に負担するのは企業局か一般会計等なのかという負担区分の考え方によったものではない。そもそも赤字が生じた場合にその赤字を補填するような方法は、不純物を排除したうえで地方公営企業の効率的な経営を促すという負担区分の考え方に反するのである。

また、以下の試算では、これまでの検討において明らかとなった企業局の非効率的な経営については所要の修正を行っている。一方、独立採算制が貫徹されることにより促された経営の効率性の程度、例えば、売却を進める努力の程度などについては「事後的に」判断することはできないため、これについての修正は行っていない。

以上のような点に留意したうえで、平成4～13年度における埋立事業のキャッシュフロー、経営成績及び平成13年度末における財政状態について修正を加えると次のようになる。

【平成4～13年度キャッシュフロー計算書】

(千円)

科目		修正前	修正	修正後	
土地造成CF	土地売却収入	昭 和 地 区	4,961,620	0	4,961,620
		旗 ケ 崎 地 区	0	0	0
		竹 内 地 区	3,936,843	793,500	3,143,343
		崎 津 地 区	0	0	0
			8,898,464	- 793,500	8,104,964
	土地造成支出	昭 和 地 区	0	0	0
		旗 ケ 崎 地 区	17,500	0	17,500
		竹 内 地 区	410,811	121,271	289,540
		崎 津 地 区	0	0	0
			428,311	- 121,271	307,040
	土地購入支出	昭 和 地 区	0	0	0
		旗 ケ 崎 地 区	0	0	0
		竹 内 地 区	2,155,449	2,155,449	0
		崎 津 地 区	3,656,764	3,656,764	0
			5,812,214	- 5,812,214	0
	長期土地貸付料収入	9,814	1,057,664	0	
預かり保証金収入	66,868	0	0		
		2,734,621	- 6,197,649	8,932,270	
経費等CF	人 件 費 支 出	136,060	0	0	
	経費等支出	委 託 料 支 出	129,840	0	129,840
		工 事 費 支 出	94,838	3,950	90,888
		修 繕 費 支 出	33,269	0	33,269
		液 状 化 対 策 推 進 費 支 出	56,980	0	56,980
			314,927	- 3,950	310,977
	そ の 他 収 支	484,542	0	0	
		33,556	- 3,950	37,506	
附帯施設CF	利 用 料 収 入	145,031	145,031	0	
	固 定 資 産 取 得 支 出	314,257	314,257	0	
	運 営 委 託 費 支 出	128,268	128,268	0	
		297,494	- 297,494	0	
財 務 C F	企 業 債 収 支	償 還 支 出	5,300,600	0	5,300,600
		利 息 支 出	661,404	0	661,404
		利 子 補 給 金 収 入	529,428	0	529,428
			6,491,433	0	6,491,433
	他会計借入金収支	借 入 収 入	7,946,764	3,646,764	4,300,000
		返 済 支 出	4,314,095	798,000	5,112,095
		利 息 支 出	0	2,783,798	2,783,798
			3,632,669	- 7,228,562	3,595,893
	預 金 利 息 受 取 に よ る 収 入	83,082	0	0	
			2,775,681	- 7,228,562	10,004,244
CF増減額		304,998	- 729,470	1,034,468	

【平成4～13年度損益計算書】

(千円)

科目		修正前	修正	修正後		
土地関連損益	土地売却収益	昭 和 地 区	4,961,620	0	4,961,620	
		旗 ケ 崎 地 区	0	0	0	
		竹 内 地 区	3,104,504	0	3,104,504	
		竹内地区一般会計等負担金	887,200	887,200	0	
		崎 津 地 区	0	0	0	
			8,953,324	-	887,200	8,066,124
	土地売却原価	昭 和 地 区	266,653	0	266,653	
		旗 ケ 崎 地 区	0	0	0	
		竹 内 地 区	4,413,035	36,379	4,449,414	
		崎 津 地 区	0	0	0	
		過 年 度 損 益 修 正 益	1,338,214	0	1,338,214	
			3,341,474	-	36,379	3,377,854
		長 期 土 地 貸 付 料	9,814	1,057,664	1,067,478	
			5,621,664	-	134,085	5,755,749
経 費 等	人 件 費	154,139	0	154,139		
	経 費 等	委 託 料	133,735	0	133,735	
		工 事 費	93,945	3,950	89,995	
		修 繕 費	34,288	0	34,288	
		液 状 化 対 策 推 進 費 (補 助 金)	71,900	0	71,900	
			333,868	-	3,950	329,918
	そ の 他 損 益	488,437	0	488,437		
		431	-	3,950	4,381	
附帯施設損益	施 設 利 用 収 益	148,074	148,074	0		
	附 帯 施 設 運 営 費 委 託 料	126,864	126,864	0		
	減 価 償 却 費	49,512	49,512	0		
		28,302	-	28,302	0	
財 務 損 益	企 業 債 利 息	661,404	0	661,404		
	利 子 補 給 金	10,043	0	10,043		
	他 会 計 借 入 金 利 息	3,828,696	395,680	3,433,016		
	他 会 計 借 入 金 利 息 免 除 益	3,828,696	3,179,478	649,218		
	預 金 利 息	82,737	0	82,737		
		568,625	-	2,783,798	3,352,423	
純 利 益		5,025,168	-	2,617,462	2,407,707	

【平成13年度末貸借対照表】

(千円)

科目		修正前	修正	修正後		
資 産	固 定 資 産 (附 帯 施 設)		264,745	264,745	0	
	未処分土地	完成土地	昭 和	84,540	0	84,540
			旗 ケ 崎	5,272	0	5,272
			竹 内	7,528,759	621,975	6,916,299
			竹 内 (買 戻 分)	1,691,125	1,691,125	0
				9,309,696	-	2,313,100
		未 成 土 地 (崎 津)	3,656,764	3,656,764	0	
			12,966,460	-	5,969,864	7,006,110
	貸 付 土 地	旗 ケ 崎	155,517	0	155,518	
		竹 内	123,952	0	114,438	

			279,470	-	0	269,956		
	繰	延	資	産	503	0	503	
流動	現	金	預	金	929,289	729,470	199,819	
資産	そ	の	他	流	動	資	産	
					573,690	98,252	475,437	
					1,502,979	827,722	675,257	
					15,014,157	7,062,331	7,951,826	
負	固	他	会	計	借	入	金	
債	定	そ	の	他	固	定	負	
	資	の	他	固	定	負	債	
					10,324,764	4,444,764	5,880,000	
					86,114	0	86,114	
					10,410,878	4,444,764	5,966,114	
	流	動	負	債	107,158	105	107,053	
					10,518,037	4,444,869	6,073,167	
資	自	己	資	本	金	3,267,761	1,655,509	1,612,252
本	国	庫	補	助	金	954,862	688,455	266,406
	受	贈	財	産	評	価	額	
					49,300	49,300	0	
	利	益	剰	余	金	224,197	224,197	0
					4,496,120	2,617,462	1,878,659	

上記の修正は、具体的には以下の考え方に基づいている。

一般会計に対する漁港施設用地の無償貸付について、平成4～7年度において1,057百万円の貸付料を受け取るものとする。当該金額は、平成7年度末売却時に返済した他会計借入金金の契約利息をもとに算定している。

崎津地区の用地取得及びその財源となった他会計借入金はなかったものとする。

毎年度末の現預金残高が200百万円程度となるよう他会計借入金及びその返済を行なうものとする。また、そのような他会計借入金残高に対し契約利息を乗じることにより支払利息を算定し、毎年度一般会計にその支払を行なうものとする。ただし、一般会計等に譲渡予定の用地に係る資金コスト分は免除されるものとする。

企業立地促進補助金はなく、同額の値下げを行なったものとする。また、補助金対象外の売却についても同額の値下げを行なったものとする。

竹内地区の買戻しは行なわなかったものとする。買戻分の再売却については、買戻分以外の用地が売却されたものとして扱う。

泉源開発、温泉施設の建設及び運営は企業局ではなく一般会計が行なったものとする。

キャッシュフロー計算書のCF増減額より算定。

損益計算書の純利益より算定。なお、他会計借入金は、負債区分に計上している。

検討の結果、修正後の純資産（資本）の試算値は、実績値4,496百万円から2,617百万円を控除した1,878百万円に減少している。さらに、竹内地区を売却予定単価18,880円/m²（企業立地促進補助金相当額を控除）で評価した場合の含み損2,531百万円及び同じく昭和地区を売却予定単価24,300円/m²で評価した場合の評価益704百万円を考慮した実質純資産は51百万円となり、少なくとも債務超過とはなっていない。また、この試算上、独立採算制が貫徹されることにより促された売却促進などの経営の効率性は考慮されていない。

この点を考慮すると、補助金交付887百万円及び利息の実質的免除3,052百万円は、事業全体として検討した場合、少なくとも現時点では「客観的に困難な経費」に該当しないといえることができる。

指摘事項..... b 効率的な経営の視点

企業局は効率的な経営を行なったか否か。

【非効率な経営が行なわれたことによる県全体の損失】

借	入	金	返	済	(注)	269百万円
---	---	---	---	---	-----	--------

竹 内 地 区 買 戻 し	193百万円
長 期 土 地 貸 付 け	6百万円
合計	468百万円

(注) 過剰資金を保有していた場合の利息3,052百万円と適正水準の資金を保有していた場合の利息2,783百万円の差額

これらの損失は、他会計借入金の利息が実質的に免除されたことに起因するものである。従って、独立採算制が貫徹されなかったことによる損失、例えば売却促進努力の欠如等は含まれていない。いずれにせよ、このような企業局の非効率的な経営によってもたらされる損失は県全体の損失となるものである。負担区分の考え方に基づく独立採算制を貫徹させ、企業局の自立的な経営を促すとともに、企業局はその責任において効率的な経営を行なう努力をしなければならない。

ウ 埋立事業の将来

将来の企業局の独立採算制を貫徹させるためには、少なくともこれまでに指摘した不適切な負担関係を排除する必要がある。これにより企業局の自立的な経営が可能となるのである。

また、将来の企業局における効率的な経営を促すためには、企業局に赤字を生じた場合に一般会計がその赤字を補填するような負担方法は適当でない。あらかじめ企業局の経営における効率性の尺度を示したうえで、一般会計における負担の方法及び金額を明確に定めておき、それ以外の経費については企業局に責任を持たせるという方法が望ましい。

このような観点から、埋立事業の将来についてあるべき独立採算制の姿、その経営の効率性の尺度について検討する。

(ア) 平成13年度末の財政状況

【平成13年度末貸借対照表】

科目			帳簿価額(千円)	
資 産	固 定 資 産 (附 帯 施 設)		264,745	
	未 処 分 土 地	完 成 土 地	昭 和	84,540
			旗 ケ 崎	5,272
			竹 内	7,528,759
			竹 内 (買 戻 分)	1,691,125
		未 成 土 地 (崎 津)	9,309,696	
			3,656,764	
			12,966,460	
	貸 付 土 地	旗 ケ 崎	155,517	
		竹 内	123,952	
			279,470	
	繰 延 資 産	503		
流 動 資 産	現 金 預 金	929,289		
	そ の 他 流 動 資 産	573,690		
		1,502,979		
		15,014,157		
負 債	固 定 負 債	他 会 計 借 入 金	10,324,764	
		そ の 他 固 定 負 債	86,114	
			10,410,878	
	流 動 負 債	107,158		
		10,518,037		
	純資産 (= 資産 - 負債)	4,496,120		

平成13年度末の財政状況から見て明らかなように、平成14年度以降の埋立事業の経営の効率性に対して重要な影響を与えるのは、帳簿価額ベースで全資産の86%を占める未処分土地の売却及びその売却資金による他会計借入金10,324百万円の返済といえる。従って、効率性の尺度の検討を行なううえでも、未処分土地の売却及び借入金の返済に対していかなる条件を設定するのが重要となろう。

(イ) 効率性の尺度についての検討

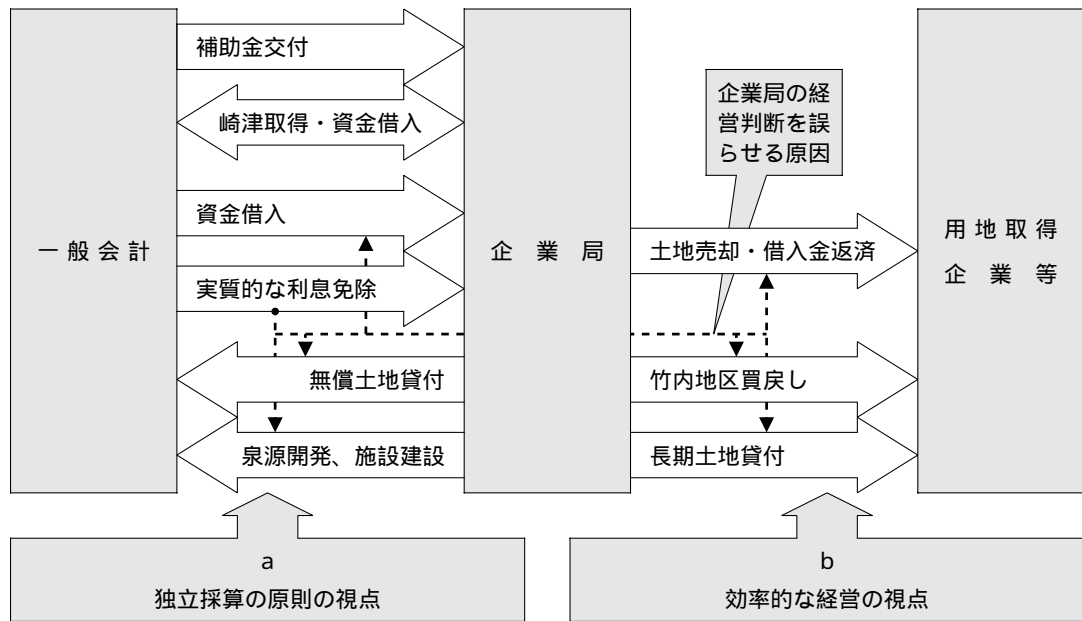
埋立事業の将来についてあるべき独立採算制の姿、すなわちあるべき企業局と一般会計の負担関係を示し、そのうえで企業局に求められる効率性の尺度について一定の将来試算を行なうことにより検討する。そのような将来試算は、次のステップにより行なうものとする。

- あるべき企業局と一般会計の負担関係の明示
- 未処分土地の売却に係る条件及び効率性の尺度の設定
- 他会計借入金の返済に係る条件設定
- その他の条件設定
- 効率性の尺度についての将来試算の結果

(ウ) あるべき企業局と一般会計の負担関係の明示

過去10年の埋立事業の成果を検討した結果、以下のようなa独立採算の原則の視点からの問題、あるいはb効率的な経営の視点からの問題が認識された。またさらに、実質的な利息免除が企業局の経営判断を誤らせるという問題も認識された。

【過去10年の問題点】



将来のあるべき独立採算制の姿を示すべく、これらの問題を以下のように整理する。

a 独立採算の原則の視点

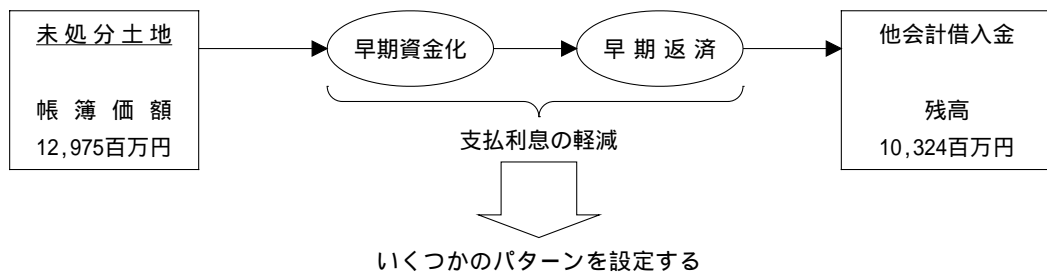
- 補助金交付は、「客観的に困難な経費」に該当しないため、一般会計は当該補助金の交付を行わないこととする。一方、企業局は、補助金相当額の値下げを行うこととする。
- 崎津地区に関しては、企業局の所管とせず、県全体の財産としてその利用方法を検討する。従って、その取得財源となった借入金も返済したこととする。
- 一般会計の資金借入は、「客観的に困難な」ものに対する一般会計の負担として認める。一方、企業局における効率性の尺度を検討したうえで、当該借入に生じる返済不能額は「客観的に困難な経費」に該当する。
- 一般会計からの借入金については、「不適当な経費」、すなわち公共セクターに有償譲渡される予

定となっている用地に係る資金コストを除いて、その利息を契約利率に基づき支払うこととする。

- 無償土地貸付けは平成13年度末時点で行われていないため問題としない。
- 泉源開発、施設建設については、一般会計に対してその所管換えを行ない、その開発・建設コスト等、一切の支出について精算する。

b 効率的な経営の視点

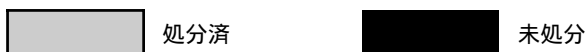
- 長期土地貸付については、採算性に問題が認められるため、現状の二つの貸付けのみとし、新たな貸付は行なわないこととする。
- 土地売却及び借入金返済については、実質的な免除が行われなくなった利息を軽減するために、未処分土地の早期資金化及びその売却代金による他会計借入金の早期返済という効率的な経営が促されることとなる。さらに、未処分土地は帳簿価額ベースで全資産の86%（帳簿価額12,975百万円）を占めており、一方の他会計借入金残高は10,324百万円となっており、埋立事業の成否に大きく影響するものである。これにかかわる効率性の尺度は、将来試算の有用性を高めるためにも、一律の条件設定ではなく、いくつかのパターンに分けて検討することとする。



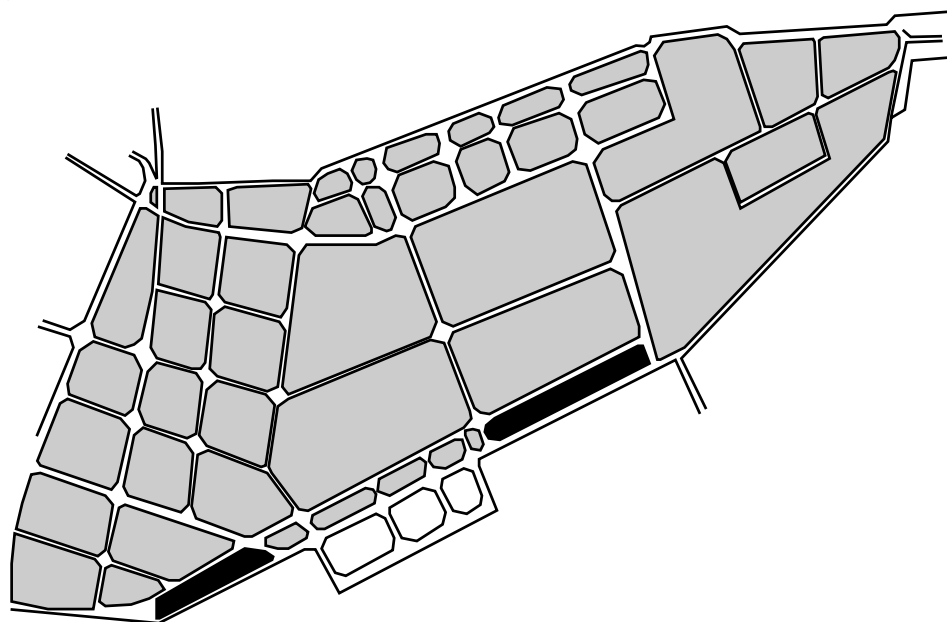
(エ) 平成13年度末の未処分土地の状況

未処分土地の早期資金化に係る効率性の尺度の検討に際して、平成13年度末の未処分土地の状況を概観し、それぞれに応じた条件を設定することとする。

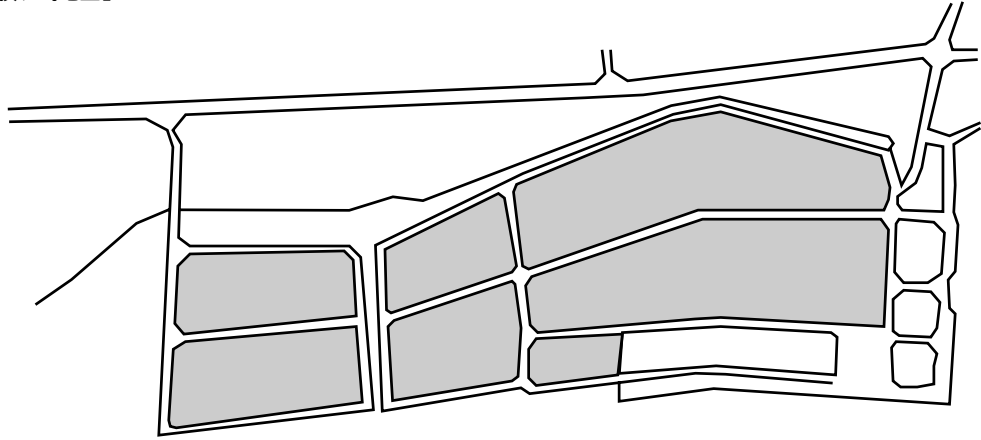
各地区の概略図を以下に示す。但し、地区ごとの縮尺が異なっていることに注意を要する。



【昭和地区】



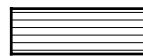
【旗ヶ崎地区】



処分済



未処分



買戻分かつ未処分

【竹内地区】



みなと
温泉館
夢みなと
タワー

【崎津地区】



【平成13年度未処分土地の詳細】

地区	内容	面積 (㎡)	帳簿 価額 (千円)	左の 単価 (円/㎡)	売却予定 価額 (千円)	左の 単価 (円/㎡)	売却 予定先
昭 和 地 区	埠 頭 用 地	32,445	84,540	2,606	788,414	24,300	境港管理 組合
旗ヶ崎 地 区	(二) 工業用地	310	5,272	17,008	-	-	-
竹 内 地 区	工 業 用 地	約227,191	6,401,662	28,177	4,289,366	18,880	-
	工 業 用 地 (買戻分)	87,586	1,691,125	19,308	1,653,624	18,880	-
	埠 頭 用 地	約35,000	986,211	28,177	660,800	18,880	境港管理 組合
	道 路 等 公共用地	約5,000	140,887	28,177	94,400	18,880	境港市
	計	354,777	9,219,884	25,988	6,698,190	18,880	-
崎 津 地 区	未 成 土 地	244,993	3,656,764	14,926	-	-	-
	合計	632,525	12,966,460	20,500	7,486,603	-	-

～ の状況に応じて以下のような条件を設定するものとする。

竹内地区の工業用地

前述したとおり、竹内地区の工業用地の売却に関しては、一般会計による企業立地促進補助金の交付はないものとする。一方で、企業局の負担により企業立地促進補助金に相当する20%の値引を行なう。当該値引の基準となる単価は平成13年度の売却予定単価とし、さらにその値引後の売却予定単価が売却完了まで継続するものとする。

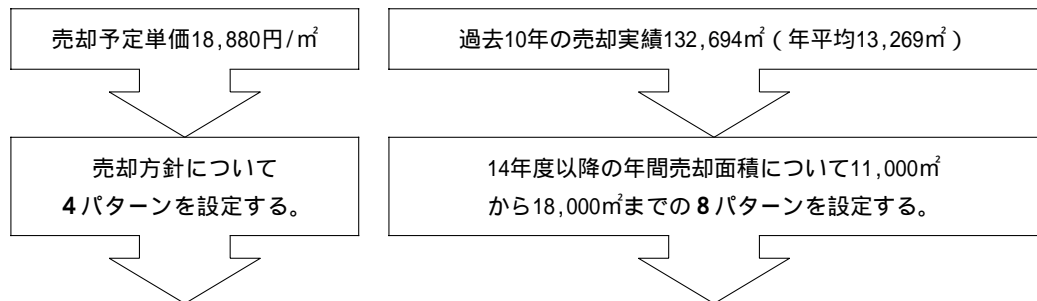
$$\begin{aligned} & \text{平成13年度売却予定単価} 23,600 \text{円/㎡} - \text{企業立地促進補助金相当額} 4,720 \text{円/㎡} \\ & = \text{値引後売却予定単価} 18,880 \text{円/㎡} \end{aligned}$$

このような値引を行なったとしても、竹内地区の工業用地は売却予定価額ベースで全未処分土地の79.4%を占め、この売却が埋立事業の成否に大きく影響するといえる。従って、竹内地区の工業用地の売却について、いくつかのパターンを設けることとする。

まず、過去10年における竹内地区の工業用地の年間平均売却実績は、13,269㎡となっている。従って、将来試算上、年間売却面積13,000㎡を基準として11,000㎡から18,000㎡まで1,000㎡ごとに設定する。つまり、未処分土地の資金化のスピードが早いものから遅いものまで（売却完了年度としては平成31年度から42年度まで）8段階のパターンにより試算する。

次に、売却予定単価18,880円/㎡を定め、売却を促進するため、あるいは売却による実収入額を増大させるために、通常の売却価額による売却のほか、5%値上げ、5%値下げ及び10%値下げの4つの売却方針を設定する。この売却方針のパターンは、単純な値下げのみならずそれに相当する額の販売費、造成費等の支出を意味している。また、5%の値上げパターンが10%の値上げと5%の販売費支出の組み合わせを意味することも可能である。

【竹内地区売却に係るパターン設定】



年間売却面積 (㎡/年)	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000
売却完了年度	H42	H40	H38	H36	H34	H33	H32	H31
18,880円/㎡ + 5%値上げ	8 × 4 = 32パターン							
18,880円/㎡ ± 0%								
18,880円/㎡ - 5%値下げ								
18,800円/㎡ - 10%値下げ								

昭和地区及び竹内地区の埠頭用地、道路等公共用地

前述したとおり、昭和地区及び竹内地区の埠頭用地は境港管理組合へ、竹内地区道路等公共用地については境港市への売却が予定されている。これらについては、他に売却することができないため、境港管理組合等への売却が行なわれるまでの期間の資金コストは、「不適當な経費」として企業局の負担としないことが妥当である。売却が行なわれるまでの期間の資金コストは次のようになる。

【売却予定用地に係る資金コスト】

地区	内容	売却 予定先	面積 (㎡)	売却予定単価 (円/㎡)	売却予定価額 (千円) × =	資金コスト (千円) × 4.69%
昭 和 地 区	埠頭用地	境港 管理組合	32,445	24,300	788,414	36,977
竹 内 地 区	埠頭用地	境港 管理組合	約35,000	18,880	660,800	30,992
	道路等 公共用地	境港市	約5,000	18,880	94,400	4,427
合計					1,543,614	72,396

(注) 売却予定価額は平成13年度のもの(竹内地区については、企業立地促進補助金相当額控除後)資金コストは平成13年度末の他会計借入金残高(崎津分除く)の契約利率の加重平均によっている。

このような資金コストは、本来、境港管理組合及び境港市が負担すべきものである。しかしながら、この将来試算上では、あくまで企業局の経営の効率性を図ることが重視されるため、当該部分について単に一般会計に支払うべき利息が免除されるという形で算定する。なお、企業局が当該資金コストを負担しないこととした場合、どの時点で売却が実現するかということは、売却予定価額の変動を除き企業局の収支に影響しないこととなるが、単純化のため平成18年度に売却されることとする。

崎津地区の未成土地

前述したとおり、崎津地区は、企業局のみならず県全体の財産としてその活用方法を検討すべきものである。従って、この試算上、崎津地区未成土地とそれに対応する一般会計からの借入金は除外して考えるものとする。

旗ヶ崎地区の工業用地

当該未処分土地310㎡は、残面積の算定する際に二重計算が行なわれていたことによる誤差228㎡と各区画の測量誤差により生じた誤差82㎡によるものである。したがって、このような未処分土地は実際にはない。また別途、当旗ヶ崎地区の境界地付近に僅少な土地が計9筆、1,029㎡ある。この土地は、いずれも承水路脇の狭隘なものであり、工業用地としては適さないものである。これは、計画当初見込まれた承水路のための用地として企業局が取得したものであるが、その後の計画変更により不必要となった部分である。いずれも処分の用途はたっており、この試算上、これらの土地の価値はないものとして算定する。

(オ) 平成13年度末の他会計借入金の状況

他会計借入金の早期返済を検討するに際して、平成13年度末の他会計借入金の状況を概観する。

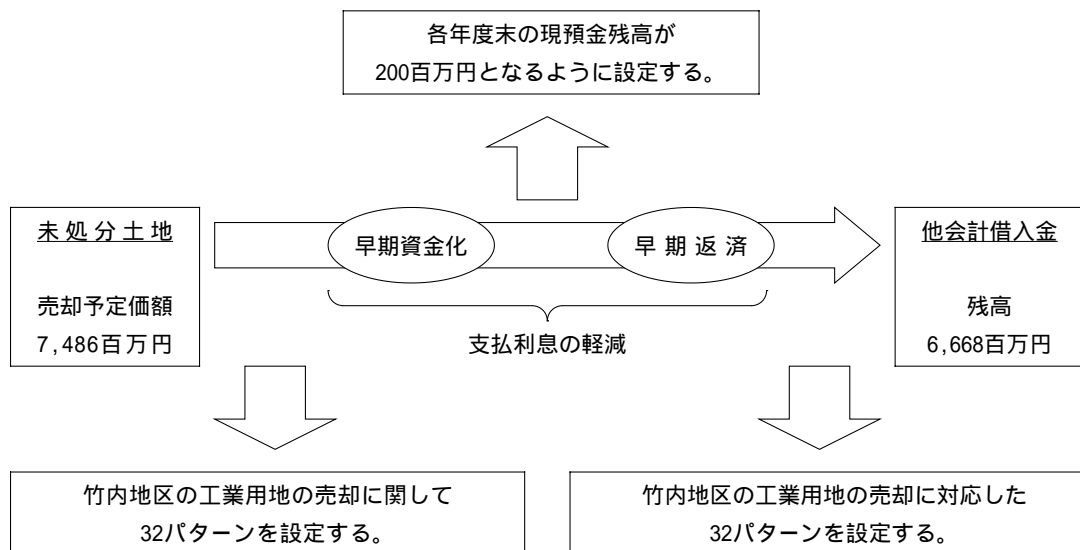
【平成13年度末他会計借入金残高】

借入年度	契約利率	H13年度末残高(千円)
S62年度	5.00%	758,000
S63年度	4.85%	1,300,000
H3年度	5.50%	320,000
H4年度	5.05%	500,000
H4年度	4.90%	132,000

H 4年度	4.40%	1,000,000
H 5年度	4.60%	600,000
H 5年度	4.30%	1,080,000
H 6年度	4.50%	500,000
H 6年度	4.65%	148,000
H 6年度	4.65%	330,000
H 10年度	2.10%	3,656,764
合計		10,324,764

前記(エ)で述べたとおり、崎津地区未成土地とそれに対応する他会計借入金は除外して考えることとし、上記の平成10年度借入分3,656百万円を除いた6,668百万円について早期返済の条件を設定することとする。

まず、他会計借入金の返済は、未処分土地の売却代金に応じて行なわれることとなるため、竹内地区の工業用地の売却に関して設定した32パターンに応じて、各年度末の現預金残高が200百万円程度となるように設定する。なお、返済は利率の高いものから順に行なうものとする。



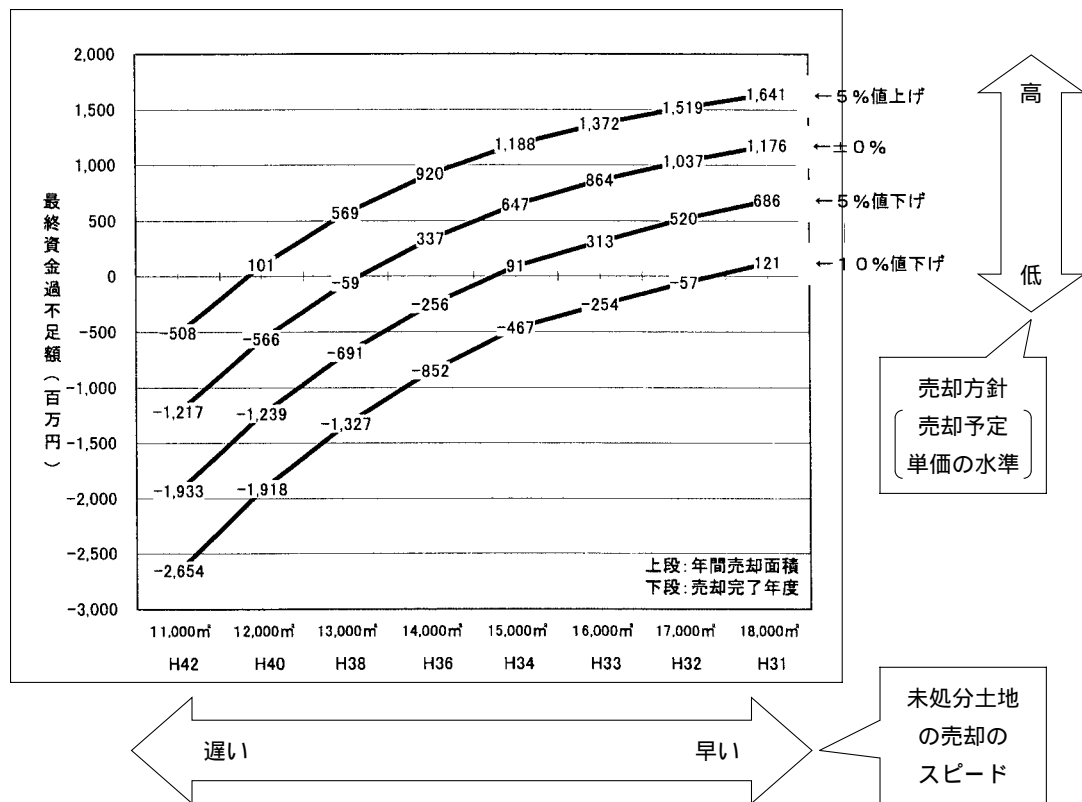
(カ) その他の条件設定

上記(エ)の売却方針パターンで考慮される販売費、造成費以外の支出として、毎年度14百万円(過去10年の人件費支出の年間平均額相当)の人件費支出を計上するものとする。

(キ) 将来試算の結果

以上の条件設定の結果、他会計借入金の返済不能額を示す他会計借入金返済後の最終資金過不足は次のとおりとなる。

【他会計借入金の返済可能性】



上図から明らかなように、売却予定単価が高ければ高いほど、また、未処分土地の売却のスピードが早ければ早いほど最終資金過不足額がプラスとなる。一方、売却予定単価が低ければ低いほど（あるいは販売費等の支出が多ければ多いほど）、また、未処分土地の売却のスピードが遅ければ遅いほど最終資金過不足額がマイナスとなる。しかしながら、売却予定単価の水準と売却のスピードは、通常、トレードオフの関係にあり、両立することができないものである。従って、この将来試算上重要となるのは、それぞれの売却方針のうち他会計借入金の返済可能性が最低限確保されるもの、すなわち、最終資金過不足額がゼロに近い水準となるもの（以下、「収支均衡案」）である。

上図より、4つの売却方針それぞれに対し、4つの収支均衡案が認識される。その詳細は以下のとおりである。

【4つの収支均衡案】

		売却方針			
		18,880円/m ² + 5%値上げ	18,880円/m ² ± 0%	18,880円/m ² - 5%値上げ	18,880円/m ² - 10%値上げ
売却スピード	収支分岐年間売却面積	12,000m ² /年	13,000m ² /年	15,000m ² /年	17,000m ² /年
	売却完了年度 (売却期間)	H40 (27年)	H38 (25年)	H34 (21年)	H32 (19年)

【収支均衡案の詳細】

土地売却収入 長期土地貸付料収入 控除)保証金返還支出	+ 8,506百万円			
値引・値増 (販売費等)収支	+ 339百万円	0百万円	339百万円	678百万円

主な内容	人 件 費 支 出	378百万円	350百万円	294百万円	294百万円
	支 払 利 息 支 出 (利 息 免 除 額 除 く)	2,928百万円	2,777百万円	2,343百万円	2,152百万円
	最 終 資 金 過 不 足	+101百万円	59百万円	+91百万円	57百万円

過去10年の検討で指摘された補助金交付887百万円及び利息の実質的免除3,052百万円については、売却促進のための努力の程度については特に検討することなく（従って売却実績は最大限の努力が払われたものと仮定し）、いずれも「客観的に困難な経費」に該当しなかったと事後的に一応の判断を行った。

独立採算制を貫徹するために求められる「客観的に困難な経費」とは、前述のように一定の効率性の尺度を事前に検討したうえでなおかつ企業局が負担することができないものをいうがこの経費は、企業局と一般会計との間に生ずる曖昧なあるいは不適當な負担関係を排除したうえで、実現可能な効率性を追求した場合に生ずる最終資金不足額、すなわち他会計借入金の返済不能額として認識されることとなる。

試算の結果、年間売却面積13,000㎡、値引・値増ゼロ等、過去の実績からして実現可能な範囲で収支均衡となった。従って、少なくとも現状では「客観的に困難な経費」は認められず、これについて一般会計は負担すべきでない結論付けることができる。

エ 指摘事項総括

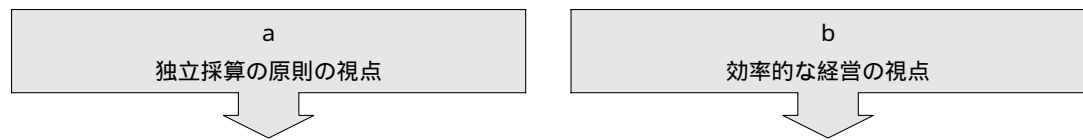
以上、埋立事業について a 独立採算の原則の視点、 b 効率的な経営の視点及び c 適正な開示の視点により検討を加えてきた。

まず、過去10年の検討において、独立採算の原則に照らして妥当でないいくつかの問題点が認められた。これは、企業局と一般会計の責任範囲を不明確にし、企業局の果たすべき効率的な経営が行なわれなくなるといった結果を招いている。

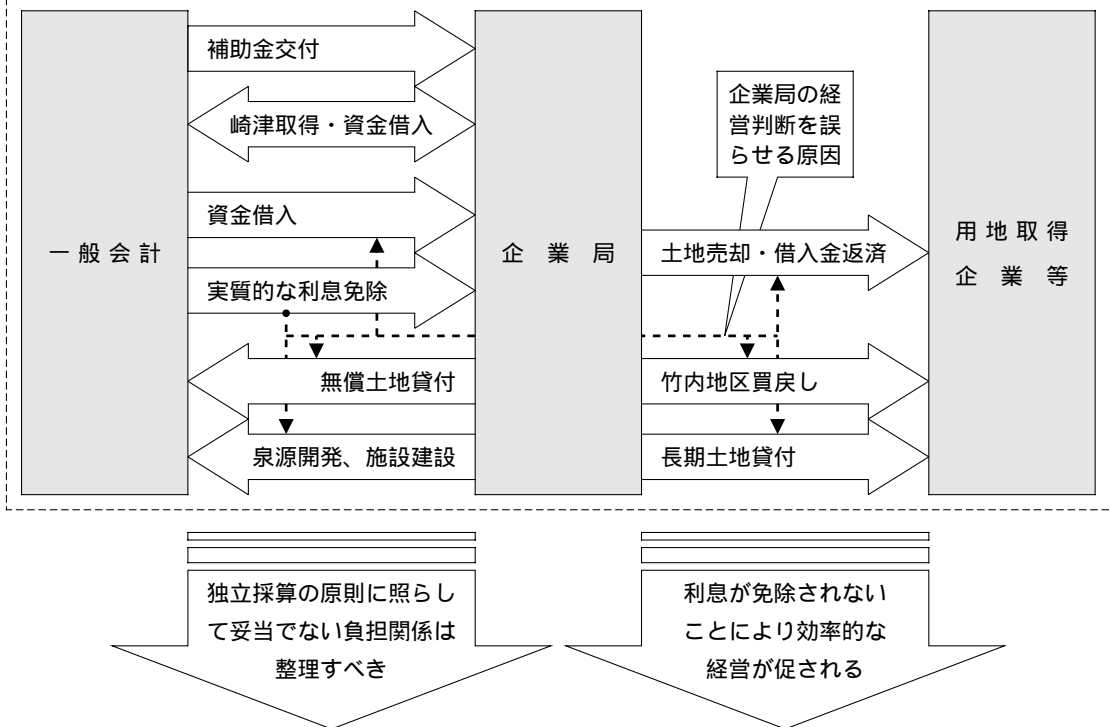
特に、竹内団地の買戻しについては、独立採算の原則、効率的な経営という地方公営企業としての根幹にもとるものであるばかりでなく、特定の者に対する理由なき優遇措置として、不当に財産管理を怠る行為あるいは不当な支出とも言うべき問題である。

また、他会計借入金の利息が実質的に免除されてきたことは、担当者のコスト意識を鈍磨させ、効率的な経営を指向するインセンティブを奪う等多数の問題を引き起している。今後の埋立事業の方針として、当然このような妥当性を欠く負担関係は整理されなければならない。とは言え、現実の問題として他会計借入金の利息が免除されないこととなった場合、そのコストは多額であり、企業局において果たして本当にこれを負担しうるのかという懸念が生ずる。このような観点から、一定の効率性の尺度を設定し、将来の埋立事業についての試算をした結果、前述のとおりそういった不安を払拭することができた(前述の【他会計借入金の返済可能性】と題するグラフと【4つの収支均衡案】と題する表を参照)。つまり、今後将来において合理的な経営を行う限りにおいては、一般会計が負担すべき「客観的に困難な経費」となりうる他会計借入金の返済不能額は発生しないとの結論を得たのである。従って、今後、過去10年の検討で問題とされた各種の負担関係（購入代金に対する20パーセントの補助金、他会計借入金の利息免除、無償土地貸付等、既述の【埋立て事業の過去10年の概要】表参照）を整理したうえで、企業局の効率的な経営を促すという基本的な関係を構築することが必要となる。

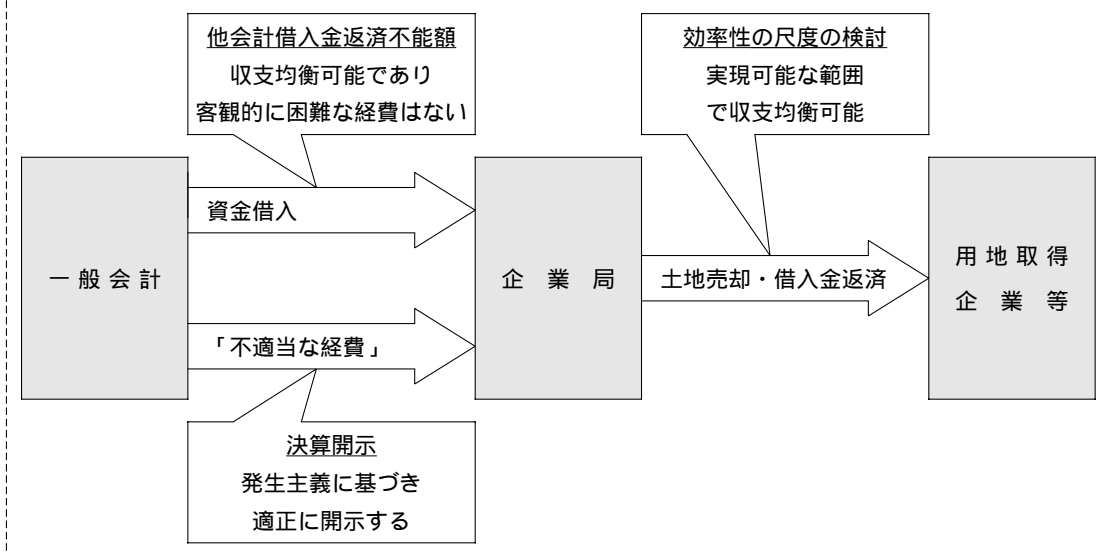
【指摘事項総括】



【過去10年の問題点】



【将来のあるべき姿】



(2) 鳥取地区工業用水道建設事業について

ア 建設事業の概要

(ア) 事業の目的

工業用水道事業は、工業用水の豊富で低廉な供給を図り、工業の健全な発展に寄与することを目的としている。昭和30年代以降の地域開発の基盤整備事業として全国の地方公共団体において、本格的

に施設が建設され、地域の発展のために重要な役割を果たしてきた。

鳥取県においても、県外優良企業を誘致することによって県の後進性を打破し、県民の生活水準を向上させる施策がとられ、誘致の条件となる基盤整備として昭和38年に県西部に日野川工業用水道を建設した。

そして県東部においても、平成3年、産業基盤を整備し、企業進出を促すとともに、従来上水道及び地下水に依存してきた既存企業の事業拡張を側面から支援するために鳥取地区工業用水道事業の建設が計画された。

(イ) 検討の視点

工業用水道事業は、大規模装置産業である。故に的確な需要予測に基づく建設投資計画の策定が最も重視される。さらに、現実の経済情勢は刻一刻と変化するものであり、それに如何に対応していくかが、事業の成否を決めることとなる。

そのような観点から、鳥取地区工業用水道建設事業について次のような視点で検討することとした。

イ 建設事業の推移

(ア) 当初計画における需要予測

平成3年3月基本計画調査上、工業用水の需要予測にあたっては、既存企業についてアンケート調査を行ない、新規立地企業については、一定の推計計算により予測している。

	事 業 所	業 種	地 区	H 3 年 3 月 基本 計 画 調 査	
				給水量 (m ³ /日)	摘 要
既存企業 (給水区域内アンケート調査結果)	(有)マルテ食品	食料品	湖 山	150 (0.54%)	【アンケート実施時期】平成元年5月と平成2年10月の2回。 【アンケート対象】工業団地内で操業中の全事業所。工業団地外の従業員30人以上の事業所(但し、給水対象区域から著しく離れている事業所及び業種的に水使用が見込まれない事業所は、対象から除外した)。 【アンケート結果】12業種96事業所(回収率74%)。なお、需要水量の多い8事業所については、別途ヒアリング調査を行なってその意向を確認した。 【アンケート集計方法】施設計画等を勘案して給水地区を決定したうえで、当該給水地区内で工業用水依存量が100m ³ /日以上の上の事業所について需要量を集計した。
	鳥取トーヨーサッシ工業(株)	家 具		260 (0.93%)	
	(株)三洋製紙	紙 ・ パルプ	古 市	15,000 (53.76%)	
	鳥取生コン(株)	窯業・土石	古 海	190 (0.68%)	
	鳥取旭工業(株)	金 属	雲 山	285 (1.02%)	
	大洋住建ホール(株)	金 属		145 (0.52%)	
	(株)アサヒメッキ	金 属	津ノ井	200 (0.72%)	
	日本フェライト(株)鳥取工場	電 気 機 械		350 (1.25%)	
	鳥取三洋電機(株)	電 気 機 械	立 川	5,900 (21.15%)	
	小 計			22,480 (80.57%)	
未利用地を基準とする需			叶	2,010 (7.20%)	工業用地の未利用地面積をもとに、工場用水需要量の敷地面積原単位(業種別使用水量原単位、業種別回収率及び業種構成比から算出)を乗じることにより算定した。
			古 海	610 (2.19%)	
			湖 山	1,830 (6.56%)	
			東 郷	310 (1.11%)	

要 予 測	雲 山	660 (2.37%)	
	津ノ井	0 (0.00%)	
小 計		5,420 (19.43%)	
合 計		27,900 (100.00%)	-

(イ) 事業費の見積

(千円)

区分		金額	内容		
事業費	建設工事費	水源開発負担金	1,476,000 (注)参照		
		取水導水	取水口・樋管	413,000	取水量30,000m ³ /日を前提として計画されている。
			接合井	110,000	
			沈砂池	139,000	
				662,000	-
		浄水	薬品沈でん池	405,000	取水量30,000m ³ /日を前提として計画されている。
			濃縮槽	97,000	
			天日乾燥床	24,000	
			管理本館	207,000	
			薬注設備	124,000	
			電気計装設備	262,000	
			場内配管	60,000	
			場内整備	58,000	
				1,237,000	-
		送水配水	送水ポンプ井	172,000	給水量27,900m ³ /日を前提として計画されている。
			送水管	230,000	
			配水池	52,000	
			場内配管	14,000	
			場内整備	5,000	
			電気計装設備	28,000	
配水管	633,000		総延長17,460m		
水管橋等	600,000		ランガー形式		
		1,734,000	-		
		3,633,000	-		
用地費	890,000				
調査費	420,000	測量・ボーリングに係るものも含む。			
付帯雑費	346,000	人件費等			
		6,765,000	-		
建設利息	705,000	24年償還(5年据置) 年利率7.3%の半年賦元利均等払として試算している。			
		7,470,000	-		

(注) 鳥取工業用水道の水源として河川水(自流)及び地下水の状況を調査した結果、いずれについても次のような問題があり、平成12年供用開始予定の殿ダムに水源を求めることとした。

河川水(自流)……現況のままの千代川においては取水可能量はない。

取水可能量 湯水流量(注1) - 既得水量(注2) - 維持水量(注3)

$$= 8.16 \text{ m}^3/\text{s} - 0.4 \text{ m}^3/\text{s} - 14.0 \text{ m}^3/\text{s}$$

$$= 6.24 \text{ m}^3/\text{s}$$

(注1) 10年1位の湯水流量(昭和57年)。

(注2) 農水の慣行水利。

(注3) 河川管理者(旧建設省)の定める管理維持水量。

河川の汚濁を防ぎ、河口部における潮水の遡上を防止し、舟やいかだの運航を確保する等の観点から定められている。

地下水……むしろ、新たな水源を地下水に求めるのではなく、他の水源への転換を図ることに
より、進行しつつある地盤沈下等の地下水障害を防止する必要がある。

殿ダム負担金(水源開発負担金)の算定方法は以下のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{殿ダム負担金} &= \text{殿ダム事業費} \times \text{都市用水配分率} \times \text{工業用水} / \text{都市用水} \\ &= 57,000,000 \text{ 千円} \times 4.3\% \times 30,000 \text{ m}^3/\text{日} / 50,000 \text{ m}^3/\text{日} \\ &= 1,476,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$

以上のような事業計画をもとに計画給水量 $27,900 \text{ m}^3/\text{日}$ を前提として算定した場合、給水原価は $65 \text{ 円}/\text{m}^3$ と算定されている。

(ウ) 給水先の受給計画変更

上記のとおり、平成3年3月時点の基本計画調査における需要予測において、 $27,900 \text{ m}^3/\text{日}$ という計画給水量が求められた。ところが、そのうち $15,000 \text{ m}^3/\text{日}$ (計画給水量の53.76%)の給水を予定していた三洋製紙(株)から平成6年1月12日に受給計画について変更する旨の申し入れが行われた。

【三洋製紙(株)の動向】

日付	三洋製紙(株)の動向	鳥取地区工業用水道建設事業の動向
H4.4.17	三洋製紙(株)から給水(H9に $5,000 \text{ m}^3/\text{日}$ 、H12に $20,000 \text{ m}^3/\text{日}$)について知事あて正式要望。	
H5.1.27		平成5年度実施計画ヒアリング(新規事業として採択)。
H5.5.7		鳥取地区工業用水道事業の事実上のスタート(平成5年度事業費補助金交付申請)。
H6.1.12	三洋製紙(株)が来庁し、工水受給計画の変更を申し入れる。	
H6.1.19	企業局長から鳥取市長へ申し入れ ○鳥取市は、三洋製紙(株)に対して従来の工水受給計画を変えないよう要請すること。 ○三洋製紙(株)が、従来の工水受給計画を縮小変更した場合、鳥取市はそれに代わる水利用型企業を探すこと。	

三洋製紙(株)は、当初、既存工場に加え、より質の高い原水を必要とする事業を行うため古海地区へ新工場を建設する予定であった。ところが、経済情勢等の変化により正式要請からわずか1年半後に、

企業局に対しその計画を変更する旨の申し入れを行っている。

一方、5,900^m₃/日(計画給水量の21.15%)の給水を予定していた鳥取三洋電機㈱からは、給水開始時期を当初の平成12年度よりも早めるよう要請された。

【鳥取三洋電機㈱の動向】

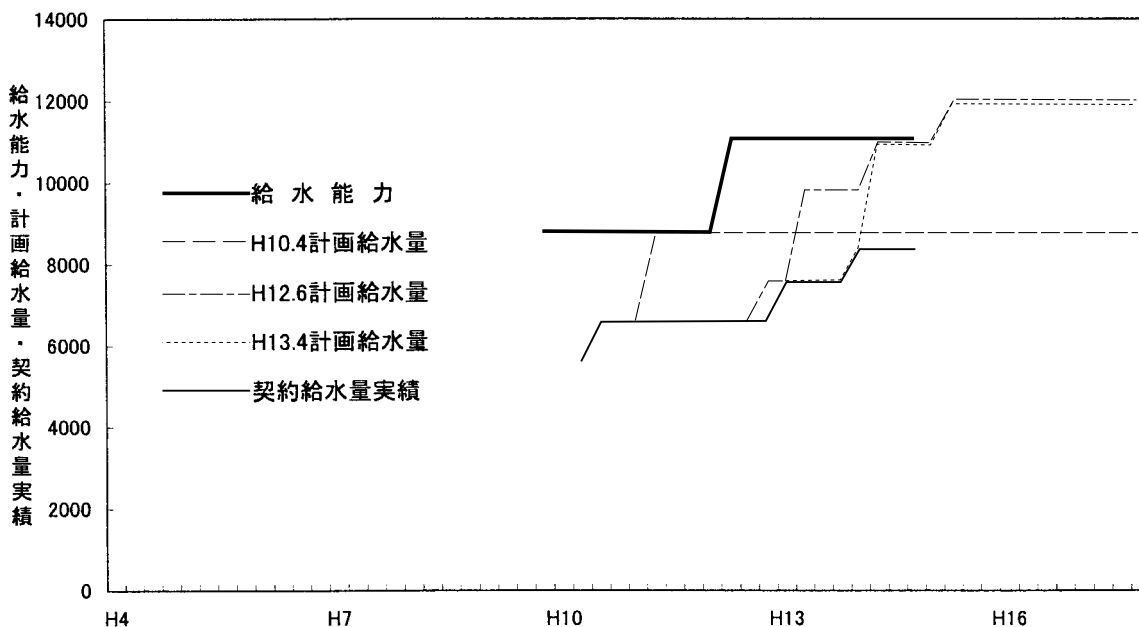
日付	鳥取三洋電機㈱の動向
H 6 . 6 . 10	鳥取三洋電機㈱が給水計画を早めるよう口頭要請。
H 6 . 12 . 16	鳥取三洋電機㈱が給水計画を早めるよう(H10)知事あて正式要請。

このように鳥取地区工業用水道事業は、事業が事実上スタートした平成5年度からわずか1年の間に、その事業の根幹にかかわる問題に直面している。

(エ) 給水企業及び計画給水量の推移

以上のような問題を抱えながらも、当初計画よりも2年早い平成10年度4月より鳥取三洋電機㈱1社に対する一部給水を開始することとなった。給水料金45円/^m₃、契約水量5,600^m₃/日でのスタートである。なお、この際、通常の給水料金とは別に、経営安定協力金として一時金285百万円と従量分8円/^m₃を鳥取三洋電機㈱が負担することとなった。なお、一時金は、給水開始を2年早めたことによる損失、具体的には、平成11,12年度の赤字相当額の補填を意味し、従量分は給水料金の上乗せ部分である。従って、実質的な給水料金は53円/^m₃となる。その後、契約給水量は徐々に増加し、平成13年度末時点で8,700^m₃/日となっている。

【計画給水量、給水能力及び契約給水量の推移】



(オ) 事業費の見直し及び平成13年度までの実績

平成3年3月の基本計画調査に始まり、平成5年度実施調査、平成7年度に工事に着手している。その後いくつかの情勢変化もあり、事業費は当初計画の7,470百万円から10,649百万円に膨れ上がる事となった。

【事業費詳細】

(千円)

区分	当初計画	計画改定	実績	進捗率	参照	
水源開発負担金	1,476,000	2,470,000	647,987	26.2%	(1)	
取水・導水	取水口・樋管	413,000	587,557	572,557	97.4%	
	接合井	110,000	0	0	-	(2)
	沈砂池	139,000	0	0	-	(3)
	導水工事費	0	545,355	545,355	100.0%	(4)
	662,000	1,132,912	1,117,912	98.7%		
浄水	沈砂池	0	116,825	116,825	100.0%	(3)
	薬品沈でん池	405,000	0	0	-	(5)
	薬注設備	124,000	0	0	-	(5)
	濁質処理施設	0	1,016,290	579,190	57.0%	(5)
	濃縮槽	97,000	62,373	62,373	100.0%	
	天日乾燥床	24,000	56,520	28,260	50.0%	
	管理本館	207,000	262,555	262,555	100.0%	
	電気計装設備	262,000	552,611	378,611	68.5%	
	場内配管	60,000	105,454	94,565	89.7%	
場内整備	58,000	95,908	94,908	99.0%		
	1,237,000	2,268,536	1,617,287	71.3%		
送水・配水	送水ポンプ井	172,000	216,866	174,066	80.3%	
	送水管	230,000	157,399	0	0.0%	
	配水池	52,000	203,680	0	0.0%	
	場内配管	14,000	1,922	0	0.0%	
	場内整備	5,000	91,061	0	0.0%	
	電気計装設備	28,000	12,810	0	0.0%	
	配水管	633,000	1,079,036	312,284	28.9%	(6)
	水管橋等	600,000	1,102,702	1,102,702	100.0%	(6)
	1,734,000	2,865,476	1,589,052	55.5%		
	3,633,000	6,266,924	4,324,251	69.0%		
用地費	890,000	664,209	524,893	79.0%		
調査費	420,000	425,666	355,022	83.4%		
付帯雑費	346,000	212,702	101,666	47.8%		
	6,765,000	10,039,501	5,953,819	59.3%		
建設利息	705,000	225,664	70,515	31.2%	(7)	
その他経費	0	383,504	49,328	12.9%		
	7,470,000	10,649,669	6,073,662	57.0%		

当初計画から総事業費が、3,179百万円増加しており、率にして42%の増加である。このような事態が如何にして起きたか。特に大きな変化となった上記(1)～(7)の事項について述べる。

【事業計画上の主な変更】

内容	増減額
(1) 当初計画における殿ダム事業費57,000,000千円が95,000,000千円に増加したことによるもの。なお、この改定後の金額についても今後さらに増加する可能性がある。	994,000千円
(2) 接合井は設置せず、直接導水管により浄水施設へ送水することとした。	+ 110,000千円
(3) 取水施設に沈砂池は設置せず、導水管により直接浄水施設へ送水することとしたため、沈砂池は浄水施設に設置することとした。施設能力等はほぼ同等である。	+ 22,175千円
(4) 当初計画では、取水口脇に浄水施設を設置することとしていたが、浄水施設用地が変更されたため、取水口から浄水施設までの導水管が必要となった。	545,355千円
(5) 当初計画では、企業局の供給規定に基づく濁度30度以下を可能とする低コストな凝集沈でん池方式を採用することとしていた。しかしながら、鳥取三洋電機(株)が液晶用の超純水の原水として濁度10度以下を必要とし、それを満足する強制ろ過方式の施設に変更することとなった。	487,290千円
(6) 配水管、水管橋等については、当初計画とほぼ同等の施設である。従って、増額分は見積誤りによるものである。	948,738千円
(7) 利率が当初計画よりも大幅に低くなったためである。	+ 479,336千円

ウ 指摘事項総括

(ア) 企業局は工業用水の需要量を合理的に算定し事業計画を遂行しなかった。

1970年代をピークとして、国内での工業用水使用量は年とともに減り続け、1980年代に入ってから10年間は横ばいの状況にあり、工業用水の供給実績はその能力の60パーセント程度であるとの指摘がなされている(「水の環境戦略」岩波新書 1994年版 中西準子著)。そして、中西は、その原因として 多量に水を使用する鉄鋼や化学原材料産業の生産高が伸びるとは全く考えられないこと、工場内における使用工業用水の回転率が限界に達しているとはいえないと述べている。

このような指摘が正しいかどうかはさておき、鳥取工業用水の計画段階において、需要予測を可能な限り正確に把握し、事前に経営計画を策定することが不可欠であった。工業用水を供給するためには、水資源の開発・必要用地の取得、取水設備・浄水設備・送水配水設備の建設と多額の投資を必要とするとともに、資金回収も長期に及ばざるを得ないからである。

企業局は、このような事業特性へ対応して、平成元年と2年に計2回の需要予測のためのアンケート調査を行った。調査の対象企業は、工業団地内で操業中の全事業所と工場団地外の従業員30人以上の事業所(給水対象区域から著しく離れている事業所及び業種的に水使用が見込まれない事業者は除いた)であった。さらに、水使用の多い8事業所に対しては別途ヒアリングを実施し、未利用地を基準とする需要予測も行った。

この調査の結果、平成3年3月にアンケート実施企業の需要量は22,480 m^3 /日、未利用地を基準とする需要量は5,420 m^3 /日、計27,900 m^3 /日の需要量を算定した。

この需要企業の中では、(株)三洋製紙が全需要量の53.76%(15,000 m^3 /日)、鳥取三洋電機(株)が21.15%(5,900 m^3 /日)合わせて74.91%(20,900 m^3 /日)を占める二大需要家であるとの結果を得た。企業局がおこなった調査が合理的で正確であったのか、過去に遡って検証することは不可能であるが、一応の結論を得て平成5年5月、通商産業省に対して補助金交付申請を行うとともに計画を本格化させた。

ところが、この計画の最大の眼目であった二大需要家のその後の需要動向に大きな変化が生じた。すなわち、(株)三洋製紙は、平成4年4月段階では、平成9年からは5,000 m^3 /日、平成12年からは20,

000 m^3 /日の供給を求めていたにもかかわらず、平成6年1月になって、受給しないことを通告してきた。ところが、二大需要家のもう一方であった鳥取三洋電機(株)は、同年6月、逆に当初の平成12年の給水開始計画を早めるよう要請してきた。デバイス関係の新工場建設計画にあわせるための要求であった。

計画給水量の53.76パーセントを占める最大需要家であった(株)三洋製紙の受給の撤回要請は、需要予測を大きく覆す重大な事情変更であり、当初の計画遂行を困難にするものであった。従って、企業局としては、この段階で需要予測を再度正確に行い、必要であれば、既に国に対して補助金の申請を行っているという経緯にこだわらず、計画の縮小、中止を含むを再検討をなすべきであった。このような再検討は、企業局の財務及び事業の遂行が独立採算の原則に則して行われなければならないとすれば当たり前のことであった。

しかし、現実には、他方の大口需要家である鳥取三洋電機(株)の要請に全面的に応じ、平成12年の当初の供給開始計画を2年早め、平成10年4月鳥取三洋電機(株)の新工場に対する工業用水の供給を開始したのである。企業局は、鳥取三洋電機(株)の要望に前倒しで応じたことによって生じた負担に対する危険に対する反対給付として鳥取三洋電機(株)から285百万円の経営安定協力金の一時金支払を受けたものの、平成12年度からは赤字に転じ、平成12年度94百万円、平成13年度103百万円の赤字を計上するようになっている。なお、この赤字体質は、計画需要の見通しが立たない現状においては、今後長期に続くことになると判断される。

企業局がなぜこのように、採算性を無視して赤字覚悟で平成10年の供給開始に踏み切ったのかその理由は、企業局の担当者からの聞き取り調査では不明であった。計画立案、実行に携わった担当者は、人事異動ですでに企業局にはおらず、現担当者かぎりでは正確な事情がわからないという状況であった。

外部監査人としては、おそらく、通商産業省に既に計画を提出し、補助金申請まで行っており、いまさら計画変更ができないという、めんつ意識、世に言われる役人根性や県内有数の誘致企業であり、県産業に大きな影響を持つ鳥取三洋電機(株)に対する特別の配慮が働いたと推測するのである。

(イ) 企業局は建設費の算定を正確に行わず、その結果合理的な事業計画を策定できなかった

企業局は、当初建設予算策定時の給水原価を65円/ m^3 と設定した。しかし、その後の計画変更により総事業規模が7,470百万円から10,650百万円へと42%強と異常に増加している。それによって単純計算で給水原価は92円/ m^3 と大幅な増加となってしまう。

このような建設費の増大は、原価主義を基本とする工業用水の売価決定に影響を及ぼし、売価を高くする。売価の上昇は、工業用水の循環利用の促進を促し、当然に需要を抑える。従って、売価は、需要量と相関関係に立つ。

従って、建設価格の正確な判定は、計画段階においてもっとも重視すべき事項であり、その後の事情変更によって安易に変更をすべきものではない。工事費変更の理由は前述の【事業計画上の主な変更】という一覧表にあるように、(6)の単純な見積もり誤りもみられる。しかし、(5)の鳥取三洋電機(株)からの要請によって設備を強化したことは、前述のとおり、鳥取三洋に対する特別の配慮が存在したのではないかと思える。監査人としては、特定の企業に特別の配慮を行うこと一般を不当というつもりはない。しかしながら、特定の企業の要請によって企業局の独立採算制や効率性が損なわれるとすれば、この種の問題に対するディスクロージャーを図り、県民の合意を得る手続を設けることが望ましい。また、(1)殿ダムの建設負担金の増加についても、その原因は必ずしも定かではなかったが、ダム建設という特殊な問題に伴う様々な予定外の経費については、ある程度事前に調査できるはずであり、企業局に採算性を重視する意識が徹底していればこのような、事業計画の変更に至らなかったのではないかと判断した。いずれにしても、企業局には、本来備わるべき独立採算の原則の徹底、採算性の意識が欠けたことによって、このような計画の大幅な増額修正が生じたのである。

ちなみに、鳥取工業用水事業の当初計画給水量は27,900 m^3 /日、平成13年度の給水能力は、約1万

m³/日という現状を踏まえた場合、現在の給水量は、計画給水量の約36%の達成度という惨憺たる状況である。他方、事業費は改定後の事業費総額10,649百万円に対して13年度末までの事業実績は6,073百万円と57%の消化率となっており、今後も事業費の増加が予定されている。ところで、需要家への給水単価は鳥取三洋電機㈱の場合、実質的に53円/m³であり(基準給水単価45円/m³に8円/m³を上乗せした価格としている)、現状でも当初計画の給水原価を上回っている現状では、県民にとって企業誘致上のメリットを実感できるか不安が残るだけでなく、鳥取工業用水事業そのものについて、将来に渡って採算性が不安視されると考えざるを得ない。

(3) 各種損失補償の合理性

ア 各種損失補償は合理的でなければならない

電気事業、工業用水事業の遂行にあたっては、多くの場合、県民の水利権や漁業権など各種の権利と衝突し、これらの制限あるいは消滅を伴う。ここに各種の損失補償問題が発生する。この損失補償は、事業者と各種権利者との補償契約という形式によってなされている。この補償は、当然のことながら、企業局の事業遂行によって実際の被害を被る各種権利者の損失を補償するのに十分なものでなくてはならないが、それ以上のものにならないように、合理的で透明な基準に基づいて、公平になされなければならない。

(ア) 企業局が、過去10年間に支出した補償費は、補償費支出状況一覧表記載の通りである(企業局作成)。

補償費支出状況

(単位：円)

予算科目	補償対象	支出先	支出金額										継続払義務の有無	備考	
			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度			
電気事業費															
水力発電費															
	新幡郷発電所迷入魚損害補償金	日野川水系漁業協同組合	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000		漁業補償
	日野川流域漁業被害補償金	日野川水系漁業協同組合	13,350,000	13,350,000	13,350,000	14,284,000	14,284,000	14,284,000	14,284,000	14,284,000	14,284,000	14,284,000	14,284,000		漁業補償
	鮎育苗センター設備工事負担金	日野川水系漁業協同組合		5,000,000											漁業補償
	日野川第一発電所かんがい水利施設補償工事	(有)福岡組						5,355,000							× 水利施設
	日野川第一発電所かんがい水利施設補償工事	大宮建設(有)	1,390,500	1,833,400	2,451,400	3,615,300	2,688,300		4,620,000						× 水利施設
	日野川第一発電所管沢ダム注水工補償工事	大宮建設(有)					21,151,050								× 防災関係
	新幡郷発電所お境整備事業 中祖地区 地元負担金の補償	溝口町長	51,357	1,596,631											× 沈砂池関係
	新幡郷発電所尾高井手水路補償工事	(有)ダイトク	2,080,600												× 水利施設
	新幡郷発電所尾高井手水路補償工事	(有)藤本組				947,600									× 水利施設
	新幡郷発電所佐野川井手水路補償工事	(有)アリオン	721,000												× 水利施設
	井ノ原団地基礎整備に伴う川平・御崎井手費用負担金	日野町長				389,989									× 水利施設
	農道舗装工事負担金	溝口町中祖地区区長									493,750				× 管理道
	農道工事負担金	溝口町中祖地区区長										208,100			× 管理道
	水路復旧工事負担金	溝口町宇代地区区長										274,100			× 水利施設
	天神川流域漁業被害補償金	天神川漁業協同組合	1,890,000	1,890,000	1,890,000	2,022,000	2,022,000	2,022,000	2,022,000	2,022,000	2,022,000	2,022,000	2,022,000		漁業補償
	小鹿発電所関係かんがい施設改修工事負担金	三朝町長	6,318,692	6,318,692	6,318,692	6,318,692	6,318,692	6,318,692	6,318,692	6,318,692	6,318,692	6,318,692	6,318,692		水利施設
	丹戸地区集落防災施設整備工事に係る費用の負担金	三朝町長		1,620,900											× 水利施設
	中津ダム管理道補償工事	三朝建設(株)				7,210,000									× 管理道
	小鹿第二発電所水圧鉄管路管理道補償工事	三朝建設(株)						1,575,900							× 管理道
	小鹿第二発電所導水路管理道補償工事	(有)長石建設						4,880,140							× 管理道
	小鹿第二発電所導水路管理道補償工事	三朝建設(株)								1,853,250					× 管理道
	巡視路樹木伐採補償金	岩本孝美他 1名				79,388									× 管理道
	中津区費	中津区長	12,000	12,000	12,000	120,000									× その他
	千代川流域漁業被害補償金	千代川漁業協同組合	3,575,000	3,575,000	3,575,000	3,825,000	3,905,000	3,945,000	3,945,000	3,945,000	3,945,000	3,945,000	3,945,000		漁業補償
	茗荷谷ダム法面補償工事	グリーン工業(株)						21,771,110							× 防災関係
	春米発電所3号取水支川周辺補償工事	グリーン工業(株)		19,217,740	9,421,410	1,699,500									× 防災関係
	春米発電所かんがい水利施設補償工事	(有)宮本組			1,827,220			1,725,250	1,711,500						× 水利施設
	春米発電所かんがい水利施設補償工事	(有)森本組						236,900							× 水利施設

補償費支出状況

(単位：円)

予算科目	補償対象	支出先	支出金額										継続払 義務の 有無	備考
			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度		
	春米発電所かんがい水利施設補償工事	中尾鉄工			30,900								×	水利施設
	春米発電所かんがい水利施設補償工事	(株)中島建設						1,554,000					×	水利施設
	春米発電所水路鉄管路樹木伐採業務	若桜町森林組合			329,600								×	管理道
	春米発電所水路鉄管路樹木伐採補償金	大炊財産区他1名			64,607								×	管理道
	春米発電所かんがい水利施設補償工事	川上工務店	7,310,000			2,559,550							×	水利施設
	春米発電所かんがい水利施設補償工事	池田建設(株)		1,442,000									×	水利施設
	若桜町大炊ほ場補償工事	(有)宮本組					97,850						×	発電所起因の
	若桜町大炊ほ場補償工事	(株)中島建設						84,000					×	田陥没の復旧
	春米発電所水利に係る水路維持補修用材料の支給	毛利商店	3,502										×	水利施設
	佐治発電所水利に係る水路維持補修用材料の支給	(有)別府工業	16,892										×	水利施設
	佐治発電所水利に係る水路維持補修用材料の支給	小倉建材金物店				1,648							×	水利施設
	佐治発電所かんがい水利施設補償工事	富山建設(株)		85,731									×	水利施設
	佐治発電所かんがい水利施設補償工事	(有)峰栄建設		97,850									×	水利施設
	佐治発電所かんがい水利施設補償工事	(有)森本組	298,700					493,500					×	水利施設
	大野ほ場整備事業に係る水路費の負担金	大野自治会長		1,780,000									×	水利施設
	別府小水力発電所への影響補償金	別府電化農業協同組合	1,722,160		1,024,385	1,560,075			173,596	1,098,293	1,092,219	731,317		減電影響
	別府小水力発電所制水門・排砂門電動化工事費負担金	別府電化農業協同組合							4,305,000				×	減電影響
	美成地区中山間地域総合整備事業地元負担金補償	用瀬町長							2,375,000				×	減電影響
	災害復旧事業に伴う地元負担金	若桜町長							1,111,900				×	水利施設
	森林整備事業促進緊急条件整備事業地元負担金	若桜町長									750,000		×	管理道
送電費	小鹿第一線下樹木伐採補償金	平寿実	342,789										×	送電線維持
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	布広真澄他3名	144,022										×	送電線維持
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	朝倉睦夫他1名	7,803										×	送電線維持
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	馬野築雄他1名		373,880									×	送電線維持
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	岸田四郎		133,799									×	送電線維持
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	岸田和実		4,828									×	送電線維持
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	布広覚他6名			508,586								×	送電線維持
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	藤田佳臣他14名				514,968							×	送電線維持
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	小椋幸博他14名					1,902,214						×	送電線維持
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	小椋幸博他9名						455,236					×	送電線維持

補償費支出状況

(単位：円)

予算科目	補償対象	支出先	支出金額									継続払義務の有無	備考	
			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度			13年度
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	山林所有者16名							518,754				×	送電線維持
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	山林所有者14名								824,774			×	送電線維持
	小鹿第一線下樹木伐採補償金	山林所有者19名									644,378		×	送電線維持
資本の支出														
設備費	国有財産売買契約(立木竹補償)	大阪営林局						476,700					×	建設関係費
建設仮勘定(加地)	用地買収にかかる立木補償	永原英昭他5名			1,058,442								×	建設関係費
	用地買収にかかる立木補償	木島由喜美他5名				502,212							×	建設関係費
	地元要望事項実施(加地有線放送改修)	加地自治会長			993,950								×	建設関係費
	地元要望事項実施(公民館負担金)	加地自治会長				4,545,000							×	建設関係費
	地元要望事項実施(大野有線放送改修)	大野自治会長			1,998,200								×	建設関係費
	地元要望事項実施(農道整備補償)	杉本長利他11名			1,204,388								×	建設関係費
	地元要望事項実施(農道整備補償)	横田いとその他9名				267,419							×	建設関係費
	地元要望事項実施(農道改良工事)	山本組				10,129,020							×	建設関係費
	漁業被害補償金	千代川漁業協同組合				6,500,000							×	建設関係費
建設仮勘定(制御所)	電柱移転補償	中国電力㈱				155,303							×	建設関係費
	小計		42,235,017	61,332,451	49,058,780	70,246,664	85,558,406	39,699,628	42,673,942	33,346,009	32,550,039	30,783,209		
工業用水道事業費														
事務費														
	日野川流域漁業被害補償金	日野川水系漁業協同組合	2,112,000	2,112,000	2,112,000	2,259,000	2,259,000	2,259,000	2,259,000	2,259,000	2,259,000	2,259,000		営業費
	千代川流域漁業被害補償金	千代川漁業協同組合							1,825,000	1,825,000	1,825,000	1,825,000		営業費
	稚鮎生育不良損失補償金	日野川水系漁業協同組合										2,526,000		営業費
	交通事故による損害賠償	竹本和弘										417,600	×	営業費
資本の支出														
建設仮勘定(鳥取地区)	電柱電線路等移転補償	中国電力㈱				1,172,071	3,896,493	1,071,487					×	建設関係費
	電気通信線路支障移転補償金	日本電信電話㈱					420,367	1,574,315					×	建設関係費
	電柱移転補償金	鳥取市古市町内会						336,000					×	建設関係費
	立木及び動産移転補償金	(有)藤田仏具本店						645,275					×	建設関係費
	立木、工作物及び動産移転補償金	中村幸雄						660,445					×	建設関係費
	立木移転補償金	前田範之						300,720					×	建設関係費
	建物損失補償金	田中亨						1,192,000					×	建設関係費

補償費支出状況

(単位：円)

予算科目	補償対象	支出先	支出金額										継続払義務の有無	備考
			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度		
	ガス管移転補償金	鳥取瓦斯㈱						9,287,000					×	建設関係費
	立木、洗面化粧台損失補償金	中尾広明						133,665					×	建設関係費
	玄関土間等損失補償金	前田梅治						1,721,019					×	建設関係費
	上水道配水管移転補償金	鳥取市水道局						43,610,000					×	建設関係費
	鯉用カスミ網損失補償金	小山武						63,000					×	建設関係費
	庭園設備、建物損失補償金	前田範之						3,283,992					×	建設関係費
	建物損失補償金	中尾純一							1,142,423				×	建設関係費
	建物損失補償金	前田春子							1,301,071				×	建設関係費
	建物損失補償金	中尾市郎							881,598				×	建設関係費
	建物損失補償金	栗山英雄							484,452				×	建設関係費
	建物損失補償金	中尾金子							676,245				×	建設関係費
	建物損失補償金	中尾馨							168,000				×	建設関係費
建設仮勘定(日野川)	用地買収にかかる立木補償	山根秀之他7名			1,480,815								×	建設関係費
	農道補償工事	㈱間組				1,143,300							×	建設関係費
	農業排水路整備工事補償金	米子市				548,166							×	建設関係費
	小計		2,112,000	2,112,000	3,592,815	5,122,537	6,575,860	66,137,918	8,737,789	4,084,000	4,084,000	7,027,600		
	合計		44,347,017	63,444,451	52,651,595	75,369,201	92,134,266	105,837,546	51,411,731	37,430,009	36,634,039	37,810,809		

種 類 別	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
漁業補償	21,815,000	26,815,000	21,815,000	23,131,000	23,211,000	23,251,000	23,251,000	23,251,000	23,251,000	23,251,000
水利施設関係	18,139,886	13,178,573	10,628,212	13,832,779	10,969,142	15,432,692	12,050,592	6,318,692	6,318,692	6,592,792
防災関係	0	19,217,740	9,421,410	1,699,500	42,922,160	0	0	0	0	0
沈砂地関係	51,357	1,596,631	0	0	0	0	0	0	0	0
管理道	0	0	394,207	7,289,388	6,456,040	0	0	1,853,250	1,243,750	208,100
発電所起因の田陥没の修復	0	0	0	0	97,850	84,000	0	0	0	0
減電影響	1,722,160	0	1,024,385	1,560,075	0	0	6,853,596	1,098,293	1,092,219	731,317
送電線維持	494,614	512,507	508,586	514,968	1,902,214	455,236	518,754	824,774	644,378	0
建設に係るもの	0	0	6,735,795	24,962,491	4,316,860	64,355,618	4,653,789	0	0	0
営業費	2,112,000	2,112,000	2,112,000	2,259,000	2,259,000	2,259,000	4,084,000	4,084,000	4,084,000	7,027,600
その他	12,000	12,000	12,000	120,000	0	0	0	0	0	0

営業費（表の備考欄参照）のうち日野川流域漁業被害補償金、千代川流域漁業被害補償金、稚鮎生育不良損失補償金については実質的には漁業補償であり、平成13年度では、営業費の内6,610,000円は漁業補償としなければならない。

このように見た場合、平成13年度では、補償費総額37,810,809円のうち、漁業補償が29,861,000円で78.9%に及んでいる。そして水利権補償関係費が6,592,792円17.4%の順となっている。また、次年度以降も継続して支払われることが予定されているものが30,592,317円、全体の80.9%を占めている。また、漁業補償関係費はすべて次年度以降の継続支払いが予定されていることから、継続支払額のうち漁業補償は97.6%と圧倒的な比率となっている。

なお、平成13年度の各漁業協同組合ごとの内訳は以下のとおりである。

組合名	項目	内訳	金額
日野川水系漁業協同組合	新幡郷発電所迷入魚補償金	-	3,000,000円
	日野川流域漁業被害補償金	日野川工業用水	2,259,000円
		新幡郷発電所	11,770,000円
		日野川第一発電所	2,514,000円
			16,543,000円
稚鮎生育不良損失補償	-	2,526,000円	
		22,069,000円	
千代川漁業協同組合	千代川流域漁業被害補償金	加地発電所	120,000円
		春米発電所	1,883,000円
		佐治発電所	1,942,000円
		鳥取工業用水	1,825,000円
		5,770,000円	
天神川漁業協同組合	天神川流域被害補償金	小鹿第一、第二発電所	2,022,000円

(イ) 過去10年間の補償実態を総覧してみると、漁業権の外に水利権に対する補償が目立つ。また、施設建設に関する費用も多額に上る。しかし、水利権に関する補償としては、金銭補償はほとんどなされていない。補償として水路等水利施設の補修工事を負担する等の現物的補償がほとんどであり、県土木基準である金銭補償の原則が崩れている。また、その他の補償についても、現物補償が多く見られる。さらに特殊の補償としては、地元要望に対する対応としての支出がある。公民館の建設、有線放送設備改修、農道改良工事等への支出援助や農道の改良等の多彩な形態の支出が行われている。これについては、後述するように補償実務としての正当性に基本的な疑問がある。

イ 補償基準

企業局の事業に伴う損失補償は、「鳥取県土木部が施工する公共事業に伴う損失補償基準」(以下「県土木基準」という)に基づいて実施されることとなっている。

さて、企業局が行う補償としては最も多額にのぼる漁業権補償について、同基準は、漁業権が消滅する場合については、漁業権を行使することによって得られる平年の純利益を資本還元した額を基準として、当該漁業権の将来性を考慮して算定した額をもって行うとする(第20条)。また、水利権については、当該権利の態様、収益性、当該権利の取得に関して要した費用等を適正に考慮して算定した額をもって補償する(第23条)との原則的な規定を置いている。

そして、同基準によれば、補償は原則として金銭をもって行われることとするが、権利者が金銭に替えて土地又は建物の提供、耕地または宅地の造成その他金銭以外の方法による給付を要求した場合は、その要求が相当であり、真にやむを得ないと認められるときは、これらの給付ができるものとされてい

る(第6条)。補償実務において、その妥当性、合理性が客観的に担保されるためには、定式的な基準によること及び事後的に検証可能なものであることが必要であるが、同基準は、このような要請を満たすには、合理的な計算方式に基づいて金銭によって算出されることが原則である旨、当然の要請をしているのである。

ウ 漁業権に対する補償契約

(ア) 企業局の補償基準

補償契約実務は、前記県土木基準及び中央用地対策連絡協議会(以下「用対連」という)が定めている公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和37.10.12 以下「用対連基準」という)及びその基準細則(昭和38.3.7)に準拠して行われている。

さて、基準細則20条は、平年の純収益を算出する要素として、漁獲量、漁価、経営費、自家労働費などを実情に即して算出することを求めている。しかし、現実にこれらの諸要素を把握することが困難な実情があり、現実の補償実務においては、さまざまな推計手法によってなされている。そこで、その合理性、妥当性が検証される必要がある。

さて、企業局は、これらの諸要素を推計する統一的な基準を必ずしも持っていない。事例ごとに、過去の先例、補償実務において実際に使用されている手法を用いて、各漁業協同組合と交渉のうえ合意に至っている。

ちなみに、聞き取り調査の際に企業局が提出した用地補償事例集の「河川における漁業補償の算定要素と算定事例」(379頁以下)に前記各要素の算定手法の紹介があり、企業局が行った漁業補償の合理性を検証する一つの基準を提示しているので以下に紹介しておく。

a 漁獲量

まず、漁獲量の算定である。この算定は、最も困難とされている。

基準細則によれば、「平均魚種別漁獲数量は、当該地域における実情を調査し、統計等の資料を参照して定める」とあり、この調査に関する方法が紹介されている。

すなわち、

リクールセンサス(ピク調査)による方法

聞き取り調査方法

実地調査による方法

河床面積による方法(京都方式)

放流匹数による方法

河川生物現存量による方法

などが挙げられている。

ちなみに、企業局が行っている補償のほとんどすべては、河川面積による調査方式を基本としていると思われるので(企業局は必ずしもそう説明していないが)、参考までにその概略を紹介しておく。すなわち、この方式は京都大学の宮地博士が、京都桂川、宇川の調査(以下「宮地調査」という)によって考案した方式であり、通称「京都方式」と呼ばれている。つまり、発電所あるいは工業用水の取水によって生じた減水区間について、減水によって対象魚の生息面積が狭まり、その結果生息魚の数が減少するとして、減少する漁獲量を推計する手法である。補償対象魚としては、川底の藻を食用として縄張りを持つ鮎の生息数の把握に有効である。

さて、京都方式による漁獲量の推計には、対象魚の生息数、生息面積、漁獲率を決定する必要があるが、その手法は以下の通りである。

対象魚である鮎の生息数であるが、宮地調査に寄れば、前記河川の場合、

早瀬で1㎡あたり 0.994尾

平瀬で1㎡あたり 0.647尾

淵で1㎡あたり 0.640尾

トロで1㎡あたり 0.769尾

とされている。

ちなみに、早瀬、平瀬、淵、トロの区分は航空写真の図面に基づき実地踏査によって決定するとされている。

生息面積であるが、河川の潤辺面積(この算出は、まず図上で河川の平面面積を求め、実際の河川の数点を実測して、平面面積と潤辺面積の補正係数を出して、これにより補正する)を算出し、鮎の河床利用率を乗じて決定する。なお、河床利用率は早瀬90%、平瀬60~70%、淵10~30%とされている。

漁獲率は、概して、大河川では低く、中小河川では高いとされており、また、漁法によって変化するが、およそ40~60%の範囲で河川の実情を調査して決定してよいとされている。

b 魚価

基準細則では、「時価を基準として、地域別、時期別及び漁法別の格差を勘案した魚種別の価格とする」とし、対象魚についての十分な市場が形成されていない場合は、地元の旅館、魚屋、内水面漁連等による調査を基準として決定するとある。

c 経費

基準細則では、経営費と自家労働費を実態に即して算出することとされており、漁法に応じた算出、算定例が紹介されている。最も大きな比重を占める鮎については、友釣、やな、網施、打網、その他に分けた算出、算定例が紹介されている。

(イ) 企業局が実施した漁業権に対する補償の内容

企業局が行った漁業補償のうち主だったもの、とりわけ将来において継続的な支払い(年次補償金)が予定されているものについて、その補償契約の特徴と問題点を以下に指摘する。

a 新幡郷発電所の建設に伴う漁業補償

- 契約の相手方.....日野川水系漁業協同組合
- 契約日時.....契約 昭和62年4月1日
- 契約形式.....覚書の作成
- 迷入魚の年次補償金.....3,000,000円
 - ・ 付帯条件.....発電所運転開始後迷入魚の実態調査をして補償額を再協議する
 - ・ 算定方法及び要素...漁協が放流した鮎について、発電所の取水路に迷い込むことによる損失を補償する
 - ・ 放流実績.....1,725,000尾
 - ・ 放流歩留率.....80%
 - ・ 採捕率.....30%
 - ・ 落鮎期の1尾当たりの平均重量...60g
 - ・ 落鮎価格.....5,000円
 - ・ 迷入魚割合.....10%

指摘事項

各算定要素の根拠が不明確

覚書には発電所運転後に実態調査を行い、年次補償額について再協議する旨の規定があるのに、実態調査が全くなされていない。どうして実態調査を行わないのかについて合理的な説明がない。

b 加地発電所の運営に伴う漁業補償

- 契約の相手方.....千代川漁業協同組合
- 契約日時.....契約 平成7年4月28日
- 契約形式.....覚書の作成
- 取水による年次補償金...120,000円

算定方法及び要素...ヤマメ・イワナの補償

- ・ 生息密度.....3.0尾/m² (但し現況)
- ・ 減少流水面積.....18,000m²
- ・ 採捕率.....80% (佐治発電所の補償例に準拠)
- ・ 1尾あたりの重量.....80g (佐治発電所の補償例に準拠)
- ・ 1kgにつき.....3,000円 (養魚場、千代川養魚場からの聞き取り)
- ・ 収益率.....56% (佐治発電所の補償例に準拠)
- ・ 雑魚の補償.....ヤマメ・イワナの10%

指摘事項

生息密度、減少尾数について現況調査の実情調査についての資料がないので適正な調査が行われたのか不明、年次支払いであることからすると不適切な財務管理

減少流水面積の算出根拠が不明

ヤマメ・イワナについては、鮎と異なり、生息数が流水面積の減少に比例して失われるか不明。従って、この方式によって減少尾数を把握することに基本的な疑問が生ずる。

採捕率、1尾あたりの重量、収益率について佐治発電所の補償例に準拠することについての合理的な理由が必要。合理的な理由を説明する資料がなければ、年次支払いであることからすると不適切な財務管理

魚価について、補償相手である千代川養魚場等からの聞き取りだけでは不十分。客観性を担保する為には裏付け調査が必須。

雑魚について、ヤマメ・イワナの10%とする根拠資料の保管がない。合理的な理由を説明する資料がなければ、年次支払いであることからすると不適切な財務管理

c 佐治発電所設置に伴う漁業補償

- 契約の相手方.....千代川漁業協同組合
- 契約日時.....当初契約 昭和56年12月10日
直近更新 平成8年3月29日
- 契約形式.....覚書の作成
- 取水による年次補償金...1,942,000円

算定方法及び要素

・ 鮎について

・ 減少尾数.....
用瀬の例によって1m²あたり早瀬0.8尾、平瀬0.6尾、淵0.4尾として流域率を出してこれを減少率として乗ず

- ・ 採捕率.....50%
- ・ 減少漁獲高.....1尾平均70g、1kg3,600円
- ・ 減少収益額.....収益率を56%

・ やまめについて

- ・ 生息密度.....0.3尾/m²
- ・ 採捕率.....80%
- ・ 1gにつき.....2,400円
- ・ 減少収益額.....収益率を56%

・ 雑魚(うぐい、こい、はえ)について

- ・ 減少収益額 鮎の10%として算出

指摘事項

鮎の生息範囲については、河床の潤辺面積を前提に鮎の生息面積をその60~70%として算定す

べきであるが、平面面積で行っている。その分過大補償となっている。

減水による河床の減少率の算出根拠が不明である。

ヤマメについて、鮎のように河床の減少に正比例して生息数が減少するか不明であるにもかかわらず、鮎と同様の手法を用いて減少尾数が算出されているのは、合理性を欠く。

採捕率を50%とする根拠が必ずしもはっきりしない。採捕率は、漁法等によって可成り変化するはずである。しかし、そのような調査を行ったという資料はない。

収益率を56%とする実証的根拠に欠ける。

鮎等の価格調査について資料不足である。少なくとも実地にあたった実態調査をすべきであるが、このような調査が為されたか不明である。

d 春米発電所設置に伴う漁業補償

- 契約の相手方.....千代川漁業協同組合
- 契約日時.....当初契約 不明(資料保存なし)
但し、昭和35年12月発電開始
直近更新 平成8年3月29日
- 契約形式.....覚書の作成
- 取水による年次補償金...1,883,000円
 - ・ 算定方法及び要素...資料が保管されておらず全く算定方法及び要素が不明。

指摘事項

資料が保管されていないこと自体が重大な財務の管理を怠る行為である。過去の問題であればともかく、現在及び将来において支払いが予定されている問題であり、補償実務の妥当性を担保するためには必須の要件である。

e 鳥取地区工業用水の設備に伴う漁業補償

- 契約の相手方.....千代川漁業協同組合
- 契約日時.....平成8年12月20日
- 契約形式.....覚書の作成
- 取水による年次補償金...1,825,000円
 - 減水補償 418,000円
 - 産卵場設備補償 1,407,000円
 - 取水量 日量10,000立方メートル

算定方法及び要素

- ・ 鮎についての減水補償
 - ・ 減少尾数.....平瀬で1 m²0.6尾として平水時流水減少面積を乗ず
 - ・ 採捕率.....50%
 - ・ 減少漁獲高.....1尾平均70g、1kg4,000円
 - ・ 減少収益額.....収益率を56% (用瀬、佐治発電所の先例に準拠)
- ・ 雑魚(鯉、鮭、ニジマス、アマゴ・ヤマメ、イワナ)についての減水補償
 - ・ 減少収益額.....鮎の10% (用瀬、佐治の例による)
- ・ 産卵場設置補償
 - 建設費を元本としてこれに平均利回りとして0.08を乗ずる

$$17,537,500円 \times 0.08 = 1,407,000円$$

指摘事項

施設運用当初の取水量は日量5,000立方メートルであるにもかかわらず、覚書では、日量10,000立方メートル取水が前提になっている。10,000立方メートルは、最大取水能力であり、需要がそれを遙かに下回る現状と適合していない。明らかに過剰補償となっている。

ちなみに、平成8年10月8日と同年11月18日に行われた企業局と千代川漁業協同組合の交渉の際には、企業局は、日量5,000立方メートルの取水を前提に交渉をしている。当初の取水計画に沿ったものであり、極めて原則的且つ妥当な交渉姿勢であった。しかし、最終の同年12月10日の交渉の際には、一転して2倍の日量10,000立法メートルの取水を前提とした補償に応じたのである。極めて不可解な譲歩と言わなければならない。

産卵場設備補償については資料を精査した結果、支出根拠が全く存在しないことが明らかである。企業局作成の「減水に伴う収益減補償額算出表」によれば、産卵場設備を一時補償した場合17,587,500円となる事を前提にこれに年8%の利回りを乗じて年次補償額を算定し、毎年支払いを行っている。このような考え方は、減水によって「産卵場設備」という資本的な価値が失われたことを前提とするが、現実には「産卵場設備」が失われた事実も、新たに「産卵場設備」が構築された事実もない。従って、毎年年次補償として支払われる1,825,000円の内、1,407,000円は明らかに違法且つ不当な支出と言わなければならない。

鮎の生息範囲については、河床の潤辺面積を前提に鮎の生息面積をその60~70%として算定すべきであるが、平面面積で行っている。その分過大補償となっている。

減水による河床の減少率は、減水の量と正比例しない。減水率より河床減少率が低い。しかし、企業局は正比例して河床面積が減少するものとしている。

採捕率を50%とする根拠が薄弱である。用瀬、佐治発電所の先例では50%としているが、これだけでは根拠として十分とは言えない。用瀬、佐治発電所で採捕率を確定した根拠と本件の場合が同一の数字を使用できる根拠が検証される必要がある。

収益率を56%とする実証的根拠に欠ける。用瀬、佐治発電所の例を引き写したものであるが、少なくとも実態調査を試みるべきである。

鮎の価格調査についても不十分である。少なくとも実態調査をすべきであるが、企業局は全く実質的な調査を行っていない。

雑魚の減収率についての実証的な根拠が欠けている。

f 日野川工業用水道取水設備建設に関する漁業補償

○契約の相手方.....日野川水系漁業協同組合

(当初契約)

○契約日時.....当初契約(伏流水のみ)昭和45年1月30日

○契約形式.....覚書の作成

○取水による年次補償金...150,000円

(再契約)

○契約日時.....再契約(表流水施設の建設に伴う)平成12年9月14日

○契約形式.....覚書の作成

○取水による一時補償金...30,000,000円

○取水による年次補償金...2,659,000円 (但し、放流水桶門設置工事期間中は 2,259,000円)

工事に伴う稚鮎生育不良損失補償 稚鮎放流にかかる費用

取水量 65,000立方メートル

算定方法及び要素

・鮎について

・減少尾数.....平瀬で1 m²0.8尾として平水時流水減少面積を乗ず

・採捕率.....60%

・減少漁獲高.....1尾平均70g、1 kg5,000円

(漁協からの聞き取り調査)

・減少収益額.....収益率を56% (用瀬、佐治発電所の先例に準拠)

- 雑魚（鯉、鮭、ニジマス、アマゴ・ヤマメ、イワナ）について

減少収益額 鮎との放流比により鮎の13%として算出

指摘事項

覚書が日量65,000立方メートルの減水が前提であるにもかかわらず、算定の基礎として日量90,000立方メートル取水が前提になっているのはおかしい。90,000立方メートルは、最大取水能力であり、需要がそれを遙かに下回る現状と適合していない。過剰補償となっている。

一次補償と年次補償に分離することについても疑問。現実の需要が最大供給量を遙かに下回る現状では、需要の変化に応じて次年度の需要を予測し単年度契約にすべきではないか。

工事に伴う稚鮎生育不良損失補償（稚鮎放流にかかる費用）について、平成13年度予算では4,000,000円となっているが、計算根拠が不明であり、土木基準に準拠していない。

鮎の生息範囲については、河床の潤辺面積を前提に鮎の生息面積をその60～70%として算定すべきであるが、平面面積で行っている。その分過大補償となっている。

減水による河床の減少率は、減水の量と正比例しない。減水率より河床減少率が低い。しかし、企業局は正比例して河床面積が減少するものとしている。

採捕率を60%とする根拠が薄弱である。用瀬、佐治発電所の先例では50%としているが、これより上回っている。用瀬、佐治発電所の先例をそのまま検証なしに適用することも問題であるが、この例に依らない以上、実情についての調査・把握が必要である。採捕率は、漁法等によってかなり変化するはずである。しかし、そのような調査を行ったという資料はない。

収益率を56%とする実証的根拠に欠ける。用瀬、佐治発電所の例を引き写したものであるが、少なくとも実態調査を試みるべきである。

鮎の価格調査について不十分である。同一時期に県水産課から1kgあたり4,000円という情報を得ておきながら、交渉相手側からの聞き取り価格である5,000円を採用している。少なくとも実地にあたって実態調査をすべきであるが、企業局は全く実質的な調査を行っていない。

雑魚の減収率についての実証的な根拠が欠けている。

g 日野川第一発電所設置に伴う漁業補償

- 契約の相手方.....日野川水系漁業協同組合
- 契約日時.....当初契約 不明（契約書保存なし）
但し、発電開始 昭和43年1月
更新契約 平成12年12月15日
- 契約形式.....覚書の作成
- 取水による年次補償金...2,514,000円

算定方法及び要素...資料が保管されておらず全く算定方法及び要素が不明。

指摘事項

資料が保管されていないこと自体が重大な財務の管理を怠る行為。過去の問題であればともかく、現在及び将来において支払いが予定されている問題であり、補償実務の妥当性を担保するためには必須の要件である。

h 新幡郷発電所設置に伴う漁業補償

- 契約の相手方.....日野川水系漁業協同組合
- 契約日時.....当初契約 昭和63年4月1日
直近更新 平成12年12月15日
- 契約形式.....覚書の作成
- 取水による年次補償金...11,770,000円

算定方法及び要素

- 鮎について

- ・減少尾数..... 1㎡につき早瀬1.0尾、平瀬で0.8尾、淵0.6尾として
流水減少面積を乗ず
- ・採捕率.....50%
- ・減少漁獲高..... 1尾平均70g、1kg5,500円
(漁協からの聞き取り調査)
- ・減少収益額.....収益率を56% (用瀬、佐治発電所の先例に準拠)
- ・雑魚(鯉、鮭、ニジマス、アマゴ・ヤマメ、イワナ)について
減少収益額 鮎の1%として算出

指摘事項

鮎の生息範囲については、河床の潤辺面積を前提に鮎の生息面積をその60～70%として算定すべきであるが、平面面積で行っている。その分過大補償となっている。

減水による河床の減少率は、減水の量と正比例しない。減水率より河床減少率が低い。しかし、企業局は正比例して河床面積が減少するものとしている。

採捕率を50%とする根拠が薄弱である。用瀬、佐治発電所の先例では50%としているが、用瀬、佐治発電所の先例をそのまま検証なしに適用することは問題である。実情についての調査・把握が必要である。採捕率は、漁法等によって可成り変化するはずである。しかし、そのような調査を行ったという資料はない。

収益率を56%とする実証的根拠に欠ける。用瀬、佐治発電所の例を引き写したものであるが、少なくとも実態調査を試みるべきである。

鮎の価格調査について不十分である。交渉相手側からの聞き取り価格である5,500円を採用している。少なくとも実地にあたった実態調査をすべきであるが、企業局は全く実質的な調査を行っていない。

雑魚の減収率についての実証的な根拠が欠けている。

i 小鹿第一、第二発電所設置に伴う漁業補償

○契約の相手方.....天神川漁業協同組合

○契約日時.....当初契約 日時不明(資料の保存なし)

小鹿第一発電所 発電開始 昭和32年10月

小鹿第二発電所 発電開始 昭和33年4月

直近更新 平成12年12月15日

○契約形式.....覚書の作成

○取水による年次補償金...2,022,000円

算定方法及び要素(但し小鹿第二発電所のみ)

・鮭、鮎、鯉、鮒、鰻、石斑魚、その他の補償

・取水による流域減少面積.....

残存資料からは、その算出面積の正しさを検証することは不能であった。
また、現担当者に聴取しても正確な回答が得られなかった。

・漁価.....

鳥取県農林水産統計年報の過去6年の平均

・生産費.....鮎21%、その他15%

その算定方法の正しさを当時の資料からは検証することは不能であった。
また、担当者に聴取しても、正確な回答が得られなかった。また、生産費が低すぎる。他のほとんどの補償例では生産費は56%とされており、おそらく、小鹿第二発電所の場合には自家労働費が除外されているのではないかと考えられる。

・被害額.....

流水面積の減少に比例して損害が発生するとの理解に立ち、数点の要素を計数化して補正算出しているが、残存資料によってはその正確性、合理性を確認できなかった。また、担当者に説明を求めたが、十分な説明ができなかった。

・補償方法.....

被害額に対応した部分を鮎の放流で補填するという発想に立って、放流費を算出してその金額を補償するという方法を採用

ちなみに、小鹿第一発電所については資料が保管されておらず全く算定方法及び要素が不明であり、補償内容の正しさを検証することができなかった。

指摘事項

小鹿第一発電所については、なんの資料も保管されていないこと自体が重大な財務の管理を怠る行為。過去の問題であればともかく、現在及び将来において支払いがなされる問題であり、補償実務の妥当性を担保するためには必須の要件である。

小鹿第二発電所については、資料は残されているものの、その資料によっては、現在の補償額を確認し得なかった。

エ 漁業権以外に対する補償契約

(ア) ほとんどが平成13年度以前の、しかも支払が完了しているものである。しかし、漁業権に対する補償だけでなく、それ以外の補償についても前述の通り県土木基準に沿わない補償実務が常態化している。

その中でも、顕著にその問題点が表出しているものとして加地発電所建設に伴う地元要望に対する支出を特に取り上げる。

(イ) この10年間の補償費の中に、平成6年度と平成7年度に加地発電所建設に伴い地元要望に対して計25,637,977円の支出が為されている。

大野地区有線放送線の張り替え1,998,200円(平成6年度支出)

支払先 大野自治会

加地地区有線放送線の張り替え993,950円(平成6年度支出)

支払先 加地自治会

加地公民館建て替えに伴う地元負担金75%の立て替え支払い(若桜町経由)

4,545,000円

支払先 加地自治会

(算出方法)

事業費 12,060,000円

若桜町補助金 6,000,000円

地元負担金 6,060,000円

企業局負担金 4,545,000円

(平成7年度支出)

農道のコンクリート舗装等整備、改良費

1,204,388円(平成6年度支出)

16,896,439円(平成7年度支出)

合計 25,637,977円

(ウ) これらの地元要望にどのように対処すべきか。一般には、同意を得る際、市町村から地元要望として諸条件をつけられることが多い。その内容は必ずしも建設に係る要望だけでなく、行政関連

のことまで同時解決を求められる場合には、関係行政機関と十分協議の上対処し、理解を得る必要がある、とされている。

このような原則からすると、加地発電所建設同意に伴う地元要望は、まさに電源開発に関するのではなく一般行政に関する問題である。そして、補償という概念から明らかにかけ離れた支出である。従って、これを企業局からの補償費として支出することは、まさに不当な支出と言うべきである。

指摘事項

多様な補償が多様な行政目的のもとに行われており、補償という概念を遙かに超えた支出がなされている。補償という概念は、失われたものを補填するということに限定されるべきであり、失われたものが確定できないのに補償という名目の支出は、たとえ補償という名目であっても、一般行政目的を遂行するための支出である。従って、その支出には行政遂行上の合目的性が必要である。

したがって、県土木の補償基準には全く適合しない、公民館の建築、道路整備、集合アンテナの建設等一般住民福祉目的の支出が極めて多く目立つ。

このような支出の必要性は、地元の協力をとりつけ、もって事業の遂行を円滑に行うということである。しかし、補償という名目で一般行政目的の為の支出がなされることは、支出事務における支出目的の存否、合目的性の検討機会を失わせるとともに、予算、決算の審議によって議会が監視する機能を実質的に奪う。そして、このことを通じて、結果的に不必要な支出の増大をもたらす、その反面、必要な施策に予算を計上することが困難になる。さらには、不当な要求でもごねれば通ると一部の住民のエゴを助長することになり、このような悪しき風潮が県民の間に強まれば、県民の間における不平等感を助長するのみならず、県の財務運営に対する一般県民の不信感を醸成し、県の財務運営が著しく困難になる。

オ 指摘事項総括

補償基準の厳格な適用が全くおざなりになっている。

したがって、補償内容の合理性、正当性が全く確認できない補償が多数にのぼる。

その結果、補償対象者間に不公正、不平等が発生するおそれがある。

一般行政施策に関する支出が「補償費」の名目で支出される傾向がある。平成6年度、平成7年度の地元要望に応じた支出などはその最たる例である。また、本監査において子細に検討した漁業補償にもその例が見られる。これらは、氷山の一角との疑いを払拭しえない。

また、一般行政的にも明らかに根拠の無い、言うなれば架空の補償がある。千代川漁協へ毎年支払われている鮎産卵場関連補償である。その支払について直ちに再検討すべきである。

さらには、明らかに過大支払補償がある。千代川、日野川水系の両漁協に対する工業用水の取水に伴う漁獲減に対する補償である。実際の取水計画をはるかに上回る取水がなされることを前提とした補償額の算定は極めて不当であり、直ちに再検討すべきである。

継続支払が予定されている漁業補償については、その補償額の算定を再度県土木基準に従って原則的にやり直し、過大支払があれば、覚え書きの改訂等のための再交渉を行うべきである。

このような補償実務の悪弊は、漁業権や水利権等を有している権利者の同意を得なければ事業遂行が出来ないかあるいは重大な困難に達するという狭間から生ずることも考慮しなければならない。換言すれば企業局のアキレス腱とも言える。この問題を克服するためには、補償実務の場面においてあるべき倫理が形成されるような世論の監視と成熟が不可欠である。従って、補償実務の県民に対するディスクロージャを制度として確立すべきである。

企業局職員は、技術職を除いてプロパーの職員は存在しない。県全体の人事システムの中に組み込まれている。従って、補償実務の問題性を克服するには、県全体の補償実務の問題性、換言すれば悪弊を承継したものととも考えられる。従って、企業局だけでなく、県全体の補償実務の刷新を図ることが必要である。

第3 監査の結果に添えて提出する意見及び改善策

1 埋立事業について

埋立ては、長期かつ大規模な事業として多額の資金調達を余儀なくされ、ゆえに資金コストも多額になるという宿命を負うことを特徴とする。然るに、そのような資金コストを負担することなく行われてきた企業局の埋立事業とは一体どのようなものであるのか、このような基本的な疑問から前述の通り一連の問題点を分析、検討することとなった。その結果、独立採算の原則や効率性という観点からする多くの弊害が次々と明るみになった。とりわけ、竹内地区の買戻しについては、独立採算の原則、効率的な経営という地方公営企業としての根幹にもとるものであるばかりでなく、特定の者に対する理由なき優遇措置として、不当に財産管理を怠る行為あるいは不当な支出とも言うべき問題であることが明らかとなった。これら、いずれの弊害も企業局に資金コストを負担させないことに必然的に由来するものといえる。

民間企業における内部の部門別会計において、極めて重要かつ困難な問題とされるのが、部門間で取引されるサービスについて如何なる受益負担関係を構築するのかという問題である。そこでは、人的サービス、物的サービス、それぞれのサービスの態様に応じた受益負担関係を明らかにすることが求められる。このような負担関係が明らかにされて初めて、各部門毎の経営の合理性が客観的に検証可能になる。また、効率性を阻害する経営上の問題点も解明される。

他会計借入金の利息が実質的に免除されているということは、企業局と一般行政部門とのまさにこの受益負担関係が崩壊していることを意味している。企業局は、「利息を支払わなくてもよい、だからコストを抑えている」という錯覚に陥り、その必然的な帰結として効率的な経営に対するインセンティブを失ったのである。このようにして、「いつ売却しても結果は同じ、だから値下げは採算に合わない」という判断をもたらし、時の経過に対する緊張感を失わしめたのである。また、買戻しについては、違約金の請求という契約上の権利まで放棄して唯々諾々と応じ、いわゆる大量の売れ残り分譲地を保有するはめに陥ったのである。合理的で近代的な経営を指向する以上、時間すなわち利息は、あらゆる意味で最重要コストの一つである。とりわけ企業局においては、現時点において最大のコストでもある。従って、企業局の経営の効率性を確保する最大の指標なのである。企業局が、合理的な尺度を定立して事業活動を行おうとする場合、明確な基準と経営状況に対する厳しい点検のないまま利息の免除が行われるとすれば、効率的な経営の基本的な指標を失うことになるのである。このように考えた場合、原則的には、単に事業が困難であるという理由だけで利息は免除されるべきではない。企業局の経営がどのような経営努力を積み重ねても困難であるのであれば、利息免除以外の方法、例えば負担金等の別の枠組みで検討するべきである（地方公営企業法第17条の2第1項参照）。

ところで、企業局は、発生主義会計であるにもかかわらず、発生利息について計上していなかったことは既に指摘したところであり、誤った会計処理である。このような誤った会計処理は利息だけでなく他にも見られたが、利息の未計上については、企業局経営の効率性追求のインセンティブを根本から奪うという意味で看過し得ないものとして取り上げた。

利息免除は、一般会計上から見ても懸念すべき問題を発生させる。一般会計は、企業局とは異なり現金主義会計である。従って、免除された利息額は予算、決算上に登場してこない。この結果、県民あるいは議会の監視の目に直接さらされることから逃れることができる。かくて、利息免除に伴う財政上の負担が県民に明確に認識されないこととなる。これは、財政民主主義の貫徹という地方自治の本旨にも反するといわねばならない。

ちなみに、無利息の貸付けという手段が様々な政策目的を遂行するために多用される傾向が見られる。もちろん、そういった措置が行政政策上必要な場合が数多くあることを否定するものではない。しかし、このような措置は、現金主義に基づく官公庁会計においては、それに伴う経済的な負担が明確に外部から認知されないという問題を発生させる。そして、その結果、当該負担の行政政策上の合理性についても客観的な検討が緩むということを経験すべきである。資金の拘束がコストをもたらすということは、民間であろうが地方公共団体であろうが共通した原則である。このように考えると、一般会計における無利息貸付けは、その負担が認識されないという行政システムの弱みを利用して不適当な財政支出をおこなう「極めて便利な」手段

として悪用される可能性があることを認識すべきである。

既に述べた通り、本報告書で指摘した利息の実質的な免除とは、一方で企業局に対しては、時の経過に対する緊張感を持たなくとも良いという安易さをもたらし、他方で一般会計に対しては、その経済的負担を明らかにしなくとも良いという安易さをもたらすものである。これは、「馴れ合い」的な状況を生みやすい同一組織内という土壌のうえで、易きに流れる企業局と一般会計の利害がいみじくも一致してしまった結果ともいえるのである。

【改善策】

- (1) 一般会計からの借入金及び発生利息について、可能な限り返済の努力をすること。

地方公営企業法第18条の2第2項の趣旨からしても当然である。

- (2) 仮に何らかの理由で発生利息を支払わないとしても、発生利息を計上すること。なお、企業局会計も現金主義であるとの見解が一部存在するが、地方公営企業法第20条に照らして、明らかな誤りとする。
- (3) 未売却分譲地について、時間コストを織り込んだ合理的で市場性のある効率的な販売事業計画を立て、速やかに事業を遂行すること。ちなみに、売価を10%値下げしても、平成31年までに売却すれば、収支が合うという試算も可能である(第2の2(1)ウ(キ)参照)。
- (4) 定期借地権の設定については、採算性のある効率的な対応方法ではないとの認識を確立し、安易な契約を戒めるとともに、現在結んでいる定期借地契約については、契約条項に従って期限内に終了させる方針を確立すること。
- (5) 崎津工業団地については、元々企業局の守備範囲ではないとの認識を確立し、土地利用については広い行政施策で対応すべき問題との見地から県一般行政へ移管すること。
- (6) 竹内地区のみなと温泉館については、第一級の観光資源として位置づけ、最適利用を検討すべきである。十分な資本投下と合理的な経営方針のもとに魅力ある観光施設として再生させること、そのための経営主体として企業局が真に適しているのか、民間の活力を導入することはどうかといった観点から、大胆な検討作業を開始すべきである。

2 鳥取地区工業用水道について

指摘事項は、第2の2(2)ウに述べたとおりである。企業局は、鳥取地区工業用水道事業計画にあたり、第1に工業用水の需要に対する正確な調査、検討を怠り、第2に必要な建設費の緻密な検討を怠った。その結果、毎年大幅の赤字を発生させるという基本構造をつくった。その最大の原因は、企業局の経営に独立採算の原則や効率性意識が欠如していたことである。今後毎年発生するこの赤字をどのように補填すべきか。現状では、一般会計からの借入金(平成13年度で87百万円、埋立事業とは異なり平成10年、11年、12年の3年間は利息支払いが為されている)や平成23年まで支払われることとなっている一般会計からの出資金(平成13年度で19百万円)でまかなわれている。しかし、恒常的な赤字構造をそのままにして有利子負債である一般会計からの借りに頼ることは、結果的には、さらに負担を増大させることになり、健全な財務運営を損なうものである。また、一般会計からの出資金をもって赤字を補填することも同様財務の健全性を損なうものである。企業局の説明によれば、出資金は建設費の毎年の減価償却分に相当するものを一般会計が出資金として負担するということであった。そうであるならば、出資金は、企業局の側から見た場合、資本として会計上ストックされるべきものであり、これが赤字の補填に使用されるとすれば、出資本来の目的を失う。また、一般会計の側から見た場合、出資金を出資した後、その出資金が赤字の補填にまわされるということは、出資したとたん次々と無価値になることを意味し、一般会計の健全性を損なうことになる。

以上の指摘事項を前提に、以下に改善策を提案する。

【改善策】

- (1) 鳥取工業用水道事業の具体的な経営改善策を策定すること。特に、潜在的な需要を開拓するための効果的な営業政策を確立すること。
- (2) 発生する赤字については、一般会計からの借入金や出資金でまかなうことをやめ、地方公営企業法第17条の負担区分の規定に従って、「当該地方公営企業の性質上能率的な運営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」に該当するか否かの検討を行っ

たうえ、一般会計に負担金の支出を求めて補填すること。

- (3) 独立採算性の原則や効率性が貫徹できるように人事政策を改善し、組織体制を確立すること。

企業局から提出された資料によれば、企業局職員は、技術職を除いてプロパーの職員は存在しない。完全に県全体の人事システムの中に組み込まれている。従って例えば、独立採算の原則などを厳守しようという意識よりも誘致企業の保護育成等一般行政上の要請に応じなければならないという意識が勝ってしまうようなことが懸念される。

3 各種損失補償

工業用水道事業および電気事業に関して損失補償という名目で極めて不明瞭な支出が容認されていることが判明した。

県土木基準という抽象的な基準はあるものの、補償実務のマニュアルとして使用できるような基準ではない。その結果、統一的で安定した補償実務が確立していない。このような、補償基準の実質的な不存在によって、補償内容が、交渉の相手方との対抗関係、換言すれば力関係によって左右されるという傾向がさげられない。実用性のあるマニュアルが確立されれば、補償対象者への理解を含め交渉はるかに合意的で容易になる。

一般行政目的に属する補償という概念からはみ出す支出が企業局の補償費の支払いという形式で為されている。企業局の負担区分に含まれない費用の脱法的支出である。そして、予算開示というディスクロージャーを害する。

現在継続支払いが為されている全ての漁業権補償について、その支払い根拠が程度の差はあれ不明である。

現在継続支払いが為されている漁業権補償のうち、減水に基づく日野川工業用水道漁業権補償、鳥取工業用水道漁業権補償については、実際の取水量以上の減水量を前提に被害額が算定されており、明らかに過大補償である。

鳥取工業用水道漁業権補償のうち鮎産卵場設置補償については、この支出の正当性を裏付ける資料が全く存在しない補償である。また、常識的にも考えにくい補償支出である。

日野川工業用水道事業関連の迷入魚補償については、契約書(覚え書)にある実態調査が全く為されていない。

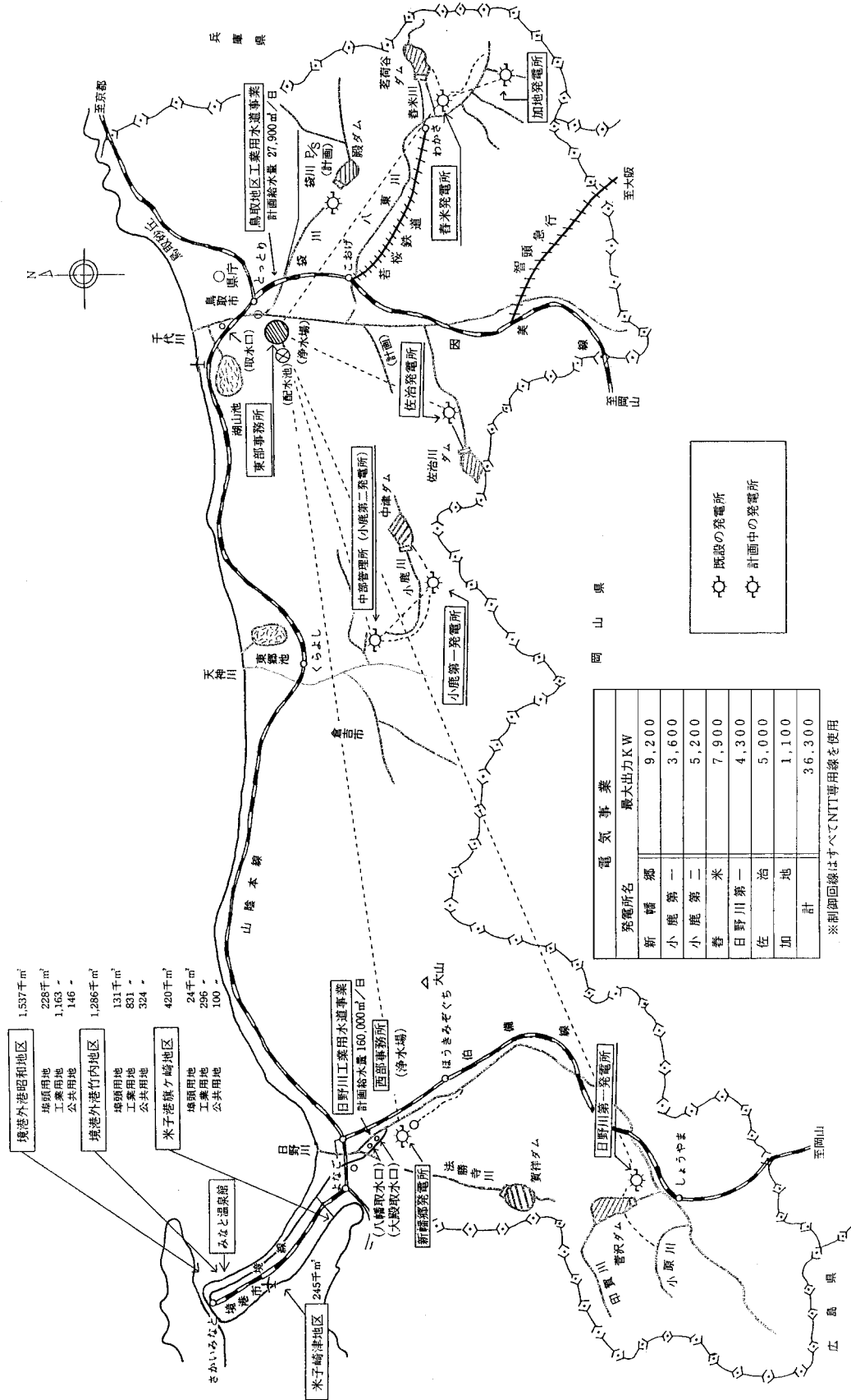
【改善策】

既に、第2の2(3)オに記載したが、以下に箇条書きにまとめる。

- (1) 適切な補償基準とマニュアルを策定すること。
- (2) 補償費と一般行政支出の負担区分についての峻別意識を確立すること。
- (3) 継続支払いが為されている全ての漁業権補償について、改めて補償費を合理的で透明な基準に基づいて算定し直し、その算定に基づいて関係各漁業協同組合との再交渉を行うこと。
- (4) 減水に基づく日野川工業用水道漁業権補償、鳥取工業用水道漁業権補償については、実際の取水量以上の減水量を前提に被害額が算定されており、明らかに過大補償であるので、直ちに算定し直したうえで再交渉を行うこと。
- (5) 減水に基づく鳥取工業用水道漁業権補償のうち鮎産卵場設置補償分については、この支出の正当性を裏付ける根拠が全く存在しない補償であると思われるので、直ちに支出自体を見直すこと。
- (6) 日野川工業用水道事業関連の迷入魚補償については、契約書(覚え書)にある被害の実態調査を直ちに行い、補償額の正当性を確定すること。
- (7) 補償交渉過程について県民に対するディスクロージャーを制度的に図ること。補償交渉を明るみに出すことによって、一般社会の常識によるふるいがかけられあるべき補償実務が確立する。
- (8) 企業局における補償実務の問題性が他の部局にも存在しないか点検し、改善点があれば県全体で対策を立てること。

以 上

鳥取県企業局の事業概要図



- 境港外港昭和田地区
 - 施設用地 1,537千㎡
 - 工業用地 228千㎡
 - 公共用地 1,163千㎡
 - 146千㎡
- 境港外港竹内地区
 - 施設用地 1,286千㎡
 - 工業用地 131千㎡
 - 公共用地 831千㎡
 - 324千㎡
- 米子港雁ヶ崎地区
 - 施設用地 420千㎡
 - 工業用地 24千㎡
 - 公共用地 296千㎡
 - 100千㎡

- 日野川工業用水道事業
 - 計画給水量 160,000㎡/日
 - 西部事務所 (浄水場)
 - 八幡取水口 (大殿取水口)
 - 新藤郷発電所
- 鳥取地区工業用水道事業
 - 計画給水量 27,900㎡/日
 - 探川PS (計画)
 - 殿ダム
 - 香米川
 - 若狭鉄道
 - 香米発電所
 - 加地発電所

